

平成24年 第1回定例会

美 深 町 議 会 会 議 録

平成24年3月 5日 開会

平成24年3月16日 閉会

美 深 町 議 会

平成24年第1回定例会
美深町議会会議録
第1号 (平成24年3月5日)

◎議事日程 (第1号)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 町長から行政報告
- 第 5 議案第19号乃至議案第25号の提案説明 (町政編成方針及び教育行政執行方針)
- 第 6 予算特別委員会の設置
- 第 7 議案第5号の提案説明
- 第 8 議案第6号の提案説明
- 第 9 議案第7号乃至議案第16号の提案説明
- 第10 議案第1号 (平成23年度美深町一般会計補正予算 (第9号))
- 第11 議案第2号乃至議案第4号の提案説明
- 第12 議案第17号の提案説明
- 第13 議案第18号の提案説明
- 第14 報告第1号 委員会報告 (総務住民常任委員会並びに産業教育常任委員会
から所管事務調査報告)
- 第15 報告第2号 委員会報告 (平成23年度議会広報特別委員会報告)
- 第16 休会日の決定

◎出席議員 (11名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 小口英治君 | 2番 藤守千代子君 |
| 3番 藤原芳幸君 | 4番 南和博君 |
| 5番 中野勇治君 | 6番 山本進君 |
| 7番 諸岡勇君 | 8番 林寿一君 |
| 9番 岩崎泰好君 | 10番 齊藤和信君 |
| 11番 倉兼政彦君 | |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長	山口信夫君	副町長	今泉和司君
総務課長	長谷川浩君	住民生活課長	瓜田晃君
産業施設課長	木戸一博君	会計管理者	吉田克彦君
総務グループ主幹	川端秀司君	企画グループ主幹	渡辺英行君
生活環境グループ主幹	望月清貴君	保健福祉グループ主幹	山崎義典君
税務グループ主幹	羽野保則君	農業グループ主幹	草野孝治君
商工観光グループ主幹	玉置一広君	施設グループ主幹	杉本力君
管理グループ主幹	南坂陽子君		

◎教育委員会

教育委員長	宮原宏明君	教育長	石田政充君
教育次長	沢田石幸雄君	教育グループ主幹	政岡英司君
教育グループ主幹	荒木久恵君	幼児センター長	清水目桂子君

◎農業委員会

農業委員会会長	外崎敬雄君	事務局長	木戸一博君
---------	-------	------	-------

◎監査委員

代表監査委員	岡崎三郎君	事務局長	長岐和彦君
--------	-------	------	-------

◎議会事務局

事務局長	長岐和彦君	事務局副主幹	中村稔君
------	-------	--------	------

開会 午前10時00分

◎ 開会宣言

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

只今の出席議員は11名です。定足数に達しておりますので只今から平成24年第1回美深町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において9番岩崎君、10番齊藤君の両君を指名します。

◎ 日程第2 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 日程第2 諸般の報告をいたします。

局長から行わせますのでお願いいたします。

局長。

○事務局長（長岐和彦君） 諸般の報告をいたします。

閉会中の議長の動向および閉会中の各委員会の活動につきましては別冊配布の議会の動きに掲載しておりますのでご了承願います。

次に、閉会中に議長が受理しました陳情等について申し上げます。

障害者自立支援法の廃止を求める国への意見書提出にかかる要望書、公共事業における予算の確保の関する要望の2件であり資料として配布しております。

次に、閉会中議長に提出された書類について申し上げます。

町長から専決第6号損害賠償額の決定、専決第7号平成23年度美深町一般会計補正予算第6号、専決第1号損害賠償額の決定、専決第2号平成23年度美深町一般会計補正予算第7号、専決第3号美深町公共下水道条例の一部改正について、専決第4号損害賠償額の決定、専決第5号平成23年度美深町一般会計補正予算第8号の7件、代表監査委員から1月及び2月実施の例月出納検査報告書、平成23年度定期監査報告書の2件です。これら9件はいずれもお手元に写しを配布しておりますのでご覧いただきます。

次に、今定例会の提出議案ならびに出席説明員について申し上げます。

提出議案は町側提出のもの、平成23年度補正予算4件、条例制定1件、条例改正11

件、預託金及び融資限度額等1件、組合規約の変更1件、平成24年度予算7件の合計25件です。議会側提出のものは選挙1件、委員会報告2件の合計3件です。

今定例会の説明員として出席通知のありましたものの職、氏名を一覧表としてお手元に配布しておりますのでご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程第3 会期の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日から16日までの12日間としたいと思います
がご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、今定例会の会期は本日から16日
までの12日間と決定しました。

◎ 日程第4 行政報告

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第4 町長から行政報告について発言が求められており
ますのでこれを許します。

町長。

○町長（山口信夫君） 行政報告といたしまして企業誘致の取り組み状況、そして美深道
路の建設の進ちょく状況につきまして行政報告を申し上げます。

まず企業誘致であります。一昨年から進めてきました企業誘致につきましては本町での
立地実現に向け当該企業との連絡を密にしながら着実に取り組んでまいりました。当該企
業からも頻繁に来町され建設予定地の現地調査をはじめとして製品の輸送実態、美深町
の気象状況下における製造調査を積み重ねているところであります。本町からも2月1日、
町、議会、企業開発審議会の代表者6名で公式に企業訪問をいたしました。誘致企業、関
連企業さらには国内大手の取引企業に訪問をして本町の受け入れ姿勢を示しながら立地
の実現をお願いしてきたところであります。企業にとっての工場移転は企業生命を左右する
一大事業であることや経営の中断が許されないことなどからこれらに十分配慮した方法を
とりながら今後とも立地実現に向けて精力的に取り組んでまいります。

次に、美深道路の建設状況を報告いたします。平成21年度に着工された一般国道40
号美深道路は平成24年度完成を目標年度として道路計画区間3.3キロ、実施区間延長
3.7キロあるわけですけれども大規模な工事が進められてきました。用地取得は23年

度内に完了し、新年度は舗装や照明設備工事など12本にわたる工事を予定しているとの説明を受けたところであります。完成しますと美深道路と名寄バイパスとがつながるため、1本の道路として新たな名称がつけられることやトンネル・跨線橋の名称などについて開発建設部から相談を受けているところであります。美深という名称さらには地域の名称を盛り込んでいただけるよう強力に働きかけているところであります。また、町有地に関わりましては菊丘公園駐車場のほか、町道と交差する場所での工事が進む見込みでありますが、美深道路の完成をきっかけにスキー場を中心とした冬場におけるエアリアル大会の充実ははじめ菊丘公園を含めた一体的な夏場の景観づくりなどによる観光の振興を図ってまいる所存であります。

以上、2点申し上げて行政報告とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 只今、町長から行政報告がありましたがお尋ねのむきがありましたらご発言をお願いいたします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） ないようですので以上をもって行政報告といたします。

◎ 日程第5 議案第19号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第5 議案第19号 平成24年度美深町一般会計予算乃至議案第25号 平成24年度美深町水道事業会計予算までの平成24年度各会計予算を一括議題といたします。

この際、平成24年度町政執行方針および教育行政執行方針について町長並びに教育長から説明のための発言が求められておりますのでこれを許します。

町長。

○町長（山口信夫君） はじめに平成24年第1回定例会にあたり町政執行方針を申し上げます。昨年3月11日に発生いたしました東日本大震災から1年が経とうとしています。多くのかけがえのない命が奪われ同時に原子力発電所の事故によって今もなお多くの皆さんが避難生活を余儀なくされています。被災された方々の気持ちを思うと胸が痛む思いであります。ここに改めて犠牲となられた方々のご冥福をお祈りするとともに被災された皆様に対し心よりお見舞いを申し上げ、1日も早い復旧復興を願ってやみません。この未曾有の大災害に対し今後も引き続き関係機関と連携をとって復興へ向けた支援を続けると同時にこの災害を教訓として安全安心なまちづくりに努めてまいります。

日本の経済は直近の月例経済報告によると景気は東日本大震災の影響により依然として

厳しい状況にある中で緩やかに持ち直して景気の回復傾向に期待しているところでありますが道内・町内においては依然として厳しい状況が続いていることに変わりはありません。こうした中、本町においては地域経済対策として公共工事や地元商工業に対する各種の支援を行うとともに新たな雇用の創出を見据え企業誘致に向けて精力的に誘致活動を展開してきたところであります。

平成24年度は第5次総合計画の2年目となり、いよいよ大型の施設整備が始まるなど本格的な年と位置付けているところです。仁宇布線デマンドバスの本格運行、民間賃貸住宅の建設に対する支援制度の創設、農業研修生等寄宿舍の建設事業、中山間地域総合整備事業や美深中学校改築事業への着手、高齢者等活動センターの建設、地域おこし協力隊事業など新たな事業に取り組みながら活力ある産業の振興、豊かな自然環境と調和した居住環境、安心して暮らすことができるまちを目指して全力で取り組んでまいります。各会計の予算額は一般会計44億1,100万円、国民健康保険特別会計7億9,720万円、後期高齢者医療保険特別会計6,660万円、介護保険特別会計4億6,410万円、簡易水道事業特別会計4,180万円、下水道事業特別会計2億7,020万円、水道事業会計1億9,210万3千円、7会計総額では62億4,300万3千円となり、前年度と比較して13.3%の増、一般会計においては15.4%増の予算編成となったところであります。

以下、第5次美深町総合計画に掲げる5つのまちづくりの目標に沿って予算編成の考え方を説明申し上げます。

1つ目の自然環境と調和する安全安心なまち美深であります。

環境保全、環境衛生の推進について申し上げますが、本町の恵まれた自然環境と調和する新しいまちづくりを引き続き推進してまいります。有害鳥獣対策では、エゾシカ、ヒグマなどの捕獲対策を継続するとともにアライグマによる被害に備えてまいります。ごみ処理関係事業についてはリサイクルセンターの運営やごみの収集運搬など、より効果的な事業運営を進めてまいります。また、これまで炭化ゴミやし尿を共同処理している市町村が共同で一般廃棄物処理基本計画の策定に取り組みます。合わせて、次期ごみ埋め立て処分場の整備など本町における今後のごみ処理体制整備の方向付けを行ってまいります。

簡易水道事業特別会計について申し上げます。本年度量水器取替工事の減少によりまして前年度と比較して5.6%減の予算となっております。水道使用量、給水戸数は前年度並みを見込みまして機械設備の計画修繕を行いながら施設を維持して正常で安全な水の安定供給に努めてまいります。

下水道事業特別会計について申し上げます。本年度は下水道管渠工事などの実施によりまして前年度と比較して19.2%増の予算となっております。区域拡張に伴い下水道管

渠新設工事を行うとともに機械設備の保守管理に万全を期してさらなる環境、公衆衛生の充実に努めてまいります。

水道事業について申し上げます。本年度は導水管移設工事などの実施によりまして前年度と比較して60.3%増の予算となっております。給水収益は若干の減少を見込んでいますが有収水量率の向上のため全町漏水調査を2カ年で実施するとともに、駅東地区水道管新設工事、美深道路工事に伴う導配水管移設工事、計量法に基づく量水器取替工事などを実施してまいります。

道路交通網などの整備について申し上げます。道路交通網は住民生活や産業経済活動を支え地域間交流を促進する重要な基盤であります。町道については路面補修や標識・区画線などの安全施設の整備、東1号道路北線の改良工事を実施してまいります。昨年度から供用開始した敷島地区の雪捨て場については引き続き造成工事を進めてまいります。公共交通網の整備では、仁宇布バス路線のデマンド方式による本格運行を行います。恩根内バス路線では名寄市立病院利用者の利便性向上のため名寄市と連携して運行経路の見直しを進めてまいります。市街地循環バスについては3年目の実証運行となりますが利用者のニーズに合う運行体系を模索してまいります。

住宅の整備について申し上げます。住宅は健康で文化的な生活を営む基盤であり安心して快適に暮らすことができる住環境が求められております。本年度から3カ年賃貸住宅の建設に対して一定の支援を行う制度を作って民間資本を活用した住宅の確保を図ってまいりたいと考えているところであります。今定例会に提出する美深町賃貸住宅建設促進条例の制定についてご理解を賜りますようお願い申し上げます。

計画的な土地利用について申し上げます。土地は生活や産業活動の基盤であります。駅東地区については雪捨て場の移転を終えたことから実効的な土地利用を促進してまいります。河川につきましては土砂流出などの災害発生を未然に防止するため関係機関と連携して防災機能を持つ排水施設等の維持管理に努めてまいります。公園につきましては日常生活に安らぎと潤いを与える場として常に安心して利用できるよう計画的な維持管理に努めてまいります。

消防防災体制の充実について申し上げます。自然災害や火災などさまざまな災害から生命や財産守るため消防、救急、救助活動体制の強化、避難訓練を通じた防災意識の高揚、緊急防災情報の確実な伝達、地域防災計画の見直しを図りながら総合的な防災体制の整備、強化に努めてまいります。住宅火災による犠牲者をなくすため、住宅用火災報知機の設置を推進してまいります。救急救命については医師や病院との連携を深めるとともに救急救命士の資質の向上に努め、高度化する救急業務に対応してまいります。本年度は新たに衛

携帯電話を配備して携帯電話の不感地帯における捜索活動の通信を確保してまいります。自主防衛組織につきましては地域ぐるみで災害に備え要援護者に対する支援活動が図られるよう活動を支援してまいります。

交通安全防犯対策の推進について申し上げます。美深道路は本年度中の完成を目指して工事が進められておりますが完成までの間、東2号道路を中心とする車両の往来、さらには開通後の町内車両通行状況の変化についても注視をしながら引き続き交通安全対策に努めてまいります。防犯対策では警察署と連携した住民への必要な情報提供や自治会と連携した防犯灯の維持管理など安全安心なまちづくりを進めてまいります。

情報化の推進について申し上げます。近年、パソコンや携帯情報端末が急速に普及し、情報通信技術がさらなる進化を続けております。各戸に設置した防災情報端末機を通して緊急防災情報のほか暮らしに役立つ情報を提供し生活の利便性の向上や地域経済の活性化に努めてまいります。

消費生活対策の推進について申し上げます。消費者保護のため情報提供や啓発活動を通じた意識高揚を図りながら広域連携を含めた体制の確保や消費者団体との連携による消費者保護に努めてまいります。

大項目の2番目であります。資源を生かす活力に満ちたまち美深であります。

農業の振興について申し上げます。TPP問題など農政の先行きが不透明で燃料、資材などの価格高騰や農畜産物の価格低迷など農業を取り巻く環境は引き続き厳しいものとなっています。このような中、冷涼な気候風土を生かした持続可能な美深農業の確立を目指して担い手の育成確保の推進をはじめとした諸政策を推進してまいります。

環境と調和し安全安心な農業の推進であります。原発事故を契機として消費者はより一層安全安心な農畜産物を求めています。家畜排せつ物の堆肥化による有機物を活用した地域循環型のクリーン農業、土壌分析に基づく施肥設計と土壌改良支援など、土作りの推進をはじめとして中山間地域等直接支払いや農地水保全管理、廃プラスチック対策支援などにより環境負荷を軽減し持続可能な農業生産を支える取り組みを推進してまいります。

生産性の向上と高付加価値化の推進についてであります。土地利用型作物による輪作体系を守るためテンサイ、バレイショに対する支援を行い作付け離れの解消と生産維持拡大を推進するとともに引き続き輪作維持、耕畜連携に対して支援してまいります。鳥獣被害防止対策として各営農集団が実施する鳥獣侵入防止策の整備に対し支援を続けてまいります。平成21年度から進めてきた畜産担い手育成総合整備事業につきましては本年度の事業をもって完了します。湿害の発生など排水不良な農用地の改善や生産性の高い農地づくりに向けて北海道や開発局と連携して新たな農業基盤整備事業を推進してまいります。酪

農ヘルパー事業の拡充や畜産経営に対し引き続き支援を行ってまいります。高付加価値化の推進につきましてはクリーン農業などを推進するとともに地産地消や販路拡大を目的とした農畜産物等販路拡大推進会議の物産展PR事業を通じて農畜産物の付加価値向上に努めてまいります。

担い手の育成確保とゆとりある農業の推進であります。持続的に発展していく美深農業の実現には担い手の育成確保が最も重要な課題であります。新規就農予定者の実習受け入れや農業経営継承組織の組織化が図られるよう引き続き支援をするほか、農業体験実習生の受け入れ拠点となる農業研修生などの宿舎を整備いたします。

優良農地の確保と農用地の有効利用について申し上げます。優良農地を守り農業生産力を維持するとともに効率的な土地利用を展開するため担い手の農地集積や規模拡大支援制度の活用をはじめとして適切な利用集積を図り持続可能な美深農業の基盤を守ってまいります。

林業の振興について申し上げます。森林は林産物の生産基盤であるとともに町土の保全や水源涵養、二酸化炭素の吸収、貯蔵など多面的広域的な機能を有しています。森林のもつ多面的機能をより高め適切な森林管理と林業経営の安定化に向けて引き続き民有林、町有林の路網整備を推進してまいります。旧天木林については森林施業計画に基づいて森林組合による施業を実施し来年度を起点とする新たな森林整備計画の下で美深町有林として管理することとしております。

商工業の振興についてであります。地域経済の低迷が続く中で商店主や中小企業者は経営改善に努めておられます。今年度が最終年度となる快適住まいづくりと商工業振興補助の活用促進で地域経済の活用化を図ってまいります。商工業の総合的な改善発達を目的として活動する商工会事業に対し引き続き支援するとともに美深道路の開通に伴い、その対策を研究する商店街活性化研究事業を支援してまいります。企業立地に対する支援制度を見直して工業の振興と雇用の場の拡大を図ります。今定例会に提出する美深町企業立地促進条例の改正についてご理解を賜りますようお願い申し上げます。中小企業者の資金調達につきましては町融資及び道融資に伴う信用保証料及び利子の補給を継続してまいります。高齢者の買い物支援と地域の高齢世帯の見守り活動など住民と行政の共同による新しい公共、美深ニューパブリック協議会の事業に引き続き取り組んでまいります。

観光の振興について申し上げます。美深町の自然や農畜産物などこれらを活用した体験観光や地域の人々との交流観光など観光客のニーズに対応する観光プログラム作りに取り組んでまいりました。今後観光商品の充実や受け入れ態勢の構築に向けて関係者との連携を図ってさらに魅力ある観光地づくりを推進してまいります。本町の観光振興を担う美深

町観光協会に対し新たな美深のPR事業の展開など事業運営に必要な支援を引き続き行い周辺市町村と連携した観光客誘致に努めてまいります。美深アイランドにおいてはチョウザメを食材として活用できる環境が整いつつあります。チョウザメのまち美深のブランド化に向けて引き続き食用飼育の研究に取り組んでまいります。トロッコ王国においては仁宇布地区の観光を推進するマネジメント組織として観光の活性化に寄与するよう引き続き支援してまいります。

新たな地場産業の創出であります。地元の農畜産物を生かした特産品の研究開発やまちおこし創出事業など新規事業の進出や既存企業の新たな事業展開を促進するため、新たな地場産業の創出を目指す中小企業や起業家を支援してまいります。

就労対策、勤労者福祉の充実について申し上げます。長引く景気低迷による厳しい雇用情勢を踏まえて国の緊急雇用創出事業を活用して雇用の場の確保を図ってまいります。求職者の就労対策として求職者職業訓練支援事業により職業訓練や資格取得に対する助成を行って就職活動を支援してまいります。勤労者の生活安定と福祉向上のため勤労者福祉資金融資制度を継続してまいります。

大項目の3つ目、次代を創る人を育てるまち美深でございます。

教育の振興について申し上げます。美深町の美しく自然豊かな環境の中で生涯にわたって心身ともに健康で充実した生活を送るため家庭、学校、地域が連携して教育環境の充実に努めてまいります。幼児の成長をはぐくむ幼児センターにつきましては地域の子育て支援施設として保育と幼児教育の充実とともに働く親たちへの子育て支援事業を引き続き取り組んでまいります。学校教育では学習の基礎、基本を大切に生きて育てる教育活動を推進してまいります。教育施設の整備といたしまして美深中学校改築事業の実施計画を進め、子ども達が安心して学べる環境づくりに取り組んでまいります。これまで多くの議論があった学校給食の実施につきましては検討委員会の意見を大切に受け止めるとともに情勢を見極めて方向性を判断してまいりたいと考えております。社会教育の取り組みでは学習活動や社会参加など関係機関、団体などの連携により本町の教育振興と生涯学習の充実に努めてまいります。

大項目の4つ目、健康で明るく暮らせるまちづくり美深であります。

健康づくり・医療の充実について申し上げます。すべての町民が生涯を通じて住み慣れた地域で健康で生きがいを持って暮らしていくためには健康に対する高い意識と生活習慣病の予防が重要であります。健康教育や健康相談を通して多くの町民が特定検診を受診できるよう啓蒙し、きめ細かな保健指導を推進して生活習慣病の防止に努めてまいります。さらに、疾病の早期発見のため各種がん検診や感染症予防対策について継続して取り組んで

まいります。美深厚生病院の経営環境は厳しい状況にありますがあくはならない地域医療を守る立場から訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所とあわせて運営支援を継続し総合的な地域保健医療の充実に努めてまいります。

子育て支援の充実について申し上げます。子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変わる中で地域における子育てを支援し母性、乳幼児などの健康の保持と増進を図り、思春期から妊娠、出産、子育て教育などを推進してまいります。安心して妊娠、出産、子育てができる環境を確保するため妊婦一般健康審査や不妊治療費に対する助成、乳幼児及びひとり親家庭などへの医療費助成を継続して経済的負担の軽減を図ってまいります。

高齢者支援の充実であります。今年度、第5期美深町高齢者保健福祉計画がスタートいたします。高齢者が安全で快適に暮らすことができるよう引き続き支援やサービスを提供してまいります。老人憩の家の老朽化対策と第2コミセンの実用性を改善するため複合的な機能をあわせ持った仮称でありますが高齢者等活動センターを建設して高齢者の生きがいづくりの場の確保と地域コミュニティ活動の充実に努めてまいります。美深町特別養護老人ホームでは老朽化したナースコール装置を更新し施設の機能と利用者の利便性を維持してまいります。

障害者支援の充実であります。第3期美深町障害者福祉計画の初年度として障害者福祉サービス相談支援などを提供するとともに関係諸団体と連携して安心して暮らせる地域づくりに努めてまいります。

地域福祉の充実について申し上げます。高齢者や障害者など社会的弱者を地域社会で支えていくため社会福祉協議会や民生委員協議会などと連携して安心して暮らせる地域づくりに努めてまいります。

社会保障の充実であります。医療費や介護需要の増加など社会保障制度を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります引き続き本町における国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の円滑な運営に努めてまいります。また、国民年金制度、生活保護制度の周知・啓発、相談体制の強化に努めてまいります。

国民健康保険特別会計について申し上げます。本年度は前年度対比1.7%増の予算を計上しております。年度当初の加入者数は世帯数で3.5%の減少、被保険者数は4.5%の減少を見込んでいます。国民健康保険事業の運営については医療費の増加により厳しい状況にあります特定検診、特定保険指導をはじめとする疾病の早期発見・予防に視点を置いた取り組みや医療費通知や啓発活動など受診状況に視点を置いた取り組みなどを行って医療費の適正化に努め安定的な運営を目指してまいります。国保税の税率は財政調整基金からの繰り入れを見込むことにより収支の維持を図り、現行税率を据え

置くことといたします。

介護保険特別会計について申し上げます。本年度から新たな第5期介護保険特別事業計画が始まります。居宅サービス、施設サービスなどの保険給付費、地域包括支援センターを中心とした地域支援事業費の推計から前年度に比較して3.3%の増となりました。介護保険料については介護保険料基準額の月額3,300円を3,600円に引き上げることとしております。計画の指針に基づいて高齢者の現状を見極めながら地域に密着した適切なサービスの提供に努めてまいりますのでご理解を賜りたいと思います。

後期高齢者医療保険特別会計について申し上げます。この特別会計につきましては後期高齢者医療制度に加入する被保険者の保険料とその徴収、納付等にかかる費用でありまして前年度対比では6.7%の増となっております。本年度北海道後期高齢者医療広域連合において保険料率の引き上げがありますので保険料については4.7%の増となっております。

5番目のみんなでつくる心かようまち美深であります。

住民主体のまちづくりの推進についてであります。地域住民が安心して暮らすことができるまちづくりをしっかりと進めるためには行政と住民が情報を共有し、住民の理解と協力、そして主体的な行動が必要であります。情報の多様化・高度化によりいつでも・どこでも情報が得られる社会ですがそうした時代であるからこそ人と人が顔を見ながらコミュニケーションをとることが重要であり、その核となるのが自治会であると認識しております。地域と行政をしっかりと結ぶために地域担当員の資質の向上に努めるとともにまちづくり懇談会などの充実に努めてまいります。

コミュニティー活動の充実であります。多くの住民が地域活動に参加でき、主体的な行動に繋がることを願い、自治会活動の運営に支援するとともに地域創造元気づくり交付金事業を継続して取り組んでまいります。組織は人なり、企業は人なり、といわれます。地域活動や産業活動のリーダーを育てるため、引き続きまちづくり人材育成研修事業に取り組んでまいります。

男女共同参画の推進であります。まちづくり懇談会などでは女性の参加と多くの意見をいただいております。徐々に意識の変化がみられていますが公的な会議への出席や行政委員会における女性の構成割合は依然として低い現実があります。互いに尊重し合う社会を築くため女性の参画機会の拡大を推進してまいります。

交流活動の推進について申し上げます。社会基盤の発展により、人的交流や物流、情報の収集や発信が容易な時代です。東京美深会、札幌美深会そして立地企業を通じた都市部との交流、さらには姉妹町、国際友好都市との交流事業を継続してまいります。姉妹町で

ある添田町とは産業、経済分野での交流を深めてまいります。都市部などからの移住促進に向けた生活体験事業を継続するとともに新たな事業として地域おこし協力隊事業に取り組みながら移住による地域の発展に努めてまいります。

行政経営の充実について申し上げます。多様化・高度化する行政ニーズに的確に答えるためには効率的な行政運営と健全な財政運営が求められています。第4次行政改革推進計画に基づく効率的な行政の推進と行政評価による的確な行政サービスの提供に努めます。健全な財政基盤の確保には自主財源の根幹となる町税等の収納率向上が欠かせません。本年度から上川広域滞納整理機構に加入し滞納額の縮減と税負担の公平性の確保に努めてまいります。厳しい時代の行政を担い、多様な住民ニーズに対応できる職員を育成するため研修や地域担当員制度を通じて資質を高め、行政サービスの向上を図ってまいります。

以上、平成24年度の主要施策と予算概要について説明を申し上げました。活力ある産業の振興、豊かな自然環境と調和した居住環境、安心して暮らすことのできるまちづくりを推進するため、町民各位並びに町議会議員各位のご理解とご協力を心からお願いを申し上げます、町政執行方針とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 教育委員会が所管いたします平成24年度の教育行政の執行方針を申し上げ、町議会の皆様、町民各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年の東日本大震災から1年が過ぎようとしています。多くの方々が犠牲になられ、これまでの常識では考えられないことがさまざまな形で表れ、人々の価値観が大きく変わったように思います。教育の観点からも改めて生きる力の大切さと故郷への思いの深さを感じるところであり、本町教育の一層の充実を期するものであります。

本年、一連の教育改革を踏まえ、これまでの学校教育目標を知・徳・体を柱とした目標に改め、次代を担う子どもたちが主体的に行動できる力を身につけ、しっかりと未来に向かって成長できる教育活動に取り組み、家庭をはじめ、学校や地域社会が一体となった環境づくりを推進してまいります。

文化会館を中心として社会教育・文化芸術活動を推進し、人材の育成と町民が学び活動する機会を提供するなど各団体の活動の支援に努めてまいります。また、体育の振興においては子どもの体力向上をはじめ、スポーツに親しむ取り組みや活動を支援してまいります。生涯にわたる学習機会の提供を通し、町民が学び躍動し、生き生きと活動できる豊かな教育のまちづくりを進めてまいります。

幼児教育の充実について申し上げます。幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎となる最も大切な時期であります。幼児センターではさまざまな体験や環境を通して創造的な思

考や豊かな情操をはぐくみ、基本的な生活習慣の自立や運動に親しむ取り組みを進めてまいります。また、家庭や学校、地域社会と連携を図り、幼児一人ひとりの特性に応じ、発達に即した保育の充実を図るとともに幼児教育・保育における研究、研修を積み、職員の資質向上を図ってまいります。子育て支援においては保護者のニーズに対応した支援体制の充実努めてまいります。

学校教育の充実について申し上げます。義務教育では新学校教育目標である時代を担う子どもたちがふるさと美深を愛し、主体的にたくましく生き、社会に貢献できる人になることを基本に創造的な知性や豊かな心、そして健やかな体をはぐくむ教育活動を推進してまいります。国際理解と語学教育の推進では引き続き語学指導助手を各学校の授業に派遣するとともに文化や外国語に慣れ親しむよう外国語活動を支援してまいります。特別支援教育については支援員の配置を継続するとともに個々の学習や活動状況に応じた適切な就学機会の確保に努め、美深町特別支援連携協議会の活動を通して教育・福祉・医療等の関係機関と連携して進めてまいります。仁宇布小中学校の山村留学事業につきましては町民の理解と地域の支援・協力を得て、豊かな自然体験学習など山村の学校を求めて全国から集まる児童・生徒を受け入れ、心豊かな教育と地域の活性化を含め、引き続き事業に取り組んでまいります。また、近年、山村親子留学への要望が増える状況から受け入れに対応していくため、住宅建設を進めてまいります。スクールバス運行につきましては恩根内美中線のバスを更新するとともに学校からの遠距離児童生徒の通学、住民の交通手段として引き続き4路線の安全運行に努めてまいります。教育環境では教員住宅の老朽化に伴う建て替えとともに美深町中学校の改築・改修事業を進めるため、実施設計に取りかかってまいります。また、学校給食につきましては検討委員会の意見などを大切にしながら協議を進めてまいります。学校林では間伐事業を実施し適正な維持管理に努めてまいります。

高等学校教育は国際化、高度情報化など社会が大きく変化する中で時代を担う人材を社会に輩出する大きな役割を担っています。美深高等学校は学力対策や将来を見据えたキャリア教育など進路学習の強化に取り組み、定員の確保と魅力ある高校づくりに向け教育活動を展開しています。引き続き教科書の購入支援などにあわせ、新たに通学助成を拡大しながら美深高校教育振興協議会と連携して支援してまいります。美深高等養護学校は道北の特別支援教育における中心的な役割を担っている学校であり、町内において専門的な視点から地域の教育活動に対し指導・助言を受けるなど連携を図っているところであります。高等養護学校協力会と連携をとり、地域の養護学校として町民の意識を高め、教育活動を一層支援してまいります。

家庭、地域の教育の充実について申し上げます。家庭教育は教育の出発点として幼児期

から少年期において社会生活に必要な生活習慣、生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などを身につける大切な役割を担っています。家庭の教育力の向上が大切であることから子育て支援にかかわる機関・団体や学校、地域と連携を図り、子どもの発達段階に応じた家庭教育や子育てに関する学習機会の提供に努めてまいります。また、地域の教育力を生かした学校支援地域本部事業を継続し、子どもの健全育成と地域の教育力の向上に努めてまいります。

社会教育の充実について申し上げます。町民一人ひとりが充実した心豊かな生活を送るため、自らの趣味や自分自身を高める学習活動を支援していくとともに機会の提供に努めてまいります。また、女性の地域における参画意識の高揚を図るため、女性学級、女性セミナーなど学習機会の提供に努めてまいります。青少年の健全育成にあたっては異なる世代や地域の人たちとの交流する機会を確保するとともに次代を担うリーダーの育成に努め、地域活動に求められる人づくりを推進してまいります。

芸術・文化活動の推進について申し上げます。心に豊かさと生活に潤いをもたらす芸術・文化の推進につきましては多くの町民が優れた作品などを鑑賞できる機会をつくとともに多様な文化活動を支援し、活動の成果が発表できる場を設けてまいります。また、文化活動を担う人材育成のため各講座の開設など支援をしてまいります。先人が築き上げた文化は郷土の歴史への理解と郷土愛をはぐくむうえで大切なものであります。今後も伝承に努めてまいります。

スポーツ活動の推進について申し上げます。スポーツは心身の健全な発達や心の豊かさをもたらすとともに地域の活性化や健康で活力ある社会形成に大きな役割を担っています。引き続き北海道教育大学や仙台大学との連携とあわせて北海道から社会教育主事の派遣を受け、社会体育の振興と指導体制の強化を図ってまいります。

各種スポーツ事業の推進につきましては町民が運動やレクリエーション活動に親しむ機会の提供に努めるとともにスポーツ教室の開催や青少年の体力向上、幼児期から運動に親しむ取り組みを支援し、住民の健康増進や地域スポーツの振興などに努めてまいります。エアリアル競技の推進では選手や指導者の育成、強化合宿の支援を行うとともに上川北部の広域で取り組む子どもの体力・運動能力向上と冬季スポーツ選手の発掘・育成事業に積極的に参加してまいります。また、道内外のスキー競技関係などスポーツ合宿の受け入れにつきましても関係機関と連携協力しながら進めてまいります。体育施設では学校体育館開放事業の継続実施と指定管理者制度による施設の効率的な運営管理に努め、利用を促進してまいります。運動広場のパークゴルフ場は整備が進められ36ホールとなることから案内板の更新と新たにトイレを設置し、利便性を図ってまいります。また、スキー場の景

観整備について計画を進めてまいります。

以上、申し上げまして平成24年度の教育行政執行方針とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、平成24年度の各会計予算案7件に関する町長の町政執行方針ならびに教育長の教育行政執行方針についての説明を終了いたします。

◎ 日程第6 予算特別委員会の設置

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第6 予算特別委員会の設置を議題といたします。お諮りをいたします。本定例会に提出されています議案第19号 平成24年度美深町一般会計予算乃至議案第25号 平成24年度美深町水道事業会計予算までの新年度予算案7件の内容審査のため一括して議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査をすることにしたいと思っておりますがそのように決定してご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、議案第19号乃至議案第25号の新年度予算案の7件は議長を除く10名の議員を委員として構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し審査することと決定をいたしました。

只今から暫時休憩します。再開は11時20分といたします。

引き続き議長から委員会条例第8条の規定により、予算特別委員会を招集しますので正副委員長の互選ならびに予算審査の日程の決定をお願いいたします。

午前 11時00分 休憩

午前 11時20分 再開

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に予算特別委員会が開かれ、正副委員長の互選ならびに予算委員会の日程を決定しその結果が議長に報告されましたので報告をいたします。委員長に藤守君、副委員長に齊藤君が就任しております。予算特別委員会は3月の13日、14日、15日の3日間と決定しております。

◎ 日程第7 議案第5号

○議長（倉兼政彦君） 日程第7 議案第5号 美深町賃貸住宅建設促進条例の制定につ

いてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第5号 美深町賃貸住宅建設促進条例の制定について説明を申し上げます。美深町内の民間借家の数は年々減少しています。その分、公営住宅や共同住宅への需要が高まっていますがいずれも入居率が高く需要にこたえ切れていないのが現状であります。こうした住宅不足を解消するため町内に共同賃貸住宅を建設する方に対し、建設費用の一部を補助する新たな制度を創設して平成26年度までの3カ年で賃貸住宅の整備促進を図ろうとするものであります。この条例の施行によりまして賃貸住宅の供給を促進し、快適な住環境整備、定住の促進、町内建設産業の振興に大きく寄与するものと考えています。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせていただきます。議案の1ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第5号 美深町賃貸住宅建設促進条例について

美深町賃貸住宅建設促進条例を次のように定める。

12条からなる条例を定めようとするものでございまして、1条には条例の目的を謳っております。賃貸住宅の供給を促進し快適な住環境整備、定住の促進、町内建設産業の振興に資するという目的を持って制定するものでございます。この条例の対象となる事業は第3条に謳っております。2つございましていずれも町内業者が施工するものということでございまして、ひとつが一般民間賃貸住宅新築工事、2つ目が食事付民間賃貸住宅新築工事でございます。3条第1項の1号2号に謳っております。この町内業者が施工するそれぞれの工事につきましては第2条に定義をしております。一般民間賃貸住宅は1棟に8戸以上を有する共同住宅ということでございまして、さらに食事付民間賃貸住宅につきましては入居者に食事を提供するための設備を備えた一般民間賃貸住宅であるということでございます。さらに町内業者とはという定義をつけております。

次に補助金の額でございすけれども、第3条第2項に規定しております。延床面積に1平方メートル当たり50,400円を乗じて得た額が補助金の額とするものでございすけれども限度額を設定しております。2ページをご覧いただきたいと思っておりますけれども、それぞれ第3条第2項の第1号第2号に限度額を規定しております。一般民間賃貸住宅に

つきましては1棟につき1,800万円の補助を限度とする、次に食事付民間賃貸住宅については1棟につき2,160万円の補助額を限度とするものでございます。次に補助対象となるものを第4条に規定しておりまして3号で謳っております。1号が自ら経営する賃貸住宅の新築工事を実施するものでありまして、さらに住所要件として現に町内に住所を有する者あるいは町内に住所を有することとなるものということで町内に住所があるということが要件となります。さらに、町の徴収金等の滞納がないものということが補助対象者の要件ということで規定するものでございます。

次に第5条から第8条までにつきましては補助金の申請から決定、報告、取り消しなど手続きに関する規定を定めるものでございます。第9条に財産処分の制限ということで、これら補助事業で取得した財産についての処分の制限行為を謳っております。用途の変更ですとか譲渡、交換、貸付、こういった部分については10年間の処分制限期間を設けるというものでございますが、第2項第3項にはこの制限期間中の処分の適用除外を設けておりますけれども第2項につきましては一般民間賃貸住宅としての目的、機能というものを変更しないという契約によって経営を移譲するなどの場合こういった条例の目的に沿ったまま財産の経営移譲を行う場合については適用除外とするもの、さらには災害その他の理由によって引き続き管理することができないようなこと、困難となった場合については町長が認めた場合については適用除外とするという規定でございます。第10条につきましては補助金の返還に関する手続きに関する規定を載せております。第11条は適用除外、これは町の補助の重複補助は受けられないということで他の補助を持って町の補助を受けた部分についてはこの条例は適用除外となるという規定でございます。12条は規則への委任規定となっております。附則としまして施行期日でございます。平成24年4月1日から施行するというものでございます。さらに時限立法としてございます3年間の事業ということで平成27年3月31日をもって効力を失うということでございますけれども、第3項に経過措置としてこれらの条例の7条から10条、調査報告ですとかあるいは交付決定等の取り消しといった部分については執行後もなお効力を有するという経過措置を設けているものでございます。

以上、議案第5号 美深町賃貸住宅建設促進条例案についての説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので議案第5号に関し質疑を行います。

1番 小口君。

○1番（小口英治君） 炭酸ガスの排出規制が叫ばれている時代です。二酸化炭素の排出が少なくなる燃料設備を使った場合は特別な補助金を増やすとか、老人がこれから増える

中で要望を聞いておりますので、これを見ると若者が対象なのかという気がするのですが老人対策の考え方としては食事付民間賃貸住宅はどのような捉え方をすればよいのか、2点をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 施設グループ主幹。

○施設グループ主幹（杉本 力君） まず、1点目の燃料の部分でございますけれども、いずれにしても色々な規格がありますので高断熱、高气密ということで一定程度の燃料の部分はやっておりますのでそれ以上の例えば太陽光だとか色々な部分の燃料負荷については一定程度の住宅の価値を上げる部分だと思いますのでその部分で負荷するというわけには補助金の趣旨からいかないのかと思います。あと老人の部分なのでございますけれども、いずれにしても単身者向けだとか一般的な賃貸住宅ですのでそれについては一定程度考えるというよりは全体の住宅の中で建主がその入居も一般の人が入りますので考えるべきだということで、こちらの方の賃貸住宅の補助金の趣旨からいくとそこを考慮した事業としてはいかがなのかということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 今はお年寄りの方は無理だという理解をしたのですが、例えばバリアフリーにするとか手すり等ですとかそれは活性化といいますか店舗の住環境整備事業そのような補助金もあるのでそちらの方は重複して受けられないという副町長の説明だったのですが、例えば老人も入れるように建主がそういう希望を持ったときはあくまでも別物だからダメだということではよろしいのですか。

○議長（倉兼政彦君） 施設グループ主幹。

○施設グループ主幹（杉本 力君） だめだということではなくて、その部分は建主のオーナーがバリアフリーにしたり色々な部分を考えるのはよろしいかと思います。ただ、平米当たりの補助額は決まっておりますので、それについては変えるものではないということでございます。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければ質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第5号については産業教育常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、議案第5号 美深町賃貸住宅建設促進条例の制定については産業教育常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎ 日程第 8 議案第 6 号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第 8 議案第 6 号 美深町企業立地促進条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第 6 号 美深町企業立地促進条例の一部改正について提案説明をいたします。

本町の産業振興を図るにはその一翼を担う工業の振興を図る必要があります。工業の振興は雇用の場の確保に大きな役割を果たしますがこれは定住を促進すると同時に将来にわたって地域経済の活性化につながるものであります。既存企業の設備などの改修も助成対象とすることや助成の対象基準を緩和するほか、補助率を投資金額に応じて 3 段階に設定して補助の拡充を図り、工業の開発促進と企業の立地を促進しようとするものであります。よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げ提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせていただきますので議案書の 4 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 6 号 美深町企業立地促進条例の一部改正について。

美深町企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。資料でご説明を申し上げますので議案書の 7 ページをご覧くださいと思います。新旧対照表で資料をつけております。改正の趣旨につきましては只今町長の方から提案説明で触れたとおりでございますが、今回の改正の主たる分につきましては条例適用となります業種及び投資形態の拡大を行う、さらには支援内容の拡充を図るという内容となっております。まず、1 条 2 条共通した改正になっておりますけれども、現行対象となる施設等につきましては工場、ソフトウェアハウスまたは試験研究施設、以下、工場等というということでございますけれども、このソフトウェアハウスを特定事業所に改めるというものでございますけれどもソフトウェアハウスというのは現行条例の第 2 条の第 2 号に定義を謳っておりますけれどもこの条例自体が平成元年に制定されております。この当時 1980 年代でございますけれども現在のような IT ですとかいわゆる情報技術という言葉がなくてソフトウェア開発企業といういわゆる先端的な企業の創世紀であったということで当時のこうした時代背景に合わせた条例とするということでこうしたものが規定されていると考えられております。

この間、現在のように発展したITさらには情報化社会においてはたくさんの業種が出てきております。これらのたくさんの業種に適用させるということが必要であろうということでこれらの業種を総称して特定事業所等ということで定義し規定をするものでございます。

次に、現在工場等の新設、増設という定義になっておりますけれども、これらにさらに工場等に必要な設備ということで目的の第1条の改正のアンダーライン2段目のところに工場等に必要な設備ということで加えております。これを加えて対象を拡大しようとするものでございまして設備単体での新設等が助成の対象となるということでございます。さらに、第1条のアンダーラインの3段目でございますけれども、新設、増設に加えて開始も加えるということで改修を対象とすることによってさらに設備の単体ということも加えますので投資の形態、対象が非常に広範になっていくということから改正をしていくという考えでございます。さらに、こうしたことにより町内の既存事業者の適用についても拡大をされていくという考え方をもっております。第2条の定義の中で現在第5号で新設増設を同時に謳っておりますけれども今回改修を加えるにあたってそれぞれ号をもって新設、増設、改修と規定をするものでございます。次に、助成の対象、第3条に関係して、この条以降については支援内容の拡充に関する改正をしております。まず、第3条の第1項第1号の投資額の改正でございます。現在投資額が2,100万円以上という規定になっておりますけれども、これを1,000万円以上に引き下げるもので範囲を拡大していくということでございます。次に9ページをご覧くださいと思います。第4条の改正でございますけれども、助成の措置等ということで現行、新設で4,000万円以上、増設で2,500万円以上となっておりますけれども、これを新設を3,000万円以上の投資額に引き下げる、対象を引き下げると、さらに増設で2,000万円以上に引き下げるものでございます。さらに、改修を加えるということでございますのでこの改修については1,000万円以上の投資額ということに規定をしようとするものでございます。さらに、雇用者数でございますけれども、現行規定では新設にあっては5人以上、増設にあっては2人以上の雇用ということでございますけれどもこれを投資額の引き下げによりまして新設については3人以上に雇用者数を引き下げる、増設にあっては1人以上に引き下げるものでございます。次に、第6条の工場等設置費補助金でございますけれども、これは現行規定で投資額の25%を上限で5,000万円という規定でございますけれども、投資額を引き上げましてさらに3つの区分に分けまして補助率及び補助限度額を設けようとするものでございます。第1号につきましては投資額1,000万円以上1億円未満といたしまして補助率につきましては30%、上限を2,500万円とするものでございます。第2

号につきましては投資額が1億円以上3億円未満といたしまして補助率は25%、上限を6,000万円とするものでございます。第3号につきましては投資額が3億円以上としまして補助率は20%、補助金の上限を1億円に改正するというものでございます。なお、国・道等から補助金があった場合につきましてはこの補助金額を対象経費から差し引いた額を補助対象経費とするということを明記するものでございます。この規定につきましては第7条、第8条も同様の規定を加えております。次に、第8条環境緑化整備事業補助金でございますけれども、現行上限を100万円としておりますけれどもこれを500万円に改正をするというものでございます。次に、第9条の雇用奨励補助金でございます。現行規定1年につき12万円ということで1人につき12万円の年間補助金を交付するようしております。月1万円という算定でやっておりますけれども、現在の雇用形態、時間給にも合わせたような算定根拠にして改めるということで、1年につき192,000円に改正するものでございましてこれは1日8時間の労働で20日間として160時間、月16,000円ということで時間当たり100円の補助に改めるというものでございまして年間にしますと192,000円の改正ということでございます。次に、第10条の補助金の交付方法でございますけれども、現行規定では工場等の操業を開始した日から1年を経過したその属する年度に交付をするという規定になっておりますけれども、補助金の交付する記述が操業を開始してからさらに1年経過の後という規定になっておりますけれども、これをもう少し早めて補助金を交付することができるよう新たに改正としまして工場等の操業を新たに開始したことを確認して交付をするということで操業を開始した時点で補助金が交付できるよう改正をするものでございます。次に、11ページをご覧いただきたいと思います。第13条の助成措置等の取り消しに関する規定でございますけれども、現行の規定は第1号から第3号にわたってございまして1号を加えまして撤退に対応する規定を設けようとするものでございまして、助成措置決定の日以後10年以内に工場等の操業を休止し又は廃止した場合については補助金の全部もしくは一部の返還を命ずるという規定を加えるものでございますが、一部適用除外も設けましてひとつには災害により操業の継続が困難となった場合、あるいは経営の悪化等により倒産をした場合、その他町長が特にやむを得ないと認めた場合ということで規定をしておりまして理由なく撤退する場合等については10年以内については補助金の返還を命ずるという規定を加えるものでございます。附則としましてこの条例の施行日でございますけれども公布の日から施行するという規定でございます。

以上で議案第6号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 議案第6号の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。

質疑はございませんか。よろしいですね。

質疑なしと認めます。只今、議案となっております議案第6号については総務住民常任委員会に付託したいと思いますがお異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉兼政彦君) 異議なしと認めます。従って、議案第6号 美深町企業立地促進条例の一部改正については総務住民常任委員会に付託いたします。

只今から暫時休憩に入ります。開会は13時といたします。

午前 11時46分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長(倉兼政彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第9 議案第7号

○議長(倉兼政彦君) 日程第9 議案第7号 美深町体育施設条例の一部改正について乃至議案第16号 美深町公共下水道設置条例の一部改正についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

町長。

○町長(山口信夫君) 議案7号から議案16号まで提出しております10件の条例改正につきまして一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第7号 美深町体育施設条例の一部改正についてであります。運動広場のパークゴルフ場は平成7年にオープン以来多くの町民にご利用をいただきましたが近年36ホールを望む声が多く、昨年パークゴルフ関係者の協力をいただいて増設することができました。これによりまして、平成24年度から36ホールとなることから使用料を見直して応分の負担を求めていくものであります。改正にあたっては、近隣市町村の状況を考慮するとともに少しでも利用しやすい設定にと考えたところであります。使用料は中学生以下は現行通り無料とし、高校生・一般利用者については1日券を200円に、シーズン券を4,000円に改正しようとするものであります。

次に、議案第8号 美深町税条例の一部改正について申し上げます。経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るため、地方税法及び地方法人特別税に関する暫定措置法の一部を改正する法律など法令の改正に伴いまして町たばこ税の税率、東日本大震災にか

かる雑損控除額などの特例、個人町民税の税率の特例の改正と町民税の分離課税にかかる所得割の特例について廃止をしようとするものであります。

次に、議案第9号 美深町情報通信基盤整備の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。防災情報端末機を整備して間もなく1年がたとうとしていますが災害に関する緊急情報が1度も発信されなかったことは幸いなこととされているところであります。この間、防災訓練、行政情報などのお知らせ、アンケート調査など公共的な活用を中心に12月から営利を目的とした情報について試験運用をしてきたところであります。これを4月から有料で運用することといたしまして使用料、手続き、制限事項など必要な規定を整備しようとするものであります。

次に、議案第10号 財政事情説明書の作成及び公表に関する条例の一部改正であります。地方自治法で定める財政に関する事項の公表についてはこの条例に基づいて年2回の公表を行ってきたところです。行政に関する住民の関心にこたえ、まちづくりの円滑な推進を図るため公表の対象とする機関、公表時期の早期化、公表方法などについて改善しようとするものであります。

次に、議案第11号 美深町社会教育委員の設置条例及び美深町公民館条例の一部改正についてであります。この改正はいわゆる第二次の地方主権改革一括法によるものでありまして公民館運営審議会委員の委嘱基準を条例で定めることとなったため規定を整理するものであります。あわせて、社会教育委員についても同様の改正をしようとするものであります。

次に、議案第12号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び美深町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について説明をいたします。今回の提案の条例改正は障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者保健福祉施設を見直すまでの間において障害者などの地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律により児童福祉法の一部が改正され通所サービスの措置の実施主体が都道府県から市町村へ移行されることになりました。これを受けまして助成対象者の規定を整備するものであります。

次に、議案第13号 美深町介護予防・生活支援事業の実施に関する条例の一部改正であります。この改正は国の地域支援事業実施要項の改正に伴う介護予防特定高齢者の公称の改正と介護を予防するための事業として口くう機能向上教室を実施しますがこれを規定するものであります。

次に、議案第14号 美深町公営住宅管理条例の一部改正についてであります。この改正はいわゆる第1次の地方主権改革一括法によるものでありまして、公営住宅の入居者資

格について条例で規定するほか所要の改正を行うものであります。

次に、議案第15号 美深町介護保険条例の一部改正について説明を申し上げます。この改正は介護保険法に基づいて策定した第5期美深町介護保険事業計画における保険給付費の増加見込みに伴いまして第1号被保険者にかかる介護保険料を引き上げる必要から所要の改正を行うものであります。

次に、議案第16号 美深町公共下水道設置条例の一部改正について説明いたします。この改正は計画処理区域の拡大に伴いまして条例に規定する区域・面積の変更と将来の人口を見据えた計画人口の変更を行うものであります。

以上、10議案について提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案第7号から16号までの説明をさせていただきます。

まず、議案の12ページをお開きいただきたいと思います。

議案第7号 美深町体育施設条例の一部改正について。

美深町体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

13ページに資料を付けております。只今、町長から提案説明がございました通り使用料の改正を行うものでございまして、別表2の美深町運動広場パークゴルフ場の使用料の改正でございます。この表にございます通り現行、高校・一般の1日1人を100円から200円に、シーズン1人2,500円を4,000円に改めるものでございます。この施行期日でございますけれども平成24年4月1日から施行するという改正でございます。

次に14ページ議案第8号でございます。

議案第8号 美深町税条例の一部改正について。

美深町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

16ページに資料を付けておりますのでこの資料に基づきましてご説明を申し上げたいと思います。改正の趣旨は先ほど町長から説明があった通りでございます。税法令の改正によるものでございまして、町たばこ税と町民税について改正をするものでございます。まず、町たばこ税の改正でございますけれども、条例の第73条と附則第16条の2の改正でございます。法人実効税率の引き下げと課税ベースの拡大に伴いまして都道府県と市町村の増減収を調整するという事で都道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲するという改正が行われ公布されております。これに伴う改正でございます。現行、紙巻きたばこが1,000本につき4,618円、これを5,262円、644円引き上げるも

のでございます。旧三級品におきましては1,000本につき2,190円を2,495円に、305円を引き上げる改正となるものでございます。課税適用につきましては平成25年4月1日からでございます。次に町民税に関する改正でございます。附則第9条を削除でございますけれども、これは退職所得に係る個人住民税の10%の税額控除をしておりますけれどもこれが廃止されるということに伴う改正でございます。課税適用が平成25年1月1日からでございます。次に、東日本大震災に係る雑損控除等の特例でございます。附則の第22条の改正でございます。23年度第2回定例会において町の税条例を改正しておりますけれどもこの時にこの附則第22条が加えられ改正を行っておりますけれども、今回この雑損控除等の適用対象となる災害に関連する支出の範囲を拡大するという旨の改正がされておりましたその内容に合わせた改正を行うものでございます。課税適用につきましては公布の日からとするものでございます。次に、個人の町民税の税率の特例に関する規定でございます。これは附則第24条として新設をするものでございます。平成23年度から平成27年度までの間において実施する防災対策のための施策のうち全国的に地方公共団体が実施をするこれに要する経費を捻出するという意味でございます。臨時の措置といたしまして個人町民税の均等割の課税標準税率について特例を定めるという内容の改正でございます。平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税の均等割に500円を加算した額とするということでございまして現行3,000円でございますけれどもこれを3,500円に改める改正となるものでございます。平成26年度からの課税適用となるものでございます。

次に17ページ、議案第9号 美深町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

美深町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

20ページに資料をお付けしております。新旧対照表でございますけれどもこれに基づきまして説明をさせていただきます。現在の光ファイバー網を使った情報端末に関する管理に関する条例でございますけれども、この事業の内容に1号を追加するというところでございまして、これに関連する必要な規定を設けるものでございまして、7号としまして町民の経済生活に関する情報の伝達ということを加えるものでございましてこの経済生活に関する情報の伝達が商業広告のような営利を目的とする部分については使用料を徴収するという趣旨の改正でございます。現在第14条には使用料ということで電気通信事業者へ対する施設の一部貸し出しに対しては有料ということで使用料を徴収する内容になっておりますけれども、これに1号を加えまして先ほどの町民の経済生活に関する情報の伝達が

営利を目的としている場合については別表に定める額を使用料として納入しなければならないという規定を加えるものでございます。いわゆる商業広告のような部分についての規定でございます。第2項については使用料の支払い期日に関する規定でございます。次に、15条につきましては申請あるいは許可に関する規定でございます。次に、16条につきましては使用の制限に関しまして規定をしております。5号にわたって規定をするものでございますけれども宗教活動さらには個人情報が含まれる場合、さらにプライバシーの侵害がある場合、さらには侵害する恐れがある場合、さらには公序良俗に反する場合、その他管理運営に支障がある場合については一定の制限をするということでございます。17条については使用許可の取り消しに関する手続きに関する規定でございます。22ページの18条、19条につきましては使用料の免除さらには還付に関する手続きに関する規定でございます。20条以下については5条ずつ繰り下げる改正となっております。14条の先ほどの使用料の額の規定でございます。別表を新たに加えておりまして基本料、加算料という形で2項目に分けてそれぞれ町内者、町外者で使用料の金額を分けております。基本料につきましては送信回数1回につき1ページまで町内者については500円、町外者については1,000円、加算料につきましては1回の送信に追加する1ページにつき町内者につきましては200円、町外者につきましては500円を使用料として徴収するものでございます。この条例の施行期日でございますが平成24年4月1日から施行するという内容でございます。

次に、24ページをお開きいただきたいと思います。

議案第10号 財政事情説明書の作成及び公表に関する条例の一部改正について。

財政事情説明書の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

26ページに資料をつけております。財政事情説明書の公表に関しては年2回ということで公表しております。この資料の改正趣旨の下の方に表で現行と改正案という形で載せておりますけれども、まずこの公表の対象期間を改めるものでございますけれども現行は暦年区分ということで1月から6月分さらには7月から12月分ということで暦年で公表しておりましたけれどもこれを会計年度区分に合わせた公表とするということで4月から9月までを1回目の公表、さらに10月から3月までを2回目の公表対象期間とするものでございます。さらに公表時期を早めるということで現行では公表対象期間から2カ月を経過して1月から6月分については9月に、7月から12月分については3月に公表をしておりました。これを改正いたしまして4月から9月分については1カ月おきまして11月に公表すると、10月から3月分につきましては5月に公表するよう改めるものでございます。さらに、公表方法の改正でございますけれども、現行規定では役場の指定場所で

の閲覧ということに規定しておりますけれどもこれを広報紙による公表に改めるものでございます。この条例の施行期日でございますけれども平成24年4月1日から施行するものでございます。以下、新旧対照表の中で只今説明をした改正内容のほかに文言の整理を一部しておりますので資料をもってご了承をいただきたいと思います。

次に、29ページ議案第11号でございます。

議案第11号 美深町社会教育委員の設置条例及び美深町公民館条例の一部改正について。

美深町社会教育委員の設置条例及び美深町公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

30ページに資料をおつけしておりますけれども、地方分権一括法の2次一括法にかかる改正でございます。社会教育法が改正をされまして公民館の運営審議会の委員の委嘱基準が法律で定められておりましたけれどもこれが今回の一括法の改正により削除されております。法に定められた基準で現行の基準を一部条例で定めているわけでございますけれども法令の改正によりまして一部この部分が法令から削除されておまして条例に一部この基準を加えるということによって現行の基準を継続させていくということでございます。カッコ書きのアンダーラインにあります、家庭教育の向上に資する活動を行う者、これに加えるものでございます。これによりまして委員の委嘱基準につきましては学校教育、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、さらに学識経験のあるもの、この中から教育委員会が委嘱をするという旨の改正をするものでございます。あわせて、社会教育委員の設置条例の一部改正ということで、社会教育委員の委嘱基準につきましても同様の規定を条例で定めておりますけれども今回の公民館条例の委嘱基準の改正に合わせて社会教育委員の委嘱条例の基準についても改正をするものでございます。施行期日につきましては平成24年4月1日とするものでございます。

次に、31ページの議案第12号でございます。

議案第12号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療の助成に関する条例及び美深町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について。

法令の改正によりまして児童福祉法の一部改正がされまして障害の通所サービスの実施主体が都道府県から市町村に移行されたということでございます。これによる改正を行うものでございまして、現在それぞれの条例において助成の対象ということで規定しておりますけれども入所に関する規定ということでそれぞれ謳ってカッコ書きで通所については除くという規定をしておりますけれども、この通所の部分が法令で市町村の助成措置ということで明文で謳われたということから今回この条例に規定をしなくても法令の中でそれ

らが謳われたということでカッコ書きについて削除をするものでございます。施行期日につきましては24年4月1日とするものでございまして、経過措置として施行日以前に行われた医療費の取り扱いについては従前の例によるという規定でございまして。

次に、34ページ、議案の第13号でございまして。

議案第13号 美深町介護予防・生活支援事業の実施に関する条例の一部改正について。

資料の新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。国の地域支援事業実施要項の改正により名称が変わりまして、さらに新たに介護予防事業として口くう機能向上教室が加えられたことによります条例の改正でございまして。まず、現行の第3条の第2号に介護予防特定高齢者という規定がございまして。これが今回二次予防事業対象者と改められて条例もそのように改正するものでございましてけれども、この特定高齢者というのは要支援、要介護状態になる恐れのある高齢者、従いまして要支援、要介護状態になっていない高齢者でありますけれども生活機能チェック等によりこういった要介護、要支援状態になる恐れがあるという高齢者についてはこれまで特定高齢者という呼び方をしておりましたけれども、これを新たに二次予防事業対象者と呼び方が改められたということでございまして。現行では特定高齢者に対してそこまで至らない高齢者については一般高齢者という呼び方をしておりましたけれども、これが介護予防事業等を行うものについては第二次予防事業対象者と、それ以外の啓発等を行う一般高齢者については一次予防事業対象者と呼び名が変えられたということでこれらの改正をするものでございまして。次に、第4条の改正でございましてけれども、これにつきましては新たに介護予防事業として口くう機能向上教室が加えられたということでこれを第8号に謳うものでございまして。この第8号の第4条の改正に伴いまして別表を改正するものでございまして、別表の中にも第1号から第7号までありまして第7号の次に口くう機能向上教室を加えまして利用者負担基準額として1回当たり100円を加えるものでございまして。この条例は施行期日でございますけれども平成24年4月1日から施行するものでございまして。

次に、議案第14号でございまして。

議案第14号 美深町公営住宅管理条例の一部改正について。

美深町公営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

38ページに資料として新旧対照表をつけております。地域主権改革一括法、これは一次一括法によります改正となるものでございまして、この一括法によりまして公営住宅法の改正がされております。この公営住宅法さらには政令の改正によりまして入居者の資格という部分が法令から削除されておりましたけれどもこれらの改正に合わせまして現行の入居資格を定めるために条例を改正するものでございまして。

本町の条例につきましては資格については第6条に規定をしております。これは法令に基づく基準で規定しておりますけれどもこのうち政令で削除されたものが第6条の現行の2行目の最後の方から令第6条第1項で定めるもの、ということが規定されておりますけれども、これは同居親族要件の適用除外となるものでございます。同居親族要件というのは、第6条の39ページの第3号に記載している通りでございます。同居する親族が公営住宅に入居する場合には必要ですということでありましてけれども、これの適用除外となるもの、高齢者ですとか身体障害者ですとかこういった適用除外となるものが現行政令では第6条第1項で定めておりました。これが今回の改正により削除されたということでございましてこれをどこかに定めて適用されるということでございましてこれを規則で定めてこの条例につきましては第6条の現行政令の第6条第1項で定めるものというものを規則で定めるものと改めるものでございます。次に、同じ入居者の資格要件でそれぞれの収入基準に関する規定がございます。この収入基準に関する規定で第6条の第4号のイの改正でございますけれども、これも政令の改正によりまして入居者が身体障害者である場合と令第6条第4項で定める場合ということでこの政令が廃止になりましてこの部分を法令によりまして条例で規定をするということに改められております。その改正によりましてこの身体障害者である場合等についてこの条文に続きまして特に住居の安定を図る必要があるものとして規則で定める場合と改め、規則に現行の政令第6条第4項で定められている基準について謳うよう改正するものでございます。以下、アンダーラインの現行政令の条項のずれによって一部改正している部分がございます。さらに、第6条の第4号のロでは文言の整理の一部改正をしているところでございます。この条例の施行日につきましては平成24年4月1日から施行するものでございます。

次に、41ページをお開きいただきたいと思います。

議案第15号 美深町介護保険条例の一部改正について。

美深町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

23年度末をもちまして第4期の美深町介護保険計画が終了しまして新たに24年から26年の3年間第5期の介護保険事業計画に入っております。この第5期の計画をさせるにあたっての改正でございまして、第7条の冒頭の規定、平成21年度から23年度までこれを第5期の計画期間平成24年度から26年度に改めるものでございます。さらに、保険料につきまして現行の保険料を引き上げる旨の改正をするものでございまして本町の介護保険料については8段階に現在規定されております。この8段階については変更するものではございませんがそれぞれの段階における保険料を改正するものでございまして第7条第1項の第4号が基準額となっております。現行39,600円これを43,200円

に引き上げるものでございまして年間で3,600円の引き上げとなるものでございます。月額にいたしますと現行は3,300円これを改めまして3,600円とし、月額300円の引き上げとするものでございます。これが基準額でございます。第1項が第一段階でございましてこれが現行19,800円これを21,600円に改正するものでございますけれども第2項の第2段階も同様でございます。年額で1,800円の引き上げ月額で150円の引き上げとなるものでございます。第3号は第3段階でございましてこれは年額で2,700円、月額で225円の引き上げとなるものでございます。第4号が只今説明いたしました基準額でございますけれどもこれは第5段階にあたります。次に、第5号が第6段階でございまして年額3,882円の引き上げ、月額で324円の引き上げとなるものでございます。第6号が第7段階にあたります。年額4,500円、月額で375円の引き上げ、第7号が第8段階となりまして年額5,400円、月額450円の引き上げとなるものでございます。次に第7条第3項の改正でございましてけれども、これは第8段階に該当するものの合計所得金額の規定でございまして現行は200万円以上の合計所得のあるものについては第8段階という規定になっておりましたけれどもこれを190万円以上のものが第8段階に該当すると改正するものでございます。次に43ページをお開きいただきたいと思っております。附則でございまして、附則の第3項これは特例割合を定めたものでございますけれども、これが第4段階を規定するものでございます。現行32,868円ということでございますけれどもこれを35,850円に改正し、年額で2,982円の引き上げ、月額で249円の引き上げとするものでございます。この施行期日でございましてけれども平成24年4月1日から施行するよう改めるものでございまして、経過措置につきましては23年度以前の保険料については従前の例によるという経過措置を設けるものでございます。以上、議案第15号の説明とさせていただきます。

次、44ページ、議案第16号でございまして。

議案第16号 美深町公共下水道設置条例の一部改正について。

美深町公共下水道設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

新旧対照表と下の説明図とあわせてご覧いただきたいと思っております。この改正の主たる内容につきましては下水道の処理区域の拡大、さらに計画人口の見直しということでございまして現在の下水道事業の認可期間が平成24年度までということでございましてこれを23年度に改正をし、新たな計画とするものでございます。まず、第2条の名称及び区域の改正でございましてけれども、今回の区域の拡大に伴いまして第2号の区域を拡大するものでございましてアンダーラインにあります西3条北6丁目、西3条南4丁目の一部をそれぞれ区域を加えるものでございましてこの説明図の下の方にございます追加区域と2つ

ございますけれどもこの図の下の左側、ここが西3条北6丁目の一部となっております。さらに右側の部分、ここが西3条南4丁目の一部ということでふ化場の現在ある一部でございます。ここに加えまして説明図の上段の方に追加区域というのが2カ所ございます。運動広場さらには農業振興センターの区域、字敷島の一部でございます。さらに右側の方にございます変電所の区域一帯でございますけれども字美深の一部でございます。これらの区域を追加するものでございますけれども条例の改正にあたっては字敷島さらに字美深の一部については現在規定がございます。これにつきましては条例改正がされた後に区域の具体的な地番について告示を行って区域の決定をするものでございます。次に、第3条の改正でございますけれども面積及び計画人口の改正でございます、まず面積につきましては只今追加した面積を加えまして243.6ヘクタールに改めるものでございます。さらに計画人口につきましても第5次総合計画の人口推計に基づきまして3,200人とするものでございます。この条例の施行期日につきましては公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第7号から第16号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、議案第7号 美深町体育施設条例の一部改正について乃至議案第16号 美深町公共下水道設置条例の一部改正についての説明を終了いたします。

◎ 日程第10 議案第1号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第10 議案第1号 平成23年度美深町一般会計補正予算第9号を議題といたします。

説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第1号 平成23年度美深町一般会計補正予算第9号について説明を申し上げます。まず、繰越明許費の補正でございますが2件の事業について24年度に繰越して実施することといたします。これらの事業につきましては平成24年度に予定した事業を前倒しして事業費を確保したものです。本年度の事業費が確定いたしましたので翌年度に繰越して実施する事業費について議決をいただくものであります。次に、債務負担行為であります農業振興資金にかかる利子補給金及び新規就農者等に対する経営自立奨励金、経営自立安定補助金の2件について第3表に記載のとおり定めるところであります。

次に、追加する歳出経費を中心に説明を申し上げます。まず、除雪関連経費の追加であります。この冬は例年になく大雪によりまして除排雪にかかる経費がかさんでおります。

土木費の除雪対策費と民生費の除雪サービス事業合わせて1,182万4千円を追加いたします。次に、商工費ですが林業保養センターの火災報知機でありますが老朽化により不具合が生じておりますのでこれを修繕いたします。教育費ではCOM100の冷温水器のポンプを取り換え修繕いたします。また、この間、ご寄附をいただいた寄附金124万9千円を基金に積み立てる予算を計上しております。以上のほか、各款にわたって事業実績などによりまして追加減額の補正を行うものであります。

次に、歳入でありますけれども17款繰入金につきましては財政運営上のメドがたちましたので繰入れを取りやめることといたします。20款町債では事業費の確定に伴う減額変更1件と新たな3つの事業債を追加いたします。いずれも過疎債であります。その他の特定財源につきましては事業費の確定補助金の決定により整理しております。これらの財政調整を行って生じた一般財源5,400万円につきましてはこれから予定する中学校改築事業など大型の施設整備が控えておりますのでこれらの財源として公共施設整備基金に積み立てることといたします。以上によりまして、一般会計の補正額は歳入歳出それぞれ3,159万3千円を追加して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ44億3,044万7千円となるものであります。

以上、よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 総務課長。

○総務課長（長谷川浩君） それでは議案の説明をしていきたいと思っております。別冊の議案第1号をご覧くださいと思います。

議案第1号 平成23年度美深町一般会計補正予算第9号。

平成23年度美深町一般会計補正予算第9号は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 議案第1号の説明が終わりました。

これから議案第1号に関し質疑を行います。

4番 南君。

○4番（南 和博君） 15ページの予防費と同じく15ページの除雪対策費について2点質問いたします。まず、予防費に関しましては予防医療の重要性があるという中で今回333万1千円の減ということでこの辺は実績減なのでしょうけれどもその辺の背景、それから予防ワクチン接種のワクチン別の内訳の実績を教えてくださいと思います。

それから除雪対策費に関しましては例年こういう事態があったときは今の時期に補正が出るのかもしれませんが先ほどから説明があったように今年の12月の大雪を考え

ると根本的に補正の対応が遅いのではないかと思いますし、今回老人福祉費の方に関わる除雪費も合わせて1,180万円ほどですがどのような試算の中でこの額が出たのか、その点を伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） 予防費の関係でございます。この大きな内訳といたしましてヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、この2つが実績ではかなり回数が少なくなったという内容でございます。これにつきましては昨年3月に全国で同時接種による死亡事故がおきまして本町におきましても7月まで接種をストップしていたということもございます。8月以降から再開したということになります。それ以降も各対象者に連絡したところなかなか受診率が伸びなかったという状況でございます。それと、個別の実施回数ということでよろしいでしょうか。子宮頸がんワクチンですけれども予算対比で、パーセントで報告をさせていただきます。95%、ヒブワクチン40%、小児用肺炎球菌ワクチン31%、水痘ワクチン9%、おたふく9%、高齢者肺炎球菌ワクチン41%、ワクチンの方は以上ですけれども、あと各検診も報告いたします。基本検診は70%、胃がん77%、乳がんは50歳以上と50歳未満に分かれておりますけれども50歳以上が80%、50歳未満88%、子宮がん検診91%、以上の内訳になっております。

○議長（倉兼政彦君） 施設グループ主幹。

○施設グループ主幹（杉本 力君） 1点目の12月の大雪などに早く対応をというお話しでしたけれども、12月から本格的な除雪体制で3月までということで4カ月の中の1カ月です。なかなか今後の見込みとして適正な補正をするには厳しい状態にあったということについてご理解をいただきたいと思います。昨年ですとかなり雪が少なかったということもありまして、また1月についてはいったん雪の量も落ち着いたことからその辺の見極めを見ていたという状況でございます。予算の試算なのですけれども12月中の賃金については100時間ぐらい例年の見込みより多く出ております。それと、それに対しての燃料については8,400リッター程度出ております。それと、排雪ダンプのリースにつきましては例年12月というのは排雪ダンプを借りておりません。直営の部分だけで対応しております。しかし、今年については補正させていただいた額が12月に借りておりますのでその分にさせていただきました。委託費については平成16年度に時間単価から延長へ変えたときに何点か協議事項を組合とやっておりますのでその部分で降雪量だとか除雪回数だとかその辺が協議事項のひとつとしてありまして追加することが適正であるという判断のものと提案でございます。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） まず予防費の方ですけれどもヒブワクチンと小児がんの方はそういう理由だったのでしょうけれども、その後の安全性確保というものは担当としては把握していたと思うのですけれども少し周知の徹底が足りなかったのではないかとこの部分もございますし、あと、割合を聞きますと子宮頸がんとか高いものもございますけれども非常に当初の予算から考えると浸透していないのではないかと、この辺のPRの対策というものをこれからどのように考えていくのか、次年度の予算等々にも反映しているのではないかとと思いますがその辺の考え方を伺いたいと思います。

それから、除雪費の方ですけれども、今のお話しですとこれまでオーバーした不足の部分を補てんするという考え方なんでしょうけれども、今回たまたま道の方からも補正を組んだような背景があって初めて出すのか、根本的に住民の生活なり交通事故の減少を考えるとある程度早急な即効性のある補正を組んでいくのが今年の冬に関しては特に感じるのですけれども、その辺の対応が遅いような気がしますし、今回の補正予算の議決に関しても急ぐ部分を考えてもう少しこの部分だけでも早く対応できなかったのかという点について伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） 予防接種関係でございます。現在、対象者に連絡をする方法といたしまして広報であるとか情報端末または新聞折り込みチラシ等を活用しながらやっているところでございますけれども、先ほどもお話しがあったとおり予防接種ならびに各種検診率を向上させたいという意味ではきめ細かな情報提供、周知について次年度以降もおこなっていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 施設グループ主幹。

○施設グループ主幹（杉本 力君） 今回の美深町の除雪費の補正につきましては道の補正とは何ら関係なくて美深町の自然状況や今後の推移を見込んだ中での補正でございます。即効性という部分ですけれども今の予算の範囲内で今までもかなり努力をして除排雪はやってきております。例えば土日もやっていたり平日の時間外もやっていたりしておりますのでその辺は除雪を担当している方としては不足というよりは現行の予算の中で努力をしておこなっているという認識でございます。即効性というかそういう部分では対応が十分とはいかないかもしれませんが努力をしているということでございます。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

なければ以上で質疑を終了したいと思います。

議案第1号について討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから、議案第1号 平成23年度美深町一般会計補正予算第9号について採決を行います。

議案第1号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第1号 平成23年度美深町一般会計補正予算第9号は原案の通り可決されました。

◎ 日程第11 議案第2号

○議長（倉兼政彦君） 日程第11 議案第2号 平成23年度美深町国民健康保険特別会計補正予算第3号乃至議案第4号 平成23年度美深町水道事業会計補正予算第4号を一括して議題といたします。

説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第2号乃至議案第4号で提出しております2つの特別会計及び水道事業会計の補正予算について一括提案説明を申し上げます。

議案第2号 平成23年度美深町国民健康保険特別会計補正予算3号について、はじめに歳出の内容について説明をいたします。保険給付費においては一般被保険者かかる療養給付費の増加に伴う追加でございます。共同事業支出金ではそれぞれ拠出金額の確定による減額であります。諸支出金では国庫負担金などの返還金で平成22年度療養給付費等負担金の精算に伴う返還金を追加するものであります。次に、歳入でありますけれども療養給付費交付金では退職被保険者の療養費の増加に伴う追加、共同事業交付金では交付金額の確定によって補正をいたします。これらによって不足する財源は前年度繰越金で措置をいたします。以上によりまして国民健康保険特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ1,664万8千円を追加し、補正後の総額は8億1,176万円となるものであります。

次に、議案第3号 平成23年度美深町介護保険特別会計補正予算4号について説明をいたします。まず総務費では介護報酬改定に伴う電算システム改修業務委託料の追加、保険給付費では居宅サービス給付費などそれぞれ事業費の見込みによりまして追加減額を行うものであります。以上によりまして介護保険特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ3,127万6千円を減額して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ4億5,581万5千円となるものであります。

次に、議案第4号 平成23年度美深町水道事業会計補正予算4号について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては美深道路工事において支障となる水道管の移設

工事に伴うものであります。収益的支出では導水管・排水管移設工事の施行に伴い不要となった資産を除却するための固定資産除却費の追加と消費税及び地方消費税を追加して収益的支出総額を7,606万3千円といたします。資本的収入及び支出では収入として一部資産減耗後の残存額分補償費として799万8千円を追加し支出として入札執行に伴う残額456万4千円を減額いたします。なお資本的収支不足額2,531万9千円は内部留保資金で補てんすることといたします。

以上、2特別会計及び水道事業会計補正予算の提案説明といたします。よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（瓜田 晃君） 別冊配布の議案第2号につきましてご説明を申し上げます。

議案第2号 平成23年度美深町国民健康保険特別会計補正予算第3号。

平成23年度美深町国民健康保険特別会計補正予算第3号は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○住民生活課長（瓜田 晃君） 続きまして、議案第3号 平成23年度美深町介護保険特別会計補正予算第4号。

平成23年度美深町介護保険特別会計補正予算第4号は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 産業施設課長。

○産業施設課長（木戸一博君） 議案第4号の説明をいたします。

平成23年度美深町水道事業会計補正予算第4号。

平成23年度美深町水道事業会計補正予算第4号は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 以上で、議案第2号 平成23年度美深町国民健康保険特別会計補正予算乃至議案第4号 平成23年度美深町水道事業会計補正予算の説明を終了いたします。

◎ 日程第12 議案第17号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第12 議案第17号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額についてを議題といたします。

説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第17号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について提案説明を申し上げます。この制度につきましては美深町内に働く勤労者の福祉の向上と計画化を図るための融資制度で北海道労働金庫の運用原資として預託し、美深町勤労者福祉資金として貸付けを行うものでありまして預託する額ならびに融資限度額を設定しようとするものであります。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせていただきます。議案の47ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第17号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について。

美深町勤労者福祉資金融資条例に基づく預託金及び融資限度額を平成24年4月1日から次のとおりとする。

1、預託金1,000万円。2、預託金融機関 北海道労働金庫 名寄支店。3、融資限度額2,000万円。

以上で、議案第17号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、議案第17号の説明を終了いたします。

◎ 日程第13 議案第18号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第13 議案第18号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第18号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について提案説明を申し上げます。この規約変更につきましては現在一部事務組合に加入している上砂川町が本年4月から砂川地区広域消防組合に加入することとなり、これに伴い同町の消防関係にかかる共同処理する事務は砂川地区広域消防組合において取り扱うこととなることから共同処理する団体の変更について協議が必要となったものであります。地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせていただきます。議案の48ページをお開きいただきたいと思います。

議案第18号 北海道市町村総合事務組合同規約の変更について。

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

49ページに資料をお付けしております。只今、町長から提案説明があった通り、上砂川町の消防関係の事務処理につきまして砂川地区広域消防組合に加入することとなったとございます。従いまして、現行の規約の別表第2から上砂川町を削除するものでございます。附則としましてこの施行日でございますけれども、総務大臣の許可の日から施行するものございます。

以上、議案第18号の説明を終わります。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、議案第18号 北海道市町村総合事務組合同規約の変更についての説明を終了いたします。

◎ 日程第14 報告第1号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第14 報告第1号を議題といたします。

総務住民常任委員会ならびに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告です。この際、委員長から調査の経過と結果についてご報告をいただきます。

総務住民常任委員長 南君。

○4番（南 和博君） 総務住民常任委員会から所管事務調査の報告を申し上げます。本委員会は下記の事件について閉会中に所管事務調査を行ったので会議規則第77条の規定により報告いたします。

調査事項1、美深町の行財政計画について。

調査事項2、美深町の衛生事業における現状と課題について。

調査方法は聞き取り、調査日は平成24年2月17日であります。

まず1番目、美深町の行財政計画について。調査の目的といたしましては、平成23年度に美深町第5次総合計画がスタートし、平成24年度においては種々のインフラ整備がなされるなかで事業実施に向けた財源確保は十分になされているのか。また、今後の実施計画における事業展開に向けた財源確保策のために自主財源・依存財源それぞれにおける性質別の行政施策をいかに考えているのか調査するものであります。

調査の内容と結果を踏まえた調査のまとめといたしましては、第5次総合計画の財政計画については平成27年度までの財政推計をもとに調査をした中で年々財政規模の縮小を

見込み、平成27年度において一般会計で40億円を基本に推計している。歳入については人口減少によって町民税は毎年約1%減、地方交付税は臨時財政特例債を含め平成23年度対比約10%減の推計が示されました。歳出については、義務的経費・投資的経費総体で減少推計だが維持補修費だけが増額推計であり、基金の適正な運用、活用に向けた準備が重要と思われる。平成22年度決算において一般基金残高24億3,500万円あまり、備荒資金7億1,000万円あまりで町の貯金はあるものの今後の少子高齢化及び次期国勢調査においては5,000人を割込む人口規模も想定され、依存財源に頼らざるを得ない我が町において自治体運営の財政安定は近々の課題である。その中で自主財源・依存財源確保につながる施策設計はこれまで以上に高度に効率的に図らなければならない。また、一般財源や起債に頼らない他の財源確保に向けた鋭意努力に向けた職員のスキルアップが行財政改革の中において重要であると思われる。

次、2、美深町の衛生事業における現状と課題について。調査の目的といたしましては自治体において住民生活の中から排出される生活廃棄物の処理は重要な住民サービスである。近年、少子高齢化による人口減少とともに廃棄物の処理量は減少傾向にあるが、現状における廃棄物の処理の状況及び美深町廃棄物処理場の今後の運営と課題について調査する。また、名寄地区衛生施設一部事務組合事業の現状と課題について調査をする。

調査の内容と調査の結果を踏まえた調査のまとめを申し上げます。我が町の塵芥処理事業総体における平成23年度当初予算は6,300万円あまりで、住民生活の中でも必要不可欠なサービスではあるが行財政改革の中においてもごみ減量化とともに財政支出の節約に向けた対応が必要と思われる。炭化ゴミの処理に関しては、一例として各家庭における生ゴミの搬出時における水分率の減少を図ることで最終処分場である炭化センターにかかる経費削減につながり、町としての負担軽減につながる。担当課においては財政支出が抑制され、結果として他の住民サービスの向上につながることを説明し指導することが必要ではないか。防災端末機を活用した協力広報も利用すべきである。また、資源ごみの処理にあたっては支出に見合う収入が得られる事業ではない。今一度、住民に分別の意識改革を促し、さらに処理にかかる経費削減等の見直しをしつつ、現在一部指定管理者に委託しているリサイクルセンターの運営を完全指定管理とすることも可能であり検討すべきである。名寄衛生施設事務組合事業においては、し尿処理事業に負担金として平成23年度予算で1,535万1千円、炭化施設負担金として3,126万5千円を計上している。炭化センターにおいては建設後8年で建設起債の償還が平成30年まで続く。衛生センターは建設後32年を経過し老朽化しているとともに近年の水洗化により美深町においては一般し尿処理量が平成23年1月から12月で384,000リットル、一方で個別排水処

理汚泥が497,500リットルと逆転現象となっており、事務組合事業全体においても市町村し尿合計2,479,360リットル、市町村汚泥2,744,200リットルとなっている。現在の衛生センターは汚泥対応の施設ではなく、処理に時間がかかるとともに機械への負担がかかっている。今後において衛生センターのあり方について事務組合加盟自治体で協議されると思うが、我が町においてもいかなる対策が必要か、自前施設整備、委託共同設置等、早急な試算が必要であり最善の方法を早期に提示すべきである。

以上、報告いたします。

○議長（倉兼政彦君） 次、産業教育常任委員長 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 産業教育常任委員会所管事務調査報告。

本委員会は下記の事項について閉会中に所管事務調査を行ったので会議規則第77条の規定により報告する。

調査事項1、美深中学校改築・改修現時点の経過と学校給食の導入。

調査事項2、町除雪対策の現状と課題について。

1番目の中学校改築・改修の現時点の経過と学校給食の導入についての目的であります。平成23年度に美深町第5次総合計画がスタートし、主要施策の教育施設整備の充実に基づき美深中学校改築・改修が計画されているところであるが、平成26年度に予定されている着工に向けて経済的でよりよい学習環境を考慮した特色のある学校づくりを基本設計の中にどのように計画をされているのか調査するもの。

調査の結果であります。施設整備の基本方針・施設整備にかかる年次計画については耐震診断および耐力度調査により、棟ごとの改築・改修計画を基本方針として平成26年度以降の生徒の推移、安全性、防犯体制、教育環境の充実と質的な向上を図るよう平成25年度から2年間の施設整備を計画する。財政計画については事業費7億9,500万円、交付金はそのうち2億580万円、起債で2億8,250万円ということでは一般財源3億570万円。基本計画の主な計画内容であります。普通校舎については老朽化によって改修工事を進める。それから、特別教室東側については危険建物と判断され、建替えの方向、格技場については危険物として廊下も含めて解体する。現有面積は5,593平方メートルであります。これは3,300平方メートルになるだろうと、3階建てと比較しまして2階建ては経済的で学習環境、機能的にも適しているだろうと。また、配置等については検討の段階で6パターンを考えている。学級の見込み等については平成26年度で生徒数が一番多い学年でも38人の見込みとなる。特色のある学校づくりについては中央の最高ほう、自然エネルギーや太陽光発電の学習できるような実施設計に向けて取り組む。太陽光発電等については事業コストがかかるということ、また、木材の利活用の点

では床材を含めて特色のある計画を予定しているということでありまして、調査のまとめとしまして、特色のある学校づくりに関して太陽光発電と自然エネルギーを学校教育の中に取り入れるほか、木材利活用など環境に配慮した計画づくりについて改築・改修検討委員会での検討を期待するもの。格技室で行われている集会等は新たに設けられるワークスペースで対応をしていくということで機能的な配置を望むものである。質の高い整備計画を進める中、イニシャルコスト、固定費用、ランニングコスト、維持費の比較が最も重要な資料のひとつである。高質な優良なものを建てるにはコストがかかるため全体的に軽減をすすめられたい。学校給食の導入については最終結論の方向性が決定となっていない。実態を調査し検討をした内容を案として検討委員会で協議をしており、3月に出される結果報告に期待をするものである。

2番目の除雪対策の現状と課題についてであります。調査の目的は、今年度は昨年と比較をして降雪量が多い状況であり、降雪量に応じた除雪対策が必要であるが今年度の除雪対策の現状と課題、雪処理対策で住民が快適な冬を過ごすことのできる施策の調査をする。また、従来の課題であった雪捨て場が今年度から移転しているが、以前の雪捨て場の課題がどのように改善されたのか、また、新たにどのような課題が出てきたのか調査をするものであります。

調査結果であります。除雪対応の現状と今後の見通し等については2月14日1回目終了、それから3月27日であります。2回目の終了を予定している。除雪回数等については最終には50回程度、除雪状況については見通しですが8.4メートル、108%になるだろうと、積雪状況についても2月14日で134センチメートルで120%ということでありまして、増えている状況だと思います。

除雪の課題であります。雪捨て場の移転に伴う改善点についてであります。周辺環境への配慮、歩行者や一般車交互通行などの改善がなされた。それから雪路面損傷の減少がある。それからダンプ投雪時の作業時間及び待機時間の減少が図られている。

問題点につきましては、雪捨て場移転に伴っての課題ということで運搬に時間を要すること、それから出入り口の通過車両への対応というものが今後の課題とされるだろう。雪捨て場の面積等については、新しくなりましたものは49,900平方メートル、旧の方は40,500平方メートルでありましたから約1万平方メートル増えているという状況であります。除雪等の内容については一読いただければよいと思いますが、例えば3連休等も排雪稼働をした、または通常8時からのものを7時から、また終了時も4時のものを5時45分まで作業をし1日2時間延長し作業にあたった。それから降雪量が平年値の10%を超える中での契約の変更の協議を可能として実施されている。克雪ダンプ等につい

ては補助要綱で作業の5日前に申請をすることになっているということであるべく早く決済ができるような対応をしているということ。それから大変苦情が多いということですが、具体的には玄関先までの雪の処理を全部することになると費用負担が大きく現体制の中では非常に難しいということで住民に対して理解を求めているところである。町の方針として違った視点から除雪サービスを検討すべきという意見もこの調査内容の中で強く出されていたことも報告をしたい。除排雪の作業等についても今の体制を2編成にするとすると、大変多大な予算になるだろうということで不可能ではないのか。また、出勤の基準については町道除雪は10センチの降雪ということでやっているということです。

調査のまとめとしまして、排雪について多雪の中で時間延長をしながら1回目が終了した。2回目も排雪中であるが雪捨て場の移転に伴い面積が拡張され課題等もかなり解消されており成果が表れている。具体的には、周辺環境への配慮、歩行者や一般車両の交互通行、雪路面の損傷の減少やダンプ投雪次の作業時間及び待機時間の減少がみられ、作業の効率性について改善されている。除排雪に関しての住民の苦情は相当多い状況である。今年度は降雪が多く排雪運搬事業のトラック借上費、人件費等の不足分は補正対応を予定されているが、冬を快適で住みやすい美深町にするため今後雪処理対策について研究・検討を重ねていく努力が必要であります。

以上で報告を終わります。

○議長（倉兼政彦君） 只今の両委員長に対する質疑はございませんか。ないようですので、以上で報告を終わります。

◎ 日程第15 報告第2号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第15 報告第2号 平成23年度議会広報編集調査に関する特別委員会の報告でありますけれども、本件はお手元に配布の報告で調査終了いたします。

◎ 日程第16 休会日の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第16 休会日の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。議案調査、一般質問調整並びに委員会活動等のため、6日から11日までの6日間を休会としたいと思いますが決断してご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、6日から11日までの6日間を休会とすることに決定をいたしました。

以上で、本日の日程を終了いたしましたので本日の会議を閉じます。

本日はこれにて散会といたします。

どうもご苦労さまでございました。

散会 午後 3時07分

平成24年第1回定例会
美深町議会会議録
第2号 (平成24年3月12日)

◎議事日程 (第2号)

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 一般質問
- 第 3 休会日の決定

◎出席議員 (11名)

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 番 小 口 英 治 君 | 2 番 藤 守 千代子 君 |
| 3 番 藤 原 芳 幸 君 | 4 番 南 和 博 君 |
| 5 番 中 野 勇 治 君 | 6 番 山 本 進 君 |
| 7 番 諸 岡 勇 君 | 8 番 林 寿 一 君 |
| 9 番 岩 崎 泰 好 君 | 10 番 齊 藤 和 信 君 |
| 11 番 倉 兼 政 彦 君 | |

◎欠席議員 (0名)

出席説明員

◎美深町

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 町 長 山 口 信 夫 君 | 副 町 長 今 泉 和 司 君 |
| 総 務 課 長 長 谷 川 浩 君 | 住 民 生 活 課 長 瓜 田 晃 君 |
| 産 業 施 設 課 長 木 戸 一 博 君 | 会 計 管 理 者 吉 田 克 彦 君 |
| 総 務 グ ル ー プ 主 幹 川 端 秀 司 君 | 企 画 グ ル ー プ 主 幹 渡 辺 英 行 君 |
| 生 活 環 境 グ ル ー プ 主 幹 望 月 清 貴 君 | 保 健 福 祉 グ ル ー プ 主 幹 山 崎 義 典 君 |
| 税 務 グ ル ー プ 主 幹 羽 野 保 則 君 | 農 業 グ ル ー プ 主 幹 草 野 孝 治 君 |
| 商 工 観 光 グ ル ー プ 主 幹 玉 置 一 広 君 | 施 設 グ ル ー プ 主 幹 杉 本 力 君 |
| 管 理 グ ル ー プ 主 幹 南 坂 陽 子 君 | |

◎教育委員会

教育委員長	宮原宏明君	教育長	石田政充君
教育次長	沢田石幸雄君	教育グループ主幹	政岡英司君
教育グループ主幹	荒木久恵君	幼児センター長	清水目桂子君

◎農業委員会

農業委員会会長	外崎敬雄君	事務局長	木戸一博君
---------	-------	------	-------

◎監査委員

代表監査委員	岡崎三郎君	事務局長	長岐和彦君
--------	-------	------	-------

◎議会事務局

事務局長	長岐和彦君	事務局副主幹	中村稔君
------	-------	--------	------

開会 午前10時00分

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

只今の出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので只今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎ 日程第1 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

事務局長。

○局長（長岐和彦君） 諸般の報告をいたします。

今定例会の一般質問通告について申し上げます。

一般質問通告者は諸岡議員ほか1名です。

以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程第2 一般質問

○議長（倉兼政彦君） 日程第2 一般質問を行います。

一般質問の通告者は2名です。発言の順序は通告の順序といたします。

発言の時間は30分です。

それでは通告の順に従って発言を許します。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 今回は項目は行政でありまして美深町の総合計画の策定のあり方ということについて町長の考え方を聞くものであります。

質問の要旨でありますけれども、美深町総合計画は従来、地方自治法第2条第4項の規定によりまして市町村はその事務を処理するにあたっては議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない、とありました。ところが、平成23年8月31日に施行の法律改正でこの議会の議決はいらぬという削除になったわけであります。美深町は環境、経済、福祉、町の基盤整備などあらゆる分野の施策について総合的かつ計画的な町政の運営を図るため総合計画を策定しています。平成24年度につきましては第5次総合計画の2年目であります。関係する条例がない中で第6次総合計画策定にはこれまで同様基本構想について議会の議決を要する取り扱い方、その考え方について伺います。また、基本構想の策定の義務規定がなくなったことにより現業の計画を推進するなかでも数

年先を見据えた独創的なまちづくりビジョンの策定が可能になったとも言えます。これらのことを踏まえて、以下の件について所見を伺います。

1つ目、計画の進行管理においては毎年度見直すローリング方式であります。これを行政側も文言にしているわけですが、昨年度から具体的には決算委員会などで使わせていただいたのですが内部の行政評価など、このようなものとどう関連付けるのかについてお伺いするものであります。

次に、自治会を対象とした地域創造元気づくり交付金については今年度は2つの自治会が実施をしているところであります。実施自治会の減ということで95万円の減額補正となりました。住民と行政が役割と責任を持ち、主体的に行動するまちづくりという面でもまだ行政と住民とのギャップといいますか色々なこういう交付金等においてその責任を自覚して実施するという意気込みといったものが薄かったのではないかと、これらについても考え方を伺うものであります。

3つ目ですが、総合計画の条例を制定する意義ということにつきましては私は深まっていると理解をしております。ただ、インターネットなどで調べてみますと総合計画の条例を制定しているのは全国で鹿児島だけであります。そのような状況の中では確かにこの条例を制定することについては議論のいるところであります。町長の考えとともに一問一答方式で質問をさせていただきます。

あとにつきましては自席から質問をいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 只今、諸岡議員から美深町総合計画のあり方についてご質問をいただいたところでございます。大きく3項目のご質疑をいただいたところでありますけれども順を追って答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の行政評価との関連付けであります。平成23年度から第5次総合計画に基づいてまちづくりを進めているところであります。この総合計画は、基本構想そして基本計画さらに実施計画によって構成されていることはご存じの通りであります。これらの計画の進行管理につきましてはまず基本構想に示す五つの目標の実現に向けて具体的な施策が遂行されなければいけないということは言うまでもないことだと思っております。そして目標の実現に向けて適正な行政運営を行う上で行政が行った施策を町民にお示しし、その結果を評価する行政評価の取り組みを平成21年度に平成20年度の施策の評価といたしまして進めたところであります。これについては先ほど議員からのお話のとおり、先の議会等でお示しをし、ご理解をいただいていると思っております。この行政評価にあたりましては、総合計画に基づく各施策の基礎となる個別の事務事業をまず担

当者が評価をし、これを束ねた主要施策の評価を行政内部の評価として、さらにこれを町民で組織する行政評価委員会でありますけれども外部の人に参加をしてもらって外部評価を行っているわけでございます。総合計画、実施計画のローリングと申しますか、これらの行政評価の結果や財政状況などを踏まえながら優先順位を含め総体的に判断をしながら次年度以降の3年間の実施計画に反映をしているものであります。この計画を作成し、そして実施し、そして評価をし、そしてもろもろの判断をしながら一連のローリングサイクルでありますけれどもこれらに基づいて一体的に進めているということでございます。住民が受ける行政施策を住民の立場から判断していただき、行政運営をしっかりとこなって、第5次の総合計画の定める町の将来像ということでみんなで築く輝くまち美深の実現に取り組んでいるということでございますのでご理解をいただきたいと思っております。

2つ目の自治会を対象とした地域総合元気づくり等々の関係であります。まちづくりを進めるうえでは基本となる自助、自らの部分であります。そして互助、そして公助、これによってそれぞれが役割を十分に認識をしながら主体的な行動によってまちづくりは進展するものと考えているわけであります。ご案内のように高齢化や少子化が進行する中であって美深町のまちづくりの基礎となる自治会がこれまでの取り組みにとどまることなく住みよい地域づくりを進めていくひとつの意欲やさらに行動さらには意識の高揚に大きな期待を寄せているところでもあります。地域創造元気づくり交付金については取り組みもすでに始まっておりますけれども住民の活動の意識づけの一助になるのではないかとそういうことを願って創設したものであります。さらに、自治会活動がより活発化そして深まることを願いながら従来2名でありました地域担当員についても3名に増員をするなど地域活動に力を入れているところでございます。地域と行政が一体となって美深町を作り上げていくことが大事な基本になるのではないかと思っております。

それと、総合計画条例を制定する意義と申しますか今後の考え方についてもご質問がございました。総合計画条例の制定についてどうなのだということであります。第5次総合計画策定時には地方自治法において策定することや議会の議決などの定めに基づいて制定してまいりましたがご案内のように平成23年8月には地域主権の一括法により地方自治の自主性を強化し自由度の拡大を図るため義務づけ枠付けの見直しの1つとして地方自治法が改正され計画の策定や議決要件が削られたものであり、これは議員ご指摘のとおりであります。これは基礎自治体が総合計画を作成することや議会の議決を受けることが法の定めによって縛られるものではなく、自治体のまちづくりを進めるうえで当然なことである地域主権社会の構築に基づく考え方によるものと私どもは認識をしております。本町におきましても地域の将来を見定め、これらの実現に向けてまちづくりの方針となる最上位

の計画であると、今後においても総合計画については策定をしていかなければならないと考えているわけであります。策定する上においては住民と行政が協議を行いながら議会の皆様方と議論をしながら策定していくことがいままでもそうでありますけれども当然であると認識をしているところであります。

以上、冒頭3点ほどのご質問について概要でありますけれども答弁にかえさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 縷々答弁をいただいたところであります。

まず1番目から再質問をいたしますが、町長は今言われておりました総合計画につきましては5つの目標をもちながら進めをしていると、特に行政評価については21年度から進めていて具体的には3年くらい経過をしていると。その中で、特に強調されている行政内部それから外部の評価等についての考え方であります。私も行政内部の評価等については十分承知をしているのですが、外部評価については重要なことだと考えています。例えば病院問題については行政側は予算の執行、金額的な整理といいますか、そういう行政サイドの考え方がある。ところが住民サイドからいうと例えば厚生病院などについては随分課題があると。例えばAランクにあったとするならば、住民の立場から外部評価もしているのだという答弁でありましたが、私はやはりこの外部からの評価というものが公表されて、そしてまたこれらに検討を加えていくのがよいのではないかと考えておりますがこれについて今日進められている形と今後内部評価、外部評価等の取り扱い等についてどのように考え方を整理をしていかれるのかについてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） まず評価のあり方等々についてのご質問でありますけれども、内部評価については議員お話のとおりそれぞれご理解をいただいているのかと思っております。まず担当者が自分のやっている仕事を評価し、そして上司の方へあげ、そしてさらに課長がコメントを入れながらひとつの形を作りあげていくと、そしてランク付けでありますけれどもAからDまでつけていくという作業をしながら、それらに基づいてそれらの項目について内部で評価をしたものを外部に資料として提供し、そしてランク付も見せながら専門部会といいますか部門に分けてさらにそれぞれ何日かに分けて評価をいただいているということでございます。もちろん中には内部の評価と外部の評価のランクが違うものも当然出てくるわけでありますけれどもそういうことをしながらやっているわけであります。もちろん内部でAをもらったと、さらに外部でもAをいただいたという事務事業等々も出てくるわけでありますけれども、仮に評価をいただいたと言いながら町民認識と少し

ずれるものがあり、いかがなものかという部分、そして改良を加えなければならないというそれらの部分については我々は真摯に耳を傾けながら努力をしていくということになるわけでありまして、その辺の作業等については色々心配もあろうかと思えますけれどもご理解をいただきたいと思えます。それと、公表の関係でありますけれども内部評価はもちろん公表をしております。外部評価についてもすべての部分で公表をすでにしておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 内部評価、外部評価等については一層評価の度をましていくべきだと考えています。特に私どもが今回この総合計画の議論をしたときに町長が再三、3年間で見直すと、そしてまたかっこ書きで毎年度総合計画の振興等についてローリング方式によってその評価を変えていきたいという考え方がありますが、1年経過して町長として今回のローリング等についての優先順位等について、具体的に私どもがわかるような説明をいただければと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） これが具体的にどうだということを経年毎年ということでありましてけれども、これは非常に難しい話でありまして毎年毎年の予算策定の前に予算に反映できるように総合計画をもう一度見直しながら予算策定に入る前段の作業としてローリングをしながらやっているわけでありまして、それはどこに力点があってどう改善したのだと、それはこれから始まる予算議会だとかそういうものも含めてでありますけれどもそういうところに力点が入っているのだということをご理解をいただければありがたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 1番の項目ですがもう1点確認をしておきたいと思えますが、この計画等については10年のスパンでやっているということですので3年を目標に毎年ローリング方式でやっているということですが10年の絡みについては一応計画の中ではあると思えますが、今、町長の考え方の中ではなるべく早い時期に町長の2期目の姿勢を出そうという考えがあったように私は記憶をしております。それらの進め方等について町長の今の考え方、その重点項目等について具体的に進め等について考えは変わっていないと思えますがその点の確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） ローリング等についてはご理解をいただいたと思っております。第5次の総合計画は前期5カ年と後期5カ年という考え方を出しておりました。その他毎

年のローリングということがもちろんあるわけでありましてけれども、従って、前期の部分についてはこういうことを集中的にやりたいのだということを申し上げているわけでありまして。そして、前期の部分について積極的な予算執行、公共的施設も含めてここ何年か辛抱してきた部分も含めて大胆に取り組んでいきたいという考え方を前期に持っているわけでございます。もちろん財政状況等々を踏まえながら取り組んでいかなければならないと基本的に考えて今取り組んでいる最中でございます。基本的には変わってはおりません。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 考え方は変わっていないということでありまして、前期または後期に向けて鋭意努力をされるということでありまして。ただ、先ほども要旨の中で申し上げましたが議会の議決を得ないで総合計画というものを進めることができる。ただ、これは色々な文献などを調べてみますと国の考え方は確かに地方に主権を与えるという面では同じであります。かえって住民に対する説明責任といったものも一層深まってきていると私は理解をしておりますが、町長としてこういった議会の議決を得ないが議会には相談して進めていくという考えになっていただけなのだと思いますが法律がこのようになってきたものですからそれなりに地域の主権というものは増してきていると理解をしておりますが町長はどのように理解をされているのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 今、議員ご指摘のとおり地域主権という部分については地域に与えられて国もそういう縛りの部分を削ってきているわけでありまして。ますます地域主権が大事になってくるし地域の責任が重くなってくると認識をしております。従いまして、地域主権を確立していくという部分については従前にも増して議会や住民と十分な相談をして物事を作り上げていかなければならないという観点に立たなければならぬと、従前もそういうことに気をつけてやってきたつもりでありますけれどもさらに一層気持ちをしかりと議会と意思疎通をさせる方向で、今もしていると思っておりますけれどもなお一層しかりとやっていかなければならないと思っております。もちろん議会と相談をしていくということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 町長の考え等については理解をしておりますしその方向でやっていただきたいと思っております。ただ、私もおかげさまで6期も議会議員をさせていただいておりますからそういう点では感謝を申し上げているところでありますが、色々な流れを見た場合に例えば国の予算を考えたときに国会議員の先生方とか色々な先生方をお願いしながら補助金をいただくという行政方法であったと私は理解をしております。ただ、それはよ

かった悪かったという議論は別にしまして、今や住民の目線に立つということであれば住民からこういうものを作ってほしいという要求が出た場合にそれらを優先にして国の制度でこういうことをやれということではなくてその地域の中で必要なものを作り上げていくべきだと考えておりますがその考え方についてはどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 仕事を進める1つのスタンスといいますかその部分についても触れられたのかと思っております。もちろん国の先生方や色々な立場の人、また色々な考え方の人がいるわけでありましてけれども地方自治の観点から立つと与党であるとか野党であるとかそういうことにはあまりこだわってはいけなと、わが町にとってやはり何が大切かという部分について、住民が何を考えているのかということについてそれぞれの先生方のお付き合い含めて国の役人といいますか国に向かって色々ご助言をしていただくような方向を模索して取り組んで仕事をさせて頂いているというのが実態でございます。それと、1番大事なことは後半議員が申されました地域に必要なものの部分についてはまさにその通り我々は受け取って地域のためにどうやるべきか、地域の人々の考え方は色々あるわけですがけれども我々はそれを四捨五入といいますか大衆意見を踏まえてそれを参酌しながら、これが地域のためになるのだという視点に立って事業に取り組んでいるという考え方でございますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 視点を変えていくのですが、今、地域主権の話を出しましたが少なくとも自己決定、自己責任という部分が随分重要視されてきているわけでありまして。それで、そういう状況の中では色々な条例の必要性というものが出てくるところでありますが町長の立場で自己決定、自己責任といったことについてはどのような感覚を持っておられるのかお聞きいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 質問の趣旨と私の捉え方が少しずれるかもしれませんが、自己決定という部分については強いリーダーシップを持って、責任をもって執行しなければならないと思っております。ただ、それが住民の心をどうつかんでいくかということを一歩先に持っておかなければならないと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 私はリーダーシップはぜひ必要だと考えております。町長は二元代表制について十分ご承知だと思いますが町長も選挙で選ばれるわけでありまして。議会議員も今11名でありますそれぞれ選ばれて議会に出ています。議会の中では色々意見を

交換し討論をしながら行政等に注文をつけていると。そしてさらには、町長もまた住民と対話をしていると、議員も同じであります。それぞれ地域に戻りますと住民の中に入ってそれぞれの考えをいただき、それを議会を通じて町長側に注文をつけていくわけでありませう。そういったときに町長は職員との連携といいますか考え方を吸い上げて自分の考えに進めていかなければならないという考えが私は大事だと考えております。職員の力によって自己改革というのは出来上がると、ましてや町民、そして議会の4つの構成の中でまちづくりというのはつながっていくのだと考えております。その点についてどのように考えておられるのか、職員の対応または町民の対応は先ほど十分聞きました。職員との対応、議会との対応等について考えを伺います。

○議長（倉兼政彦君） 諸岡君に申し上げますが、通告の内容からあまり離れないようお願いをいたします。

町長。

○町長（山口信夫君） 町長という立場は行政を粛々と推進執行していくという立場でございましてこれに基づいて粛々とやらなければならないと認識をしております。その場合も先ほどから言っております町民のご意見なり議会の意向等を踏まえながらどう執行していくのか、これらをどう反映していくのかということが大事になってくると思っております。それから町長と職員との関係というお話しがございました。そして、職員が町長の意識改革そして職員の意識改革、これはどうあるべきかということだと思っておりますけれども、職員に随分意識改革という抽象的な言葉でここ何年か私が町長になりましてから進めてきた部分があるわけでありませう。ただ、ともすればやはり言葉が優先的になっているのかというまだきらいがあると思っております。そのためにはいろいろな研修制度であるとか職員の資質向上のためによかれという勉強等々もずいぶん積んでもらってきたつもりでおりますがまだまだ足りないと思っております。そして先程冒頭自治会絡みのお話しの中では2人から3人という話もいたしました。そういうところに入ってもらって住民が何を考えているのか、そして住民と一緒にどう行政を歩んでいくのかということも含めて職員にも勉強をしてもらおうという観点に立って行政を進めているわけでありまして職員の意識改革はまだまだ十分とはいえないと思っております。非常に良いリーダーシップのある職員を作っていかなければならないとこれが1番大事なことだと思っております。そしてその上に立ってなお一層リーダーシップのある行政執行を私も遂行しなければならないという立場にたっておりますので職員の意識改革等々についても一緒になって進めてまいりたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 2番目に入らせていただきます。

具体的には減額の補正が地域の創造元気づくり交付金の形になっております。これはそれぞれの自治体に任せた中で町長の答弁の中では地域担当員を1名増やした中で地域に入って自治会活動を援助していくという形でやっていることについては理解をしております。これは2年間の交付金だと思っておりますが、その中でやはり住民と行政が役割と責任を持ちながらこれらの行動を進めていく立場でも1番具体的な元気づくり交付金等については重要なものだとは私と考えています。これらについて今後どのような考え方の中で交付金の使い道等について議論をされるのか行政側の考え方について伺うものであります。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 具体的に元気づくり交付金は昨年から発足させたところであります。そして昨年は4町内と5町内の皆様方にご利用をいただいて途中の制定でありましたから予算いっぱいに使いきれなかったのかと思っておりますけれども、今年はずっと予算を組んだ分だけ執行になってみなさんのそれぞれの自治会が活性化の方向に向かって努力をされればよいかと思っております。ご案内のようにこの交付金制度は時限立法で作っておりますけれども変えるつもりはございませんので改めてここでどうするかということではなくて、3年間の時限立法で作っておりますので全自治会が3年間で取り組んでもらえればありがたいと思っております。自由に選択をして使ってくださいということで、ただ、感想を言っただけではいけないのかもしれませんが感想的に申せば去年4、5と合同でやってもらって、できればもうひと工夫あってくれればありがたかったかという気持ちがないわけではありません。それは時間がなかったせいもあるでしょうけれども色々な取り組みを模索してほしいと、それは自治会の中の工夫が必要かと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 確かに時間的なこと、それから季節的なことでこの交付金を使うことについては色々地域の中で議論をしたという経験をしております。ただ、もう少し工夫ということであれば具体的にどういうことをさせたいのか。すでに4町内、5町内はこの交付金はもらえないわけですがそれでも考えがあるのでしたらお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） キッチンとしたまとまった考えをもって感想を述べているわけではありませんけれども本当の感想的に申し上げるとできれば1年30万でありますから2つを集めると60万円ですがそれが一過性にならないで将来の自治会活動につながっていくようなことになっていただければありがたいと、今年はどうされるのか今年が交付

金がなかったからあの事業はやめるのかなと、そういう心配をしているわけでありまして出来れば一過性ではなくてそういう将来のまちづくりなり自治会の発展のためにどうしていくかということが少し加味されれば、みんなの税金でやっているわけですから私としてはありがたいかと、これは全く私の感想でありますからあまりその辺のことを追求しないでいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 感想ですので言いませんけれども、私はここでいうのは地域の皆さん方が主体的にそれらの行事を組んでいくということについて元気がつくものという考えの中で既にやっているわけでありまして枠内でどうしても消化しなければならないという気持ちの中でやっていると。町長の考えでは何回にでも分けて交付金をもらえるということであればそれはそのようにしていかなければならないと地域の皆様がそうなるかと思いますがその点について答弁をお願いします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 一応終わらせていただきましたのでこれから新しい自治会がありますのでそれらについてはご理解をいただいております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 3番目に入りたいと思います。

総合計画の条例の制定等については難しいことだと思っておりますが、ただ、よその町で、名寄も自治基本条例を作っているということです。士別、和寒も自治基本条例を作っているということです。ただ、名寄の場合は自治法の第2条第4項の規定によってやるということになっておりまして、これは規定を変えていかなければならないという課題にぶつかっているとお聞きをしております。ただ、私は自治基本条例は全国的には1割の町がすでに基本条例を作っているという状況の中でこの近くも基本条例を作っていると、それにかからせて基本条例の中に総合計画の策定等について明言をしているわけでありまして。このことについて町長としてはどのように考えておられるのかお聞きをいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 従前の総合計画の進め方については十分ご理解をいただいていると思います。また、自治基本条例等々の全国的なものまた近隣のことについてもある程度のは理解をしているつもりであります。議会側も理解をされているのかと思っております。従前もそうでありましたけれども、総合計画さらにまちづくりを推進するうえで基本的に色々な意味で議会と相談をするという形にしておりますのでこの自治基本条例等々がなければ特別何か支障をきたすとかそういうことであれば考えなければならない部分も

出てくるのかと思いますが今のところそういうことに至っていないのではないかと考えております。今後は議員と見解が少し異なるかもしれませんがそのように思っております。ただ、全体として色々な条例を作ってしまうと良い部分と悪い部分と難しい部分と縛られる部分といますか非常に条例なりそういうものがひとり歩きするという部分があるものですからその部分についてはなるべく考えていかなければならないと。かといって、みんなでそういうものが必要だということについては全体の合意形成がそこに行くのだとすればそれはやぶさかではないのかと考えております。ただ、今の段階では総合計画の縛りが取れたからそれに変わるものとして自治基本条例等々があった方が良いということには私は何ら今のところ特別な支障はきたしていないと考えておりますので議会側等々とまた住民のコンセンサス等色々な会議を積み上げるという基本的な考えに立っておりますのでそういうものをあえて今の段階でつくる必要はないのかと考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 町長は特に変わりはなく進めるということで理解をいたしました。ただ、例えば町の借金はだれの責任なのかと捉えた場合に私はやはり町民そして町長、職員、議会、先程4者の権利ということで責務であるといったわけですが、少なくとも総合計画の財政規律という面で総合計画すべて財政規律の下で規律のある財政運営をしなければならないという立場にあると私は考えております。従って、この責任を問われたときにどういう理論があってどう進めてきたのかということも重要視されると、他町村の中でも色々なことがあるわけですが町長の考えとして町の責任でこの4者の権利なり責任が問われるのだと思うのですが町長としてはどのように考えておられるのかこの点についてお聞きをいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 財政だけではなく行政の責任という部分でこれは4者を並べて一律に責任があると、もちろん責任はそれぞれの立場であるだろうと考えておりますけれども町理事者として町長としてこれは非常に重い、特別に重い責任を持っていると認識をしながら行政運営に当たっているということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 町長は先ほど優先順位の話をされました。総合計画の中での優先順位ですがこれは確かに町長自ら考えておられることだと思うのですが町民としても非常に関心があります。もちろん財政の裏付けも必要であるしそういった部分では分かるのですがこの優先順位等についてはやはり町民の中に明らかにするべきだと思っておりますが町長の今の状況、どういったことを町民に訴えていくのかについてをお伺いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 優先順位はローリングの話の中でもしましたけれどもそういうことを反映しながら町民に示しながらやっている。ただ、行政懇談会、まちづくり懇談会等色々な懇談会があって一般に出席を求める場合、残念ながら出席率が少ないと、期待したほど集まらないということも考えなければならぬと、それはお互いの関係でありますけれども議員さんの懇談会などについては私は参加はしておりませんから承知はしておりますけれどもそれにしてもあまり出席が芳しくないという話も伝わってくるわけでありまして。そういうことをお互いにしながらそういう中でフランクな日常的な会話を聞きながら積み上げて色々な作業があると、ただ、そこだけでやるのではなくて色々計画作り、素案作りを含めて色々なところを参酌しながら物事を進めていかなければならぬと思っ

ているわけでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 町長の考え方等についてはそのようにまたやっていただきたいと考えております。私も栗山の情報を見てもみたら、総合計画の条例制定をする意義の中に情報公開と住民参加という文言があったのです。情報公開等については住民はいつでも情報を見ることができるということが大事だと、少なくとも総合計画条例等についてはなかったとしても総合計画等については情報公開をして進めるべきだという考え方の中で、特にそういう面では住民の参加を積極的に求めるには情報公開と住民参加を位置づけているわけです。そういった立場から総合計画の条例というものは策定する意義があるのではないかと書かれておりました。町長としてはその点について総合計画の条例の制定等についていまひとつそういう情報公開と住民参加の立場からどのように考えておられるのかお聞きいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 今、栗山の例を挙げられながら色々ルールづくりと申しますかそういう部分のひとつの提議があったのかと考えております。公開についてはかなりの部分で公開をしているつもりでありますけれどもまだまだ足りない部分が言われればあるのかと思うわけです。そこで総合計画に関する条例案の部分でありますけどどうするのかと、これについては今後の議会側との検討課題になってくるのかと、議会側がこれをきちんと制定して方向づけをすべきだという観点に立てばそれは長側もかなりの時間会議をしたり公開をしたり時間をとられると思いますけれどもそれはそれとして我々も努力をしていかなければならぬと思っ

わけでございます。ただひとつのものを作って形を作ればそれでよいというわけでもないような気もいたします。そういう色々な面で今後のやり方に向けては我々もまた議会側も要検討事項かと思っているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 地域に自治体の決定権が拡大をしているという理解をしているのですが、少なくとも決定権を持つ自治体に落ちるわけですから町が責任を持ってその自治体に色々な決定権というものが与えられてくるのかと思うのですがこれらについて今や行財政の縮小時代でかなり窮屈な予算の中で、交付金の減の中で対応せざるを得ないと、美深町も5,000人を切るような状況になるわけですが国勢調査の5,000人以上の枠組みの中で交付される交付税というものについて当面は良いにしても5年の年度しかないわけでありまして。すでに1、2年経過をしているところであります。この行財政の縮小時代に入ってそのような点をどのように考えているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 今の数字で申し上げれば国勢調査は5,171でありますから公式に使うのは実質的に交付税等々に反映できるのはこれからでありますからまだ5年間は有効に使えらると思っております。かといって行財政が今の時代でありますからなかなか先の見通しはできない、まして国の状況はああいう状況でありますし、道の財政状況もああいう状況でありますからなかなか見通しが悪いわけでありますけれども、なんとか経済等も少しずつ好転を、この地域はなかなか好転しているとはみえないわけでありますけれどもそういうことに期待をかけながら少しは交付税も減るといふ話から少し元に戻る、出来れば元に戻って上積みをしてくれるという方向に向かってほしいと願うわけでありまして。しかし、願いと裏腹にそう簡単にはいかないのも事実であります。従って、行財政の偏見といいますか財政計画については内部的にかなりシビアに検討を加えていかなければならないと考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 今回の定例会は24年度の予算の決定をしていくということでありましてこれから色々議論がなされて議会の注文も出てくるものと私は考えております。そういう立場の中で、くどいようですが総合計画というものは条例を作って今の山口町長は何年続くかわかりませんがそういう中身の中で作成するのも町の権限の中で作成してどの町長に変わってもその条例が生きてその定義の中で計画が作られていくものだと私は考えておりますがその点についての考えを伺います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 通告では5次総計が2年になって6次総計のことまで少し頭にあったわけですがけれどもなかなか長期の考え方というものは今の時点では立てるわけではありません。またそれについて責任を持てるわけではありません。ただ、今、与えられたポジションの任期の中で行財政含めて全力投球をして住民に心配をかけないようにするという事を申し上げておきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 一応議会の議決を得ないということでありましたら独創的なまちづくりというのはできると、10年計画、第6次の総合計画が今後作られていくのだと思いますが私は今の5次総計も町の考え方、行政のあり方も含めて短いパターンの中で第5次を終わらせると、そしてまた第6次に入っていくということが地域の中では可能な時代になっているわけです。町長としてはそれは10年先のことは分からないというのではなくて3年パターンでローリングをしながらそして中身は1年1年のローリングをしながらやっていこうと考えているのでしたら早めに第5次の総合計画を見直して第6次に入っていくても構わないという時代になっているのではないかと思いますがこの点についてはどのような考えでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 時代が速いスピードで動いていると認識をしております。従って、第5次の総合計画を作る時点からそういう心配をしながら前半後半という考え方にたっております。5次総計の前半についてはこういうことをやりたいということはある程度かなり出したつもりであります。後半についてはまだしきれていないといえますか、ただ10年間の5次の計画を作っておりますのでそれはそれで良いわけですが今はそれを早めて6次の計画ということにはなかなかならないと、前半後半で見直すということでもありますから実質2年、スタートは今年みたいなものなのですけれども第5次が今年、来年、再来年とこれから進んでいきますのでなるべく早い機会に第5次の後半の部分を前半を踏まえながら前半といっても全部の前半はここ1～2年を踏まえながらどうしていくかという後半のことを考えていかなければならないと、財政見直しを含めながらそういうことを考えていかなければならないということで6次ということではなくて後半の見直しをやっていかなければならないと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 考え方についてはわかりました。

総合計画ですが私どもが理解をしているのは約300、色々なことをやろうとしております。これは確かに前半そして後半の中でそれらを実施していこうと考えているようであ

りますが、これも町長はいつも早い時期に何でも物事は進めていきたいという考え方があり、私はそれを批判するものではなくてそのようにすべきだと考えております。これらについても5年を見据えて後期に入るということでありますがこの後期の計画等についても早めに出すべきだと考えていますがその様な計画的な考えというものが具体的にどのようなようになっていくのかお聞きをいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 前期が実質的に去年からスタートしたと言いながら事業の着手だとかそういう部分について多くは今年から5次計画がスタートしていると理解をしていただいているのだとすれば、今、後半の部分云々というお話がありましたけれども今前半の5次計画の部分を当分2、3年全力でやらせてほしい、取り組ませてほしいと、その上に立って考えさせてほしいと、この辺の時間的余裕をいただきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 時間がなくなりましたから、答弁によっては終了しようと考えていますが、町長は色々な事業をやろうとしていると、そして国に対して色々な補助を求めている部分もあると、企業誘致にしてもしかりだと思うわけですが、今、町長の考え方の中で色々な事業が実施され、そしてまた計画的に進められていると私は考えております。そういう中で確かに色々な町長の考えを地域に落としてその考え方の中で進められていると、ただ、色々なアンケート等を取るという中ではその実数的には私どもが思っているほど返答がなかったりするという中でその中ではまちづくりは大変だと思うのですが国の予算なども背景にした中で色々な形をやらざるを得ないと、財政の裏付けというが必要だと考えております。そして具体的に財政の裏付けをやった中でのアンケートの取り方をしないと住民はやはり理解を示さないと私は考えています。そのようなことで今までのあり方等についても私は疑義があると考えていますが町としてはどのように考えておられるのかお聞きをいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 非常に難しいご質問をいただいたと思っております。先ほど自治会の関係でもお話しをしましたがけれども、やはり行政を町民がどう見ているのか、また各種審議会の委員さん、議会の議員さんもそうでありますけれどもなかなか日常的に行政を色々な面でチェックするというのはなかなか至難の業といいますか非常に難しいことではないのかと思っております。私どもも実際行政を運営しながらそれぞれの専門部分についてはそれぞれの専門職員がいて、ある程度見通しがつくわけではありますが全体的な見通しを行政の中にあっても、いろいろものを申せるといいますか、そこまで職員のレベル

といいますか、なかなかならないわけでこれをどうつくっていくのか、いってみれば住民もそのレベルをどうつくっていくのかということをやらなければならないと思っております。それに当たってはある程度の情報公開なり内部資料もお示しをしなければならないと思っております。しかしながら、非常にそれは難しいのだということも一方ではあるわけでありましてご理解をいただいております。それと1番大事なのは参加する、そして行動をする、自分たちで作上げていこうという視点が住民になればなかなか難しい話ではないかと思っております。やはり住民が心を同じにして、諸岡議員がいうように同じ気持ちに立って住民活動なりまちづくりを進めるということではなければなかなか難しいことではないかと思っております。しかし、それはそれとしてそういう方向で努力をしていかなければならないということでそれはその通りだと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 時間がなくなりましたので最後であります。先ほども地域主権の話をいたしました。特に国、道そして市町村、これらの役割分担またはルール、こういったものが変わってきていると私は認識しております。その中で地域の政策というのは地域で決めていくということになっているわけです。そうすると国の借金等もだんだん町に責任がかぶってくるのではないかと私は心配をしているのですが町長の立場から国の債務等が市町村に下りつつあるという考え方があるのかどうかこの点について考えを伺います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 地域主権という言葉としてはかなり浸透したと思っております。しかしながら、実質的にそれが機能しているかということについてはまだまだこれからだと思っております。国も色々な意味で地域主権と言ったり、分権と言ったり色々なことを言いながら地域に下ろしてくる作業もある部分でやっております。しかしながら、相当な部分、法律で縛りつけていないけれども逆の意味で相談したり裏付けなり、求めるものがきつくなってきます。従って、なかなか地域主権といえども自由裁量でやれないということでももちろん自由裁量でやれないというのは財政的な裏付けも国はきちんと示してくれないと、言ってみれば美深町は1割自治でありますから、実質的には1割自治ないわけです。税金が4億円ないわけですから。どこの町村もうちと似たり寄ったりなのですけれどもひとつの方向で例えば極端に言えば農政あたりを見るとまさに国の方向づけの中でどう生きていくのかと、こういうことが多いわけでありましてけれども、地方の農村社会の我々でありますけれどもどうまちづくりを進めていくのかということでありましてけれども地域主権といえども言葉としてはありますけれどもなかなか自由に発想して自由にもものを作っていくというのは非常に難しいことだと、ただ、地域として我慢をしながら財政をしっかりと蓄

えてそこに集中していくというのであれば少し考え方が違うと。40億円の予算でありますから1億円か2億円毎年我慢をしながら10年なら10年財政を作って、そしてこういうことに思い切った投資をしたらどうだということになってくるのだとすればこれはまた少しやり方が変わってくるのかもしれませんが、今ある福祉社会でありますからやはり今持っている政策を国なり道なりまた市町村がもっている政策を進めなければならないわけでありますから、そうすればやはりその財政規模の中では地域主権といってもなかなかうまくいかないのだということもご理解をいただいております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 最後になるかと思いますが、美深町の中味をみますと本当に超高齢化社会でどんどん進んで行っている社会であります。そしてまた一面少子化も考えられる状況の中にあるわけです。それでそういう立場に立つと総合計画等についても重大な局面を迎えているのではないかと私は1人の町民として考えております。町長としてこの高齢化社会、少子化の状況の中での総合計画の作り方といいますか、1年といえないのではないかとと思いますがこれらについても質問をしておきたいと思いますが答弁をお願いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 今まさにご指摘がある通り高齢化率が今の状況でいくと毎年1%ずつ上がっていくということで今年34、35という数字が出てくるのかと心配をしているのも事実であります。そして少子化も着実に進んでいるのも確かであります。しかし、これを少しでも好転をさせるかという努力をやはり我々はしていかなければならないと思っております。ただ、総合計画の中では福祉社会の中味はやはり医療があって介護があって年金があって、さらにこのごろでいう子育ても福祉社会のひとつだといわれる時代に入っております。教育と分けてこういうことをやっていかなければならないと。しかし、それを支えるのは何と言っても地域産業で国の産業もそうでありますけれども地域でいえば地域産業をどうしていくのか、担い手をどう育てていくのか、これがベースになると思っております。雇用のことについてもしかりであります。そういうことを考えながら総合的にかみ合わせながらどうまちづくりを進めていくのが大事になると思っております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 町長の考え方は随分参考になりましたし、その決意で町政執行をしていただきたいと思います。極めて総合計画条例が国から議会の議決を得ないという状況になってまさに独創的なこのまちづくりが今や期待をされているということで少

なくともそういう責任の中で地域は逆に自由が増したという観点からいきますとなおさら議会と行政側が一体となってまた町民と一体となって意見を出し合ってよりよいまちづくりをしたいと考えておりますが最後にその考えを1点だけ答弁をいただいで終わります。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 確かに自由が増したという部分が当たるかもしれませんが。しかし、かなり不自由になっている部分もいっぱいあるわけでありましてその辺のことをしっかりと整合性を持ちながら議会と協議をして進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（倉兼政彦君） 以上で諸岡君の質問を終わります。

次、9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 私は2つの項目につきまして町長の考え方を伺いたいと思います。最初の1つ目は行政についてであります。

平成24年度町政執行方針についての考え方を伺うものであります。先般の議会の冒頭、町長から町政執行方針が述べられました。その町政執行方針の冒頭に東日本大震災へのお見舞いとさらには支援について触れられております。町長の言葉を述べますと、今後も引き続き関係機関と連携して復興へ向けた支援を続けると同時にこれを教訓として安全、安心なまちづくりに努めます、と述べられておられますが、この冒頭の文章にあります支援の継続についてどれまでの期間、どのような形で進めていかれるのか、具体的な支援の内容というのはどのようなものなのか、その考え方を伺うものであります。さらには、平成24年度のその具体策をお聞きするものであります。

まず1つ目、全国に話題になっておりますがれきの処理の問題であります。これについてはなかなか手を挙げる自治体が少ない中、道内でも何カ所かのところが手をあげているというのが現状だと思いますがこのがれきの2次の処理につきましてその受け入れについての基本的な考え方をお聞きしたいと存じます。

2つ目につきましては、昨年の議会の質問の中でも触れましたが職員等の派遣についてどのように考えておられるのかということでお聞きした経緯がございますがこれにつきましてはさまざまな要請等を勘案しながら今後それらがあれば派遣を実現させたいという答弁をいただいたと思っております。その後、昨日1年が経ちましたけれどもそれらのことがどのような状況になっているのかということについてお聞きをしたいと思っております。

3つ目は、町広報の3月号で義援金の募集の停止がページを飾っておりました。私もえっと思ったのですがこれらについてはそれに代わる支援方法等を考えておられるのかなという1つの疑問がありました。その後、昨日の防災端末の中でこれについては継続をしてい

くというお考えが示されたところがございますがそれらの経緯とその支援のほかのメニューと申しますかその辺についてお聞きをしたいと思います。

4つ目は、私も新聞等あるいはインターネット等で色々調べてきたところがございますが、災害援助総合応援協定、これは色々名称はございますが自治体間の協定を結ぶことで何かあった時にお互いそれぞれで支援を続けたり応援をしたりというそういう中身でございます。これらについて具体的に結ぶ考えはあるのかどうか、その4点をまずお聞きしたいと存じます。

さらには、冒頭の執行方針の中でこれらの震災等のものに対してその教訓としてこの町の安心、安全なまちづくりを進めていきたいという固い決意をしておられます。それらについての考え方と具体策はどうなっているのかということで1つ目にはそれらの情報の伝達のシステムをどうするのかという問題、それから具体的に支援が必要な方々に対して具体的に今までどのような動きを示してきたのかという2点目、そして3点目として、この地は安心な農産物を作るということがこれからの産業の中では重要な部分になってくると思うのですがそれらの製品にしっかりと保証したマークをつけて出すような出荷体制、例えば、この商品には放射能は含まれていません、などの安全宣言をした出荷体制をとるために放射線量を測定するそれらの測定器の導入は考えておられるのかどうかということをお聞きいたします。

次に、2点目、保健福祉についての考え方を伺うものでございます。

美深町特別養護老人ホームの増床または増設さらにはユニット化についてお聞きをしたいと思います。北海道は2012年の今年度の介護保険の財政安定化基金98億円を取り崩して道の積立て分33億円を3年間にわたって施設整備に関する助成の拡充に充て特養など新設や改築する社会福祉法人に費用の一部を助成する方針を示しました。今、北海道内の特別養護老人ホームの待機者でまだ入れないでいらっしゃる方が実は25,000人以上に上っているということも新聞報道等でも謳っております。私も管内、特にこれから進んでいきます北北海道中央圏域定住圏の管内13市町村の実態を色々調べてみました。そうしますとこの13町村の圏域内で約1,000人にのぼる方々が入ることを待ち望んでいるという実態が見えてまいりました。美深町にあっても57人と書いておりますが50数名の方が待機して入ることを待ち望んでいるという状況にあるという現状であると思います。そこで美深町特別養護老人ホームの施設の現状と将来像についてその考え方を伺うものであります。

1つ目は、今施設の老朽化というものも当然視野に入れなければならないと思うのですが、それらの対応についてどのように解決策を図ろうとするのか、まず1点目にお聞きし

たいと思います。

2つ目は、いま国が進めようとしている介護の方向性といいますかそこが施設介護から在宅介護へという視点が動いているように思うのですけれどもそれらの将来像についてこの町はどうするのかということについてその考え方を伺います。

3点目には、先程お話ししました北海道が進めるこれから3年間の特養の施設の増床について美深町も手を挙げて現状50床の特別養護老人ホームですけれどもその増床なりあるいは増設なりこれから今までの課題でありましたユニット化、これらについて考え方を伺うものであります。

この後については自席において質問を続けます。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 只今、9番岩崎議員から24年度の町政執行方針の中から東日本大震災に関しての色々なご質問をいただきました。たくさん項目があります。さらに2つ目としては社会福祉で特に老人ホーム等の考え方についてご質問をいただいたところでございます。順を追ってご説明をしたいと思っております。

まず、東日本大震災の関係につきましては答弁に先立ちまして改めて犠牲になった方々のご冥福をお祈りするとともに被災されました皆様方に心よりお見舞いを申し上げたいと思っております。私も昨日は1日テレビにくぎ付けになるような状況でチャンネルを回しながら見させていただきました。改めて悲惨な状況を心にしみるような感じで見させていただいたところでございます。まず、ご質問のひとつのがれきの受け入れの関係であります。環境省によれば大規模な津波により発生した災害廃棄物というものをがれきというそうでありますけれども、報道されております岩手県等の廃棄物等々から見ると一般廃棄物として11年分あると、さらに宮城県においては19年分だということが言われているわけであります。被災地の復旧復興のためには災害の廃棄物の迅速な撤去処理が極めて重要な問題であるといわれております。両県においても県内施設を災害に利用した処理を進めているということでもありますけれども処理能力の不足等々があると、また、広域処理の状況であるということでもあります。特に福島県においては当分の間県内処理を行うということもいわれているわけであります。この間、報道のある通り東京都が受け入れをすると、また、国においては各道府県に受け入れに向けての検討をお願いしたいと、今日の新聞情報によるとさらに国からお願いの文書を発送するというのも情報として伝わっております。こういう部分については新聞発表といいますかマスコミを通じた情報がまだ先になっているという状況でございます。これらの処理にあたっての運搬方法、運搬経路、処理方法がまだまだ具体的になっていないということで国はそれぞれの要請といいますかお願い

的なことを発表しておりますけれども今申し上げました運搬の方法であるとか経路であるとか処分方法であるとか、そういうものが一切示されていないわけでありまして。対処をしてほしいと言いながら対処しきれない、こういう現実もあることもご理解をいただかなければならないということでもあります。また、放射性物質に汚染されたがれきもあるわけですがけれどもこれらは国の対応も後手後手ということがあるようではありますけれども、放射性物質のがれきの部分も含めて私どもとしては現時点では受け入れを判断することは極めて難しいということをご理解をいただきたいと思っております。

次に、具体的に職員の派遣の関係についてご質疑がございました。先の議会で答弁した部分とも重なりますけれども改めて状況について答弁をさせていただきたいと思っております。被災地への自治体職員の派遣については震災直後から全国町村会が仲介役となりまして災害直後には避難所の運営などに当たる職員などについて派遣要請がありました。これに応ずる用意をしていたところではありますが、しかし、実際には一般事務職員の派遣要請ではありませんでした。救助活動にあたる緊急消防援助隊ということでありましたので美深消防署から2名の救命士を任務遂行のために派遣をしてきたところでもあります。こうした人的派遣についてはそのほかにも町の職員ということではありませんけれども美深福祉会からも看護師さらに支援の職員、2名を現地に派遣して活動をしていただいたところでもあります。今現在といいますか年が明けてでありますけれども全国の自治体から804人の地方公務員が現地に派遣をされているという状況と伺っております。今後の人的支援等につきましては総務省を通じての全国町村会でありますけれども24年度における中長期的な職員の派遣についてお願いをしたいということでもあります。被災地46の市町村、団体から584名の要請をいただいているところでありまして職種についても保健師、建築、土木、電気、機械、放射線検査技師などの技術者を中心としながらさらに一般事務職員についても何とかならないでしょうかということでも全国で584名であります。そういう総務省を通じた全国町村会の要請の中身となっているところでございます。本格的な復旧・復興に向けた事務量というのは相当なものがあると感じております。美深町としてもできることは支援をしたい気持ちでいっぱいではありますけれども議員ご承知の通り職員もいっぱいいっぱい日常の仕事をこなしているという実態でございます。現状で要請があるのは数カ月間にわたっての職員体制の派遣でありますから悔しいかな残念ながら協力が今ないというのが実態でございます。特に専門職等々についてはご理解をいただけるのかということでもあります。

次に、義援金の停止について先程広報の話がありました。まさに広報で少し言葉足らずの広報をしたのかと思っております。しかしながら、あれは日本赤十字や中央共同募金会

が3月31日をもって終了するという通知をいただいてその中であいう通知を住民周知としてやったということであって、その先を読み切れなかったといいますかそういう部分については若干いかなものかなと、そしてまた3月6日付だったと思いますけれども地方紙にもその様なことが載ってしまっている状況で私としてもがっかりといいますかそういう部分もないわけではありませんけれどもそういう状況であって若干慌てておりますけれども、これは日本赤十字、中央共同募金会からも向こうの発送が3月2日付のものが届きましたので募集期間の延長をするという旨を周知しているところでありましてご理解をいただきたいと思えます。

次に、災害時の応援協定といいますか町村間の協定等々の関係でありますけれども、まず北海道と道内市町村との関係にあっては総合的な応援態勢を内容とする災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定が出来上がっております。これは食糧、飲料水、生活必需品、医療・防疫、施設の応用措置に必要な資機材、避難・救護活動に必要な車両などの物資や救護などにあたる職員の派遣、施設の提供を支援項目として定めているものでございます。北海道と市町村との関係がこういう関係で出来上がっているということでございます。最近ではご承知だと思いますけれども、上川北部石油協同組合美深支部でありますけれども燃料を優先的に供給するという協定もできておりますし、このほか民間事業者6社で救急救護、災害復旧、物資の提供についてそれぞれ提供があるわけでありまして。これは今すぐできたわけではなくてはかなり前からできているものもございまして全体で民間の業者6社との協定ができているということでありましてご理解をしておいていただきたいと思えます。しかし、これで万全かということになるとそうではないと思えます。限度があるとは思っておりますけれども足りない部分についてはそれぞれ追々これらを充足していくという協定も充足していかなければならないと思っております。新しく地域防災計画の見直し作業をすることにしておりますのでさらなる協定等々の部分についてこれらの見直しについて検討を加えていかなければならないと思っております。今後、追加の部分について考えていかなければならないと思っております。

さらに、情報伝達の部分についてのご質問もございました。大震災を教訓としたまちづくりの具体的質問で3点ほど情報の伝達システムさらには町民支援の具体例さらには安心安全な部分についての機器の導入等のお話しがございました。伝達方法では東日本大震災等に限ったわけではありませんけれども今後の心配に向けてお陰様でわが町は先駆的に情報端末光ファイバーを敷くことができ喜んでおります。これらが有効に使えるようになお一層工夫をしなければならぬと思っております。しかし、大きな災害ではこれらのインフラが壊滅的に被害を受けた場合にどうするのかということが大事になって

くると思っております。従いまして、地上通信網が使えなくなったときにそれを補う手段として複数の通信手段を想定しなければならないと考えております。その場合は、携帯電話等が非常に大震災の時も有効だったということがあるわけでありますからひとつの参考として今後検討を加えていかなければならないと考えているわけであります。町民の支援の具体例でありますけれども、いざ災害が発生したときに自らの身を安全に確保するというのは当然やらしてもらわなければならないと思っております。それと同時に、ご近所のお年寄りや災害弱者を守る行動を迅速にやらなければならないと思っております。21年の4月にはすべての自治会に自主防衛組織を作っていただいたと思っております。最近では自治会や自主防衛組織が主体となった研修会や避難訓練が行なわれておりますし行われようとしております。講師として町からも職員を派遣したり防災訓練等々もお願いしているところでございます。徐々に防災意識が高まっていると思っておりますけれどももしかまだまだだとも思っております。大変な大震災を経験したわけでありますから災害弱者をどう守っていくのか実践的な態勢づくりをどう進めるのか、いま一步踏み出す方向で努力をしていかなければならないと思っております。それと、個人情報取り扱いで難しい問題が内報しております。そういうこともいろいろ検討を加えながらどうするのかということも自治会であるとか民生委員であるとか色々な方々と相談をすることが今後必要になってくるのではないかと思っております。そうはいっても17の自治会があるわけですから一遍にはなかなかいかないわけで、できれば先駆的な自治会といいますかモデル地区を作りながらそれを突破口にして全町に発展させるということも必要になってくるのかと思っております。まさに地域協力ということでこの自主防災体制をつくらなければならないと考えておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。特に、議員は第3町内会でご活躍でありますので取り組み等々について今後モデルがやれるとすればそういうことも検討してまいりたいと思っておりますのでなお一層のご協力を賜ればありがたいと思っております。

次に、安心な農産物を出荷する製品の保証等をするために放射能を測定する機器を導入したらどうかというお話があるわけでありますけれども、風評は別として北海道特にこの辺の農産物は心配ないと思っているわけでございます。そういう中にはありますけれども北海道としては農地の土壌だとか空間・海水・水道水を常にどのレベルにあるのかチェックして新聞発表等々もされている状況でございます。モニタリングもかなりの箇所で行われているということでこの辺でいえば稚内であるとか留萌であるとか旭川というところでやっているという状況でありますのでその辺のところを突飛なことではなかったらそういうところを抜かしてわが町に来るということにはならないと考えております。また、北海道

電力においても道との関連でありますけれども牛乳であるとか水産物あるいは牛肉の自主検査等々についても出す時にやっておられるわけであります。そしてその検査公表もされているわけであります。いずれにしても要素であるとかセシウムは検出されていないと、規制値の範囲内であるということでもあります。ただ、風評というのは嫌なものだと思っておりますけれどもそういうことでもあります。家畜の敷料についても同じことが言えるのかと思っております。そうはいいながら我が町としてももち米の出荷だとか青果類であるとか、いも・カボチャも含めて出すわけでありますからどうなのだというところもあるでしょうけれども農協等々と相談をしておりますけれども全体的にホクレン等々を通じながら自主検査をしておりますので生産地段階の美深町としてはそういう機器は不要ではないかと、機器には色々な種類があると伺っておりますけれどもそれよりもあまり検査ばかりをやることに逆に風評であるとかはおかしいのではないかとということにならないかと、特に安全な地域であるということだけを逆に流す必要があるのかと、あまり機器を導入してチェックすることにはなかなかならないのではないかと、しなくてもよいのではないかとという観点に立っているところでございます。しかしながら、そう言うものの北海道段階といえますか全体で心配な状況、変わった状況が出てきて対策をとらなければならない状況が出てきたらそれはその時点で機器の購入等も考えていかなければならないと思っておりますが現時点では考えていないということでございます。

以上、災害のことを中心に執行方針でご質問がございました。

もう一方、社会福祉の項目で美深町特別養護老人ホームの増床、増設、ユニット化というご質問をいただいたところでございます。

端的にご答弁を申し上げたいと思っております。美深町特別養護老人ホームは昭和61年に建設されておまして25年を経過しております。そして平成18年12月には町から美深福祉会に協定を結んで移行しております。この移行に際して年次計画でありましたけれども大規模改修を行っており施設の維持管理に努めているということでもあります。そういうことで大規模改修が終わっておりますので今のところ大丈夫だということでございます。ちなみに、どのくらいやったのだということで申し上げておきたいと思っておりますけれども、19年から22年にかけて屋上防水、外壁塗装、施設改修としては内部にスプリンクラーを設けるとか入浴施設の改修、そういうことで全体的に4年ほどかかっておりますけれども1億2,800万円ほどかけております。大規模改修をさせていただいて移行したということでございます。その他協定書に基づく部分として福祉会独自に色々動いておりますが福祉会独自でなくて町で応援したものもありますけれども全体的にこのほかに4,690万円ほどさらにかけて今年も300万円ほどかけておりますので約4,700万円

近いお金をかけておりますので特別養護老人ホームについては大改修をやっているということをご理解いただきたいと思います。ただ、第5次の5期の介護保険計画で非常に高齢化率そして要介護の人が増えるので心配なのだという話がありました。特に、我が町でも待機者が57名ほどいるのではないかという話であります。その中身を分析しているところでもありますので数字を申し上げたいと思いますけれども、ご案内のように特別養護老人ホームは定員50人で現在45人の入居者であります。5人ほど町外の方が入っておられるということでもあります。57名については介護率が高くてすぐ入らなければならない人と将来を見越している人だとか他の施設でもよいのではないかという人もいるわけでありまして今数字を探しているところですが、そういう状況が色々あるのだということをご理解いただきたいと思っております。その他に我が町には厚生病院に介護療養型、グループホームなど色々な形があるわけでもあります。従って、先ほど道の計画があるから即手をあげたらどうだというお話があるわけですが、今の時点でそれに手を挙げて増床だとかそういう考え方には立っておりません。当面若干窮屈な面はありますけれども他の施設等々の兼ね合いもありますけれどもつないでいきたいと考えているところでございます。

以上、少しざっくりばらんな話も入ったかもしれませんが、答弁にかえさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 施設介護と居宅介護の部分それから増床の部分の答弁がなかったようですが。

町長。

○町長（山口信夫君） 増設、増床の部分、ユニット化の部分は当面考えていないということでございます。療養等についてはこれから色々検討をしていかなければならないということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 1カ所答弁をいただきましたところがあるのですが、施設介護と在宅介護の将来像を国が示した方針とそれらについて町はどのように考えるのかということについての答弁をお願いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 施設介護と在宅介護の将来像の考え方ではありますが、施設サービスと居宅サービスではどちらかというと居宅サービスに重きを移す方向になっているわけがあります。必要なサービス事業料を見込んでいかなければならないと、美深町の第5期の介護保険事業計画の中でそれを整理していかなければならないと思っております。

けれども、高齢者人口が徐々に増加しておりますので介護保険認定者も増える傾向にあるのは事実であります。そこで施設サービス給付費の全体はだいたい54％であります。居宅サービスの特養ショートステイサービス、ヘルパー事業の訪問介護を含めてでありますけれどもこれは給付全体の16％程度にあたります。それと、居宅と施設サービスの将来像につきましては先ほども申し上げました通り保険制度の中でサービスの提供がされておりますが国の動向等もあるわけでありましてけれどもできる限り高齢者が自立できる自立した生活が送れるように努めるといいますかこれはお互いの関係でありますけれどもそういう方向になっているということをご理解をいただきたいと思っております。従いまして、町としては介護予防事業に積極的に取り組んでいかなければならないということをございますのでご理解をいただいております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 町政執行方針に基づいて前段のところでも示されました支援の中身について今答弁をいただいたところですが、がれきの処理について国も相当困り果てているということでも道にあっては高橋知事も道内の市町村に極力協力を求めたいという見解を出しているとお聞きをしているところであります。町長は先ほど現状の中ではなかなかハードルが高くてできない状況にあるのだという回答でございました。今、国の見解は私も詳しく調べておりませんが新聞報道等によりますと処理にかかる費用一切を国がみますと、さらには処理場の新たな建設にも国はきちんと対応をしますというところまで国は予算的な措置として示してきたのかと、つい最近の報道等を見ますとそのようになっておりますが詳しい状況はたぶん国からの文章等で来るのだらうと思っておりますけれども、ひとつには先程町長が言われたように11年あるいは20年処理にかかる実態を別な自治体とはいえずはやはりしっかりひとつの自治体としてそれらを皆が分け合っていくと、そして処理をなるべく早い時期に完結するという心持ち方というのは大事なのではないかと思うのです。特に、ひとつにはそういう困ったことはみんなで分け合っていくというところに手を挙げていく必要もあるのではないかと思います。さらには、これらの処分については相当数のがれきではありますがこのがれきの中身は現地ですべて分別をした状態で出すということに現在進んでおります。あるいは分別ができない場合には搬入したところで分別作業を進めるようなシステムできちんと最終処分まで持っていくという仕組みがすでにできているはずですが、それらを勘案すると考え方なのでしょうけれども悪いと思う部分もあるのですが、今町が一般廃棄物の処分場のことについてこれからの課題として頭を悩ませているのですからその部分でしっかりとこれらとうまくマッチングできないかということをお考えのところなのですが、そういう意味でさらに現状はそうではあってもそれらを含めて今後いち早

く推進していくような考えはないかということをお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 冒頭、議員から言われました思いといいますかそういう部分についてはまったく同感でありますし、連帯をしていかなければならないのはその通りであります。ただ、具体的にがれきの処分を美深町に受け入れる、受け入れないというのは非常に難しい問題でございまして今議員がおっしゃられるように国は費用負担等々段取りをつけているのではないかというお話しもあるわけですが、国がそういうわけありますから一定のルールづくりがはじまったのだと思っておりますけれどもそれらは実際我々がやれるのか、やれないのかそういうことを見極めていかなければならないし、美深町もちろん処分場もないわけではありませんけれどもそして将来に処分場をどうするのかという課題もあるわけでありましてこれは難しい話だと。近くの町村で手を挙げた町村の名前も知らないわけではありません。しかし、深い意味でどうするかということまで議論をしてやっているかということになればそこまでの議論は積み上げてやっているわけではないとみているわけでありまして、気持ちは全く同じなわけですけれどもなかなか難しいというよりも、できないということがあります。北海道知事は新聞等を通じながら市町村に要請しておそらくまた文章もくるでしょうけれども、ではどういうルールでどういう方法でやるのか、果たして海から来るのか陸路から来るのかコンテナで来るのか、どういう道路を作るのか、どういう場所を作るのか、そして中身は何なのか、そういうことを考える時に風評被害とは言いませんけれどもそういう心配事を今我が町で具体的に取り組むだけの自治体なのか能力があるのか、そういうことを色々心配をしているけれども躊躇しているということはいち早く手を挙げてというお話しであるようですけれどもなかなかそうはいかないのだということで今後の展開を待ちながら、情報を待ちながら応援できることがあれば応援をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） このがれき処理のことにかかわらず気持ちを具体化するのがある意味行政をしっかりとやるということではないかと、難しいから取り組まないのではなくて難しい観点をどうクリアしていくかということが続ける中で物事を実現するのは行政なのではないかと思いますが、どうも聞いていると先に難しさがあって、そこは難しいという結論になってしまうわけでそれは違うのではないかと思うのですけれども。時間もありませんからそれらについてはまた次にしますけれども、もうひとつは例えば町民の多くの半数以上がそういう心でなんとかしたいということであればそれは受け入れるということによろしいのでしょうか。というのは、道新のアンケートから抽出した数ですが震災のがれ

きの受け入れは84%の道民の方が受け入れを容認するというアンケートの数字もあります。抽出ですからアンケートですから、現実自分の町のことになってくるとまた違ってくる部分もあるのかもしれませんが、しかし、ダメだという要素をしっかりと議論をしながらそれらの解決策をこれはこうなのだよという説明をしてがれきはこういうものなのだということをしっかりと調べてそれを町民に示してどうするのかということをお聞きをして町民の皆さんがこんな小さな町でも自分たちのできることは受け入れをしようということになったときに町長としてはやる姿勢にあるのかどうか、このがれきの問題についてひとつだけお聞きしておきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 町民の総意としてそういう話がまとまってくるのだとすればやるとは言いませんけれどもそれは1つの判断材料としてしっかりと受け止めなければならないと思います。やるやらないという問題は行政判断をその場でやらなければならないのではないかと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 次に、職員の派遣の問題ですが災害援助総合応援協定との絡みもございますから一緒に聞いておきたいと思うのですけれども、災害援助総合応援協定なるものはどのように理解されたかわかりませんが先ほどの冒頭話しましたように美深町と例えば全国のどこかの自治体と協定を結ぶというような仕組みです。企業ですとか道の中でやるとかそれもひとつのことかもしれませんがお互いの町が何かあったときにお互いがカバーできるということで、例えば今ある情報にしてもここでバックアップをどのようにしているのか分かりませんがお互いの情報を2つの協定を結んだところがバックアップをしっかりとっておくというシステムもひとつです。それからことがあった時にお互い災害が発生したところに職員を即座に派遣するなり色々な物資を供給するなりそういうことを即応できる態勢がこの相互応援協定の中身です。震災を機に全国各地色々なところがこの動きを示しています。近くには名寄市が南相馬市との協定を結んでおります。そしてそれに基づいて先ほどの職員の派遣に関しても独自に毎月のように職員を派遣して向こうで仕事してもらっているということです。実は向こうへ行っても自分のまちの職員が働くということは向こうの現場の事情をしっかりとわかり得るから帰ってきてこの町が何かあったときにどうするのかという対応に職員は仕事ができる体制が作れるのがひとつだと思っております。ですからそういったことについても積極的に協定を結んでお互いが良い方向に向かうようなそういう協定が必要ではないかと思うのですが改めて考え方を聞きたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 結論から申しますけれども必要ないとは言いきりません。ただ、今はそういう状況にはなっていないということでございます。今やっている具体的な南相馬市と名寄市の話もありましたけれどもそれは色々な関係の中でそういう形が出来上がって姉妹町の横のつながりだとかそういう関係でやられているわけでありまして、我が町としても、前の議会でもそうでありましたけれども例えば仙台大学と協定を結んでいるところについては特別に寄付金を出したとか、また添田町と協定がある部分については何かあればそういうことも即お互い連絡をしながら対応を考えていかなければならないと、そういうことが起こってくると思いますけれども今の時点で新たに我が町がどこかの新たなまちを想定して災害の相互協定を結ぶ、将来はそのようなこともあるでしょうけれども現時点ではそのようなことにはならないのではないかと申し上げているわけでご理解をいただきたいと思います。例えば、美深町が災害にあって住基ネットとかそういうものも心配だと、バックアップ体制だとかそういうこともいま着々と進めておりますので戸籍等も含めてでありますけれども、ただ安心安全なまちと言いながらどの程度の災害があるのか、災害の確立等々も踏まえながら色々なことを考えていかなければならないと、確実にはわり出しくい話でありますけれども色々なことを考えて行政として取り組まなければならないと思っております。今、即議員が言われたようなことはなかなか難しいのではないかという見通しでございます。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 議論の分かれるところでありますが一応考え方はお聞きしておきました。続いて、この町の問題として情報の伝達システム、安心安全なまちづくりの考え方の中身で情報の伝達システムについてお聞きしました。今後複数の伝達手段等については検討を加えるという答弁をいただいたように思うのですが、ただ現状ある中では相当なお金を費やして防災端末ができました。これは一方的に情報を伝えるものなのか、相互情報が可能なものなのか、この辺はどう捉えているのか機器の性格とこれからの運用の仕方についてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 一方通行という部分もあるかもしれませんが、事前に情報を察知して早めに伝達するということが双方という形はなかなか難しいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 機械の性格上はどうなのでしょう。双方向の情報の伝達ができる機械になっているのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 情報は受け取りましたか、受け取りましたよ、という確認程度のことでは可能です。それ以上のことはできません。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 安心安全のまちづくりの観点からすると先般私はこれは事故だと思っているのですが解釈の仕方は色々あると思いますが、ある方が情報端末機の受話器を抱えて亡くなっていたということをお聞きしました。事実関係は多分ご承知だと思いますけれども、今あの機械がある意味信用される機械として町民の中で情報の伝達手段としてあると思うのです。そのときに、例えばまちの中の情報をそれぞれが相互に伝達できる情報の末端であるなら今までの一般加入電話はいらなくなりますね。そうしてくると一般の加入電話を止められる方がこれから当然出てくる可能性もあると思います。私が集めた情報では道内の14の市町村が同じシステムを入れているということですがそこではすでに一般加入電話を止めている方も随分おられるということです。一般加入電話を止めた特に高齢者の方々が体の具合が悪くなったときに119番はかけられませんかというシステムになっているわけですがどこにどうつないで救急車を呼びたいという情報を伝えたらよいか、これができない状況になっているということです。そういう意味では今ある便利とみえる機器が双方向ができる内線電話として使えるのであればその部分をしっかりと内線電話としてお年寄りに限らず緊急等の電話も受けられるシステムをこれから作る必要があると、検討する必要があるのではなかとと思うのですがその辺の考え方をお聞きいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 次から次と良いものが出てくるという中でそうものにしていかなければならないというのは考え方としてはわからないわけではありませんが、ただ、やれるかやれないかそういうことがふさわしいかということは色々考えなければなりません。我が町としては14億円と言いながら12億某で国の財政支援を100パーセント受けながら持ち出しがなく良い機械を入れることができたということです。それも全道的に先駆けて設置することができたと自負しております。従って、今時点でこれ以上新しいものを導入する考え方はないと、当分できないのではないかと考えております。ただ、冒頭言われました119番110番が繋がらなくて事故があったのではないかとということについては私も承知をしております。従って、それははじめからそういうことで住民周知をしたつもりでいたのですけれどもなかなかそうはなっていなかったということで足りない部分があったのかと。住民周知を徹底する意味で端末機に119番110番はこの端末ではかかりませんということでシールを張ってもらうということで再度お願いをしている

わけであります。そしてまた、岩崎議員が言われましたあの防災端末を入れた市町村の中で一般電話が不要になって取り外しているところが出てきているのではないかということについても説明会等でもそういうことで申し上げておりますし、また町外はかかりませんので一般電話は廃止しないでくださいと申し上げております。すべて満足いくようにやれば良いわけですけれどもなかなかそういう状況にはなっていないと、そこまでやりきれないのだということをご理解をいただきたいと思えます。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 限られた時間ですからそれについても実は新しい何物も必要なくて運用上の問題だけで解決する問題ですからどうぞ検討だけはしていただきたいと思えます。

続いて放射線測定器等についての必要性については先ほどもお聞きして、現時点では風評等が逆に起きると大変なのだというお話しがございました。しかし、ことは想定外に対する考え方と美深がこれから色々な形で昨日も集まりがありましてその中でも美深の野菜類は今後相当数色々な形で全国のシェアを占める野菜作りができるような環境もありますし可能性が十分にあるのだという話もお聞きした経緯がございます。そうなってきますと、例えば、今回の大震災の折り、日本の野菜に対してすべてバツがついたわけです。海外の輸出品について。そうなってきますと単に現状東京を中心に色々出荷していることもございます。その中でも大手のコンビニエンスのストアに収めているのですとかそういう状況も出てきております。そういうことになってくるとしっかりと製品が安心安全なものだという保証をするラベルでも張れるような食品には色々衛生上の管理の問題もありますけれどもそれにプラスして安心安全をしっかりと先んじて謳っていくというシステムをこれから作るためにはそういう機器ひとつをしっかりと入れてどこかでそういうチェックをしていくと、あるいは緊急の事態があってはならないと思えますが泊原発等の問題があったときに即座に対応できるような備えというのは必要ではないかと思うのですけれどもその辺の考え方はいかがかお聞きいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 野菜の我が町の占めるシェアは全国的に高いのではないかという話があったわけですがそれは言葉の綾として使われたのだろうと思えますけれどもカボチャは少しありますけれども野菜は全国に何%を占めるようなシェアは全然持っておりませんので残念ながらそうやってほしいという願いはもっておりますけれどもそうはなっていないのが現状でありますからその辺のところはまずご理解をいただきたいと思えます。生産者についても本当にわずかでありましてそういうことを一般に出て行きますとそれに

一緒になって答弁をすると私も危険な立場になりますのでご理解をいただいております。備えあれば憂いなしということはわかりますけれども農協さんとかそういう生産者と協議をしながらやっていると今のところ良いのではないかと考えていますのでその部分についてもご理解をいただきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 続いて特別養護老人ホームの問題についてお聞きしたいと思います。美深町の待機者の数は50数名であるという見解を示されましたがこれについては新たな増設あるいは増床さらにはユニット化等の問題については相当な費用がかかることも当然承知しておりますがこういう意見を述べられた方がおります。やはりたくさんの方が待っているのであればその人たちを受け入れるだけの施設を持っていれば町の人口は増えるのではありませんか、と単純な町民の人の考え方ですが、そうして入居者の数も50人増えれば町の人口も50人増えると、単に町内の待機者に限らず他で待機する人がたくさんいるのですからそれらについて考えるとまたそれに付随して増床による職員の数も法定で決まっていますのですからそれらの職員の数も増えるとそれに伴ってその家族も増えると、そういったことがある意味これからは必要ではありませんか、という意見を述べられた町民の方もおられます。これからそういう視点にもたつと単に美深町の待機者が50何人だからという観点ではなく道内は25,000人以上の方が待機をしていて近隣の13市町村では1,000人の方が待機者でおられます。それらのことを考えるとその中の分析が必要かもしれませんが、そういう環境ができたことで入ってこられる方は相当数おられるのだと思うのでそれらをしっかりと勘案しながら道の今たてている計画にしっかりと乗っていくような検討をされてはいかがかと思うのですが検討もされないのかどうかその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 結論から申し上げたいと思っておりますが検討をしながら今答弁を申し上げているわけで検討をしていないわけではなくて相談をしたり色々なデータを出しながらやっているわけでありまして検討をしていないということではありません。さらに検討をなささいという部分についてはおっしゃられる通りで状況の移り変わりがあるわけでありまして慎重にやっていきたいと思っております。即、道の計画に手を挙げるといふことにはならないと思っております。それと、人口を増やすから良いだろうという考え方はひとつにはあるのだろうと思っておりますけれども、こういう部分については住所地特例という制度がございますが被保険者はその入所地の市町村の被保険者となるのが原則であるが介護保険施設、特養施設、養護老人ホームに入所する被保険者については特例として、入所

者を引き続き入所前の市町村の被保険者とする、という仕組みもあるわけでして町村間の難しいやりとりもいっぱいあるわけでありますのでこういう色々な絡みもあるのだということもご承知おきいただきたいと思っております。費用負担という部分でも非常に難しい形になって複雑な制度になっておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 施設の老朽化に対しては相当大規模な施設改修を行ってきたというお話してございましたが、その中身について考えてみますと全体の安心安全の部分だと思うのです。今、入居の状態は当初の開設以来変わっておりません。全道的にみても全国的にみても1つのユニット化というのは課題だと思っております。それはそれが良いということではなくて受け入れる側の施設の中でユニット化して必要としている部分、それから現状で介護の支援をする部分、それぞれ実情に応じてあるのですべてをユニット化するということではないけれども、しかし、ユニット化の方向というのはやはり考えていかざるを得ない状況だと思っております。そういう意味では例えば今50床にプラスユニット化した20床を増設するとかそういう形でもっと生活環境を向上させるような施策も、先程の答弁では相当大規模改修したから今後はあまり考えていない、言葉は悪いですがそのようなイメージでとらえたものですからこの辺については当然あそこは公設民営ですから公設の部分でしっかり検討を加えて今後につなげていくということで、特に高齢化社会はどんどん進んでいきますし予防医療を一生懸命やっておられるのでしょうけれどもなかなか介護度を下げようにはならないというのが現状ですから、やはりそういう今の施設介護は一定程度しっかりとカバーをしていく施策が必要だと思うのです。方向性としては在宅介護の方向性というのはわからないわけでもありませんが、しかし、やはり現実にはそういう人たちがいるのだということを見るとその充実はしっかりとする必要はあると思うのですがその辺のことについて考え方を聞いておきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 公設民営化といわれる部分についてはまったくその通りで協定を結びながら移管しながら進めているわけであります。ただ、福祉会にお願いをしながら運営をしていただいているわけであります。福祉会と議員が言われる等々の部分についても双方色々な考え方をもちながら議論をしていて何もやってないわけではありません。ただ、ユニット化という部分についても20床が良いのか10床くらい試験的にやったらよいのか、そういう場合でも補助が受けられるのか受けられないのか、また費用対効果の部分ではどうなのか、採算がとれていくのか、そういうことも含めてやっております、なかなかその方向に踏み出していけないということで、言われることは分かっているわけですが

こういう苦しい答弁をせざるを得ないというのが実態でありましてご理解をいただきたいと思えます。早急には大きな投資はできないということでもあります。そして先ほど言ったように50数名の方がそういう分類をしていくと当面それなりに納まっていけるのではないかということを考えながら進めているところであります。言われることは分かるのですがただわかるからといって即ということにはなかなかならないということをご理解いただきたいと思えます。福祉会とも色々相談をしております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） チャンスの神様は後ろ髪がないのです。道がいま進めようとしている施策がチャンスとしたらやはり短期間であっても町長はスピード感をもってといつも言われます。スピード感をもってこれらをどうするかということをしかりと議論をしてどうするという方針を出すべきだと私は思っているのです。やはりそれはチャンスがなかったら普通の状態です。チャンスがあるのですからそこに状況を調べてどうなのかということをしかり検討を進めるという形の答えをほしいと思って盛んに言っているわけです。その答えのお願いをして私の質問を終わりたいと思えます。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 私の考え方を申し上げます。やるべきという判断に立ったときはスピード感をもってやりたいと、今はその時期には至っていないということをおきたいと思えます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で岩崎君の質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

◎ 日程第3 休会日の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 休会日の決定を議題といたします。

お諮りいたします。13日から15日までは新年度予算審査のため休会としたいと思えますがそのように決定してご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、13日から15日までは休会とすることに決定いたしました。

これで本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会といたします。

どうもご苦労さまでした。

散会 午後 0時27分

平成24年第1回定例会
美深町議会会議録
第3号 (平成24年3月16日)

◎議事日程 (第3号)

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 選挙第1号 (美深町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙)
- 第 3 議案第5号 委員会報告 (美深町賃貸住宅建設促進条例の制定について)
- 第 4 議案第6号 委員会報告 (美深町企業立地促進条例の一部改正について)
- 第 5 議案第19号 委員会報告 (平成24年度美深町一般会計予算)
- 第 6 議案第20号 委員会報告 (平成24年度美深町国民健康保険特別会計予算)
- 第 7 議案第21号 委員会報告 (平成24年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算)
- 第 8 議案第22号 委員会報告 (平成24年度美深町介護保険特別会計予算)
- 第 9 議案第23号 委員会報告 (平成24年度美深町簡易水道事業特別会計予算)
- 第10 議案第24号 委員会報告 (平成24年度美深町下水道事業特別会計予算)
- 第11 議案第25号 委員会報告 (平成24年度美深町水道事業会計予算)
- 第12 議案第2号 (平成23年度美深町国民健康保険特別会計補正予算(第3号))
- 第13 議案第3号 (平成23年度美深町介護保険特別会計補正予算(第4号))
- 第14 議案第4号 (平成23年度美深町水道事業会計補正予算(第4号))
- 第15 議案第7号 (美深町体育施設条例の一部改正について)
- 第16 議案第8号 (美深町税条例の一部改正について)
- 第17 議案第9号 (美深町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について)
- 第18 議案第10号 (財政事情説明書の作成及び公表に関する条例の一部改正について)
- 第19 議案第11号 (美深町社会教育委員の設置条例及び美深町公民館条例の一部改正について)
- 第20 議案第12号 (重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び美深町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について)
- 第21 議案第13号 (美深町介護予防・生活支援事業の実施に関する条例の一部改正について)
- 第22 議案第14号 (美深町公営住宅管理条例の一部改正について)
- 第23 議案第15号 (美深町介護保険条例の一部改正について)

- 第24 議案第16号 (美深町公共下水道設置条例の一部改正について)
- 第25 議案第17号 (美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について)
- 第26 議案第18号 (北海道市町村総合事務組合規約の変更について)
- 第27 発議第1号 (特別委員会の設置について)
- 第28 発議第2号 (特別委員会の設置について)
- 第29 承認第1号 (閉会中の所管事務調査の申し出)
- 第30 議案第26号 (平成24年度一般会計補正予算(第1号))
- 第31 議案第27号 (平成23年度一般会計補正予算(第10号))
- 第32 議案第28号 (財産の取得について)

◎出席議員(11名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 小口英治君 | 2番 藤守千代子君 |
| 3番 藤原芳幸君 | 4番 南和博君 |
| 5番 中野勇治君 | 6番 山本進君 |
| 7番 諸岡勇君 | 8番 林寿一君 |
| 9番 岩崎泰好君 | 10番 齊藤和信君 |
| 11番 倉兼政彦君 | |

◎欠席議員(0名)

出席説明員

◎美深町

- | | |
|------------------|------------------|
| 町長 山口信夫君 | 副町長 今泉和司君 |
| 総務課長 長谷川浩君 | 住民生活課長 瓜田晃君 |
| 産業施設課長 木戸一博君 | 会計管理者 吉田克彦君 |
| 総務グループ主幹 川端秀司君 | 企画グループ主幹 渡辺英行君 |
| 生活環境グループ主幹 望月清貴君 | 保健福祉グループ主幹 山崎義典君 |
| 税務グループ主幹 羽野保則君 | 農業グループ主幹 草野孝治君 |
| 商工観光グループ主幹 玉置一広君 | 施設グループ主幹 杉本力君 |
| 管理グループ主幹 南坂陽子君 | |

◎教育委員会

教育委員長	宮原宏明君	教育長	石田政充君
教育次長	沢田石幸雄君	教育グループ主幹	政岡英司君
教育グループ主幹	荒木久恵君	幼児センター長	清水目桂子君

◎農業委員会

農業委員会会長	外崎敬雄君	事務局長	木戸一博君
---------	-------	------	-------

◎監査委員

代表監査委員	岡崎三郎君	事務局長	長岐和彦君
--------	-------	------	-------

◎議会事務局

事務局長	長岐和彦君	事務局副主幹	中村稔君
------	-------	--------	------

開会 午前 9時59分

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

只今の出席議員は11名です。定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎ 日程第1 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 諸般の報告を事務局長から行わせませ
局長。

○事務局長（長岐和彦君） 諸般の報告をいたします。休会中9日に産業教育常任委員会及び総務住民常任委員会が開かれ、それぞれ付託事件の審査を行い、審査結果報告書が議長あてに提出されております。また、13日から15日までの3日間の日程で予算特別委員会が開かれ、付託事件の新年度予算案7件の審査を行い、その審査結果報告書が議長あてに提出されておりますので本日の会議に付議しております。なお、総務住民常任委員会は9日をはさみ4日間実施されております。

次に、休会中に受理した陳情等について申し上げます。北海道電力泊原発1・2号機の再稼働を認めないことを求める意見書の採択を求める陳情の1件であり資料として配布しております。

次に、休会中に受理した報告について申し上げます。代表監査委員から3月実施の例月出納検査の結果報告書の1件です。

次に、追加議案について申し上げます。議会側から発議2件、承認1件です。

以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程第2 選挙第1号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第2 選挙第1号 美深町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてですが、美深町選挙管理委員会委員長から議長あてに任期満了に伴う選挙理由の発生の通知が来ております。選挙管理委員は地方自治法第182条の規定により選挙権を有するもので人格が高潔で政治及び選挙に関し公正な執権を有するものを議会においてこれを選挙すると定められております。また、同時に委員と同数の補充員を選挙しその順序を定めなければならないことになっております。

それでは日程第2 選挙第1号 美深町選挙管理委員会委員及び補充委員の選挙を行います。

お諮りをいたします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思いますがご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉兼政彦君) 異議なしと認めます。従って、選挙の方法は指名推薦で行うことと決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することとしたいと思いますがご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉兼政彦君) 異議なしと認めます。従って、議長が指名することと決定をいたしました。

指名をいたします。選挙管理委員には美深町東6条南4丁目 毛利伸行さん、美深町字美深82番地 鈴木豊さん、美深町北町11番地 世継導子さん、美深町字六郷116番地 十川洋子さん、以上の方々を指名いたします。

お諮りをいたします。只今議長が指名した方を当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉兼政彦君) 異議なしと認めます。従って、只今議長が指名をいたしました毛利伸行さん、鈴木豊さん、世継導子さん、十川洋子さん、以上の方々を選挙管理委員に当選といたします。

次、選挙管理委員補充員について申し上げます。美深町東2条南2丁目 村本修二さん、美深町字美深179番地 中瀬真美さん、美深町東4条南5丁目 仁木幸雄さん、美深町字北町14番地 沢田石澄江さん、以上の方々を指名いたします。

お諮りをいたします。只今議長が指名した方々を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉兼政彦君) 異議なしと認めます。従って、只今指名をしました村本修二さん、中瀬真美さん、仁木幸雄さん、沢田石澄江さん、以上の方々が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りをいたします。補充員の順序は只今議長が指名した順序にしたいと思いますがご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉兼政彦君) 異議なしと認めます。従って、補充員の順序は只今議長が指名し

た順序に決定をいたしました。

◎ 日程第3 議案第5号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 議案第5号 美深町賃貸住宅建設促進に関する条例の制定についてを議題といたします。本件につきましては産業教育常任委員会に付託をしておりましたが委員長から審査を終了した旨の報告がありました。この際、委員長から審査の経過と結果についてご報告をお願いいたします。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 3月5日に付託案件として美深町賃貸住宅建設促進条例の制定についてということで案件を受けたわけでありまして、3月9日でありましたが産業教育常任委員会の全員で付託案件について協議をしたところであります。この条例の中で、特に目的は第1条に書かれているところでありますが美深町内の賃貸住宅を新築するものに対し建設費用の一部を補助することによって賃貸住宅の供給を促進し、快適な住環境整備及び定住の促進ならびに町内建設産業の振興に資することを目的とする、と定義付けであります。（1）には民間賃貸住宅1棟に8戸以上を有する共同住宅、（2）では食事付き民間賃貸住宅で入居者に食事を提供するための設備を備えた民間賃貸住宅。（3）では町内業者建設業を含むもののうち町内に本店、支店及び営業所を有する者、ということに定義がつけられているところであります。この付託案件についていろいろ質疑があってその中で精査をいたしました。1条から12条にわたっての規則、そしてまた附則では1から3までの形でありまして、特に第12条等についてはこの条例に定めるもののほか施行に関し必要な事項は規則で定めるということでありまして、この段階での本会議の付託案件については採決をとって全員賛成で原案可決するものと決し、またこれの内容等について議長に報告をするとともに本会議審議の経過及び結果について報告をしたところであります。

以上、審査を終了しましたので私からの報告とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） これから委員長報告に対し質疑を行います。

2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 1点だけお聞きいたします。第11条の適用除外というところなのですけれども、この定義についてどのように議論されたのかお聞きしたいと思います。この定義は私が捉えますには、過去に町長が定める補助金等を受けたものはこの条例を活用することはできないと捉えたのですけれども、委員会としてはどのように審議されたのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） この条例につきましては美深町では初めての条例の制定でありまして、美深町賃貸住宅建設促進条例の制定という形になっているわけでありまして。ただ、この条例と先ほど申し上げました12条の中でも施行に関して必要な事項等については規則で定めるということになっておりまして担当課の中ではそういう中身の中でその方向づけといいますかそういう結果等については承知をしているところで対処されるものだと考えておりまして、特にこの時点で質疑があったのはこの点については重複補助は受けられないという回答をいただいたことをご報告いたします。

○議長（倉兼政彦君） ほかに質疑はございませんか。

なければ質疑なしと認めます。

これから議案第5号に関し討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号について採決を行います。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第5号 美深町賃貸住宅建設促進に関する条例の制定については委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立を願います。

（全員起立）

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って、議案第5号 美深町賃貸住宅建設促進に関する条例の制定については委員長報告の通り可決されました。

◎ 日程第4 議案第6号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第4 議案第6号 美深町企業立地促進条例の一部改正についてを議題といたします。本件につきましては総務住民常任委員会に付託をしておりましたが委員長から審査を終了した旨の報告がありました。この際、委員長から審査の経過ならびに結果についてご報告を願います。

4番 南君。

○4番（南 和博君） 議案第6号 美深町企業立地促進条例の一部改正について申し上げます。本委員会は平成24年第1回定例会において付託された条例の一部改正について審査を終了いたしましたので会議規則第77条の規定により報告いたします。

美深町企業立地促進条例の一部改正の審査経過及び審査結果について申し上げます。今

条例の一部改正については現行条例に比して大きく改正点があり今後のまちづくりにこの条例がどう生かされるのか、第5次総合計画の中においても大変重要な指針として導く条例と位置付け慎重に審査をいたしました。条例の審査にあたりましては、何の目的で制定されるのか、住民が賛成する内容であるのか、違法な点がないか、現行条例との関係はどうか、財政との関係はどうか、どれほどの効果が確保されるか、表現が適当であるかを全体共通の着眼点として審査を行いました。原案の改正趣旨につきましては総論として同意するものでありますが、用語の位置付け、意義付け、補助金の交付内容、補助金の交付方法、助成内容、また調査及び報告等について主に質疑が出されました。

条例の改正案の部分に沿って審査の経過について申し上げます。第1条及び第2条については用語の意義付けについて設備用語の定義として条文化とし明記されていないことから整備されるものに疑義がないよう明確化すべきとの意見が出され、工場が事業に供する設備等について条例に明記すべきとし、審査の結果、条例文に加えることといたしました。第3条、助成の対象等については今回新設工事も加え、さらにこれまでの事業額の下限を2,100万円から1,000万円以上とした点は町内事業者の活性化に資する内容であり異論はありませんでした。第4条、助成の措置等については新設、増設の下限を下げ、新たに改修も1,000万円以上の工事から対象としたことは広く利用が図られることを勘案し改正案を理解したところであります。次、第6条、工場等設置費補助金については3つのステージにおいて補助率を変え、なおかつ各ステージで上限額を設定したもので3億円以上の投資額については上限を1億円としており、これまで補助限度額が5,000万円から大幅に増額された点、また各ステージで補助率が違う点、財源の裏付けについて質疑がなされました。審査の中でこの条例が平成元年施行であり、時代背景、経済情勢が変化しているとともに公害対策としての工場の移転及び昨年の中東大震災の影響で大企業が災害の発生が予想される地域からの移転、移動及び災害の少ない地域へ移転の動きもあり、それら企業の誘因を考えた中で大きく上限を上げたことを宣伝し、さらに全道でもトップとなる条例改正としたいとの説明もあり、理解したところであります。ステージごとの補助率の違いについては、新設、増設、改修において投資額の違いがある中で、投資額が少ない事業者への補助金の総量は当然低くなり逆に投資額が多い事業者ステージにおいては総量として大きな補助となります。投資が小さくとも補助の恩恵があり公平性を感じていただけるようにしている点において改正案を理解したところであります。また財源については理事者側からはこの条例改正をするに当たり財源確保については十分議論をした中で提案している、また近年行政運営も安定していることから財源の確保は十分意を配しているとの説明がありました。次、第7条の改正については他の補助金がある場合

は当該補助金を差し引いた額の後の額とする条文の改正であり、特別意見はありませんでした。次、第8条、環境緑化整備補助金について法律上工場を設置する場合、周辺の緑化整備に義務規定があるのではないか、それらを含めた工場建設費に含まれるものではないのか、との意見が出されました。この件については工場立地法において製造業等を営む営業所で所有する敷地の面積が9,000平米以上または建築物の水平投影面積が3,000平米以上のいずれかに該当する場合は届け出義務があり、その際、緑地面積を敷地面積の中に20%確保すると謳われております。当然そのような企業が工場を立地した場合、当該企業自身に対応することとなります。その中で、町としてはこの条例に即し、その範囲内で補助できるものは対応することになります。国の工場立地法とはすみ分けができるものと判断したところであります。いずれにしても、我が町の既存の事業所、新規で進出する企業が我が町に展開し、その中でまちの環境整備に資することについては地域環境にとっても良いことでもあります。また、上限額を100万円から500万円とした点についても質疑が出され今条例が施行された当時と社会情勢、資材等の価格上昇がある点、また今回の改正案では総体の事業額が増えることも勘案して改正するものとの説明を理解したところであります。工場の新設、増設、改修をする中で周辺の環境整備は当然であり、また地域住民生活に影響を与えない配慮が必要であります。その中で、周辺緑化はもちろん排水処理等の外溝工事や砂塵防止等のための舗装工事等もこの補助金の対象としております。次、第9条、雇用奨励補助金の交付についてはこれまで雇用者の数に年間12万円を2年間交付するものを改正案では192,000円とした算定の考え方であります。その点について意見が出されました。また、町内の雇用創出、新卒者の雇用の場の確保、町内への居住を促す意味で町内に居住する者と町外に居住するものに補助金の差があってよいのではないか、との質疑が出されました。審査の結果、本来この補助金は雇用する側が広く雇用者を確保するに当たり雇用を促進するために補助する性質のものであり、この算定基礎についての説明が1日8時間労働、月20日勤務として1時間あたり100円を乗ずるものという説明はそのことが給与に反映されるような解釈にとられること、また近隣市町村及び全国的にも端数をつけた事例も少ないこと、改正案と比しても財政負担も最小限にとどめられることを勘案し、委員会としてはよって端数なく20万円としたところであります。また、町内居住者への補助金の増額については、今後美深町に居住する住民の雇用促進策、また新卒者、若年者の雇用奨励策など雇用される側に立った施策及び定住対策等の施策充実をしっかりと作り上げていくとの理事者側の答弁もあり、この条例の中に盛り込まないことといたしました。さらに、美深町企業開発審査会が企業立地促進条例の対象となる事業所の選定を図ることとなっており、その際の審査に当たり美深町に居住している

方を雇用者として採用しているかを企業選定のポイントとして重要視していることが確認されました。次、第10条、補助金の交付方法については改正案の趣旨について質疑が出されました。改正前の交付方法では操業を開始してから1年を経過した属する年度を、今回改正案では操業を開始したことを確認して交付する、に改正しております。意見としては補助金の交付が拙速ではないか、改正する必要があるのではないかと質疑が出されました。審査の結果、従前のままでは補助金の交付時期があいまいであり、場合によっては1年後の年度末になってしまう解釈にもなり、企業の経営に影響すること、他の補助金条例においては事業の完了後申請した段階で交付されていること、これらとの整合性をとること、交付時期の明確化、さらに改修工事も補助対象としたことで町内事業所の活性化に寄与することを勧告し、交付の即効性、即応性があり事業者の経営の安定につながる判断から改正案を理解したところであります。第13条、助成措置の取り消し等については改正案の中で追加された第4号と但し書きの取り消しの除外規定、ア、イ、ウの条文に質疑が出されました。改正案の10年間の一定の規制を加えられた点についての必要性、またア、の災害の定義付けの必要性、ならびにア、イ、ウの除外規定の必要性などについて審査し、結果として第4号本文については我が町の過去の企業誘致の実績・実例を鑑み、補助金投入後の事業所の運営について町としての義務と権利の観点から改正案を支持いたしました。但し書きの除外規定についても災害の定義については自らの責任によらない災害との定義付けがあること、イの経営の悪化により倒産した場合、ウのその他、町長がやむを得ないと認めた場合についても条例という性格上当然のことを明文化する必要があるとの結論に達しました。次に、今条例改正案には調査及び報告の条文がなく、特に今回補助金の上限額が大幅に増えていること、また改修事業も対象となったことから従前以上に調査報告の重要性があると鑑み、条文に明記するべきとの意見が出されました。また、他条例との整合性を勧告し審査の結果、第14条として条例に加えることといたしました。

最後に今回の条例の一部改正の審査に当たっては4回にわたる委員会審査をし、説明員におかれましては連日真摯な説明をいただき感謝申し上げます。また、委員外議員に置かれても全員出席され、さらに貴重な意見もいただき厚く御礼申し上げます。今条例の改正は今度の美深町のまちづくりに大いに影響するものであり、町の商工業振興、雇用の創出、移住、定住、人口増につながる可能性、またこれらに波及して町税及び交付税確保につながる工業生産額増や生産人口の増に寄与することを願い、全道トップクラス、北海道1の企業立地促進条例としてアピール、PRし、多くの企業が美深町に工場を設置すること、さらに町内事業者に元気を与える起爆剤となるよう願いを込めて審査したところであります。

以上の点を考慮した中で委員会として改正案に一部修正を加え、委員会の修正案として審査した結果、全員賛成で修正案が可決されました。議員各位におかれましては修正案の内容についてご賛同いただきますようお願い申し上げて委員会報告といたします。

○議長（倉兼政彦君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） かつてないほど総務住民常任委員会の皆さんが研究をされて、まさに美深町が企業誘致を2年ないし3年前から計画をされて今日の提案をされている中にチェックを入れられたことについては私も非常に敬意を表すところであります。項目の大きなところをみますと、3つぐらい大きな訂正がされている報告を受けたところであります。私は1番古い企業立地促進条例というのは低開発地域工業開発促進法ということで昭和36年の法律に基づいて美深町に条例が設置されたわけでありまして、その後改正が何回かされて、さらにそれに付随して平成元年に規則が成立されて、さらにこれも改正を加えた中で結構歴史的に古い条例が美深町に残っているところであります。そういう中で、先輩諸氏がこのような法律を作るために企業誘致をするために色々な意欲の中で作られている法律であります。私はそういったものを見ながら今回の改正案に対して訂正をする協議も半分ほどでしたが参加をさせていただいて内容を聞かせていただきました。まず用語の説明等についてありましたが、用語等についてはそのようにあるのが良いのか、それは後にしましても条例と規則を見ましたらその中に十分内包される要素があるということがありまして私はあまり争点になるべき課題ではないのではないかと思います。

それから2番目ではありますが、雇用の奨励金の関係であります。これは理事者提案の19万2千円を20万円にするということで金額的には8千円のアップであります。昨日あたりの予算議会でも300円のアップのことで大議論が出て反対討論をされた方もおられるわけですが、300円アップであれだけの討論をする内容になっているわけでありまして私は8,000円というのがどういう予算の裏付けになってきているのか。おそらくこの19万2千円については理事者側の方で研究をされてその金額とあるわけでありまして、私は原案通りでよかったのではないかと考えているところであります。

それから、最後の14条にも報告義務ということが追加になっているところであります。これは13条の中で町長が特にやむを得ないと認めた場合ということも加わってこういった条例が訂正をされていると、まさに色々な企業立地の申請の許可等についてはそれを十分精査した上で多額の金額でありますから企業側に対して認可をするものでありまして、町長以下職員が一丸となってあたり公平な行政ができあがっていくのではないかと思うわけでありまして。特にそういった点を踏まえて私は十分申請の許可の段階でこういった

ことが整理されるものだと考えておりましたもそこまで謳うことがどうなのかと考えており、質問を申し上げたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 諸岡議員からの質問にお答えいたします。

まず、設備の部分で、これは規則で謳えばわざわざここに載せなくても良いのではないかという趣旨だと思いますけれども、そういう議論もあるでしょうけれどもやはり今回大きな投資事業になる可能性がある中で設備というものをしっかりと条文の中に入れるほうが確、みる側にとっても理解されるでしょうし、また、全国的にも他の自治体のこういった企業促進条例においては用語の意義の中に設備を入れている部分もあります。1番のポイントとしては、当然なことでしょうけれども設備等々を設置する場合、事業に供するものは当然でしょうけれどもその辺疑義のないようにしっかりと明文化することが必要ではないかという観点で条例の中に加えさせていただきます。

それから雇用奨励補助金の関係ですけれども、先ほど言われたように介護保険は300円のことですごい議論だということですが、我々としては今回の企業立地促進条例という産業振興という観点で捉えております。福祉も非常に大事なことでありますけれども、今回の議論の中においては弱者に対して負担が多いのではないかという意味合いもあるのではないかと思います。それは当然大事なことでありましようけれども、我々が今回預けられた条例の改正案は産業振興に資するものでありますのでそれとはまた切り離れた考え方で議論をしております。

14条の件については、先程も答弁したように今回非常に補助額の上限が高くなったことによってやはり一定程度の当該事業者また町側としてもしっかりと連携をとってしっかりと経営を見せていくと、また行政側としても理事者側としてもしっかりと経営を補正していくのだという意味で、意地悪のような解釈で捉えられると困るわけですが確認という意味でこういうものを入れることによってお互い意識付けがされるという関係で盛り込んでおります。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 決して意地悪ではなくて、原案に賛成する立場ですから逆にすなりと行政が考えて研究されている段階に対する修正でない方がよいのではないかという考えで質問をしているわけです。それで私は説明の中でこの企業立地の1番手になるべきだというような文言訂正の中身であるのですがこれは2番手ではだめだったのかと思ったりするのですが、いずれにしてもこれらの研究が北海道の1番の立地条件そういった条例にふさわしいものというのはどういう研究をされてこられてそのように至ったのか、

総合的にみて果たして全道1なのかどうかについて再度質問をいたします。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） すべてにおいてナンバーワンかと言われると不足する部分もごさいます。例えば、先ほどご質問があった雇用奨励補助金はまだまだ高いところもごさいます。ただ、新設の上限1億円というのは私たちの委員会の中の議論の中では道内では幕別町が1億円というのがある以外はないという認識に立っております。そういった意味で、また1番のポイントは改修なのです。改修をこの企業立地促進条例の中に入れたというのは美深のオリジナルだという説明も聞いておりますし私たちもそういう認識でおります。これはやはり下限額を1,000万円以上にするということは非常に低迷している美深町の商工業者にとっては使いやすいものとなりましょうし、非常に期待できるという観点でそれらも含めた総合的な認識の中で全道トップクラスの企業促進条例となるのではないかという思いであります。

○議長（倉兼政彦君） 5番 中野君。

○5番（中野勇治君） 質疑と討論が混ざっているようですけれども、キチンと整理してお願いしたいと思います。純粹に質疑をしたいと思っておりますが、まず、第2条の第9号に設備という文言を入れました。用語の意義の部分ですけれども、この中に第4号に定める資産のうち規則に定めるものと謳っておりますがこの規則に定めるという部分に至った経緯をご説明いただきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 基本的に条例は議会の議決で、規則は理事者側が作るものという観点は十分認識しているつもりであります。その中で、この条例が可決されたあかつきには当然町の条例という認識の中で理事者側は規則を作るのは当然なことであろうし、そういったことを委員会の審査の中でも色々議論がされました。そういった理事者側の説明等々も聞く中で、我々委員会としてはこういう書き方が特段問題はないと考えております。なかなか所得税法施行例とか難しい書き方がありますけれども内容はいたってシンプルでありまして、その辺は十分我々としては可能な認識に立っております。

○議長（倉兼政彦君） 5番 中野君。

○5番（中野勇治君） それでは、この条文に至った経緯には理事者側との合意形成があったということですね。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 基本的にそういうことがあってはならないと感じております。我々の委員会の審査の中で委員会としての審査のまとめという思いでやっております。あくま

でも、先ほども申し上げたように条例ができあがった場合は事務方でそういう作業をすることは当然であるという認識であります。

○議長（倉兼政彦君） 5番 中野君。

○5番（中野勇治君） 最後に確認しますが、この規則に定めるものをいうとした場合、理事者側から、それでは規則をこのように直します、という提示があったのかなかったのか。推測するにまだ理事者側からそういう規則をこのように直すという提示はいまだにはないのではないかと私は思っておりますが、その部分の確認をお願いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 趣旨が分かりづらい印象もあるのですが、先ほども申し上げたように条例というものが出来上がったあかつきには当然規則の中に盛り込まれると、他の条例についてもそうだと考えております。ですから、特段合意形成をした中でこれを入れたとなるとまた色々な問題点があると考えておりますし、我々が理事者側から説明を受けた段階でそういう流れの答弁の中の印象としてここは入れるべきだと思うし当然理事者側としてもそこは勘案した考え方を持っているということでこの第9号にこういう書き方をさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第6号に関し討論を行います。委員会報告は修正案という部分がございますので討論を次のように行います。まず、原案賛成者、次、原案反対者、次に、委員会修正案の反対者、次に、元に戻って原案の賛成者、そして最後に修正案に対する賛成者の順でおこないます。

お間違えのないように準備をお願いいたします。

それでは、まず原案に賛成者の討論を行います。ございますか。

ありませんか。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 私は今回、理事者側が出された原案に賛成の立場で討論を申し上げたいと存じます。

この議題の第6号につきましては美深町の企業立地促進条例の一部改正ということでありまして、それぞれ委員会に付託をされて今日まで協議をされている内容のものであります。私は今回理事者側が36年に作られた条例を改正すべきということで研究されて今回出されたものでありまして、特に2、3年前から美深町に企業を立地したいという要求が

あったことを踏まえての大きな改正の内容になっていると。例えば、5,000万円が1億円という内容があったり、さらには今回理事者側の考えの中では語句の訂正でも新設、増設のみだったものを改修を加えた中の改正案を出しているということがあります。それから、理事者側が特に配慮された内容等についても、例えば今回の雇用の関係等についても120,000円であったものを192,000円に増額をするものでありました。そういう観点から、私は理事者としては額面でも研究をされてこういった提案に至ったと考えております。今回はそういう点で修正案等が出るようではありますが私は理事者側の出された原案何点かについて研究をさせていただいてその点について賛同をするものでありまして賛成の討論とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 次に、原案に反対する方の討論はございませんか。

5番 中野君。

○5番（中野勇治君） 美深町企業立地促進条例のこのたびの改正案について原案について一部反対の立場を取らせていただきたいと思います。この改正案の中に総務住民常任委員会の質疑の中で設備という文言が問題になっているわけではありますが、聞くところによると一部修正案の中においても規則に定めるという文言が述べられておりますが理事者側の説明の中では直すのだったら規則で直したいというような意味合いの発言も受け取れるわけです。そういったことから、一部提案について手落ちがあったのかという印象も受けるわけです。そういったことから、印象としては総務住民常任委員会もその気持ちで他にもありますけれどもそういう一部修正案も提起されるような事態に至ったのかと思います。

それからもう1点、この大きな補助金の条例の中で非常に珍しいことに美深町長としてはちょっと細かすぎるのではないかと思うのは雇用奨励補助金であります。1億円の補助金もある中で19万2千円の補助金という部分については全道一の企業誘致を目指す条例にしてはちょっとお粗末かと、受け取り方としたらやはり修正案にあるような切り上げをして20万円にした方が受け取り方も良いですし、これは美深町内だけの条例でもありませんし対外的に大きく宣伝をしなければならない条例案としてはちょっとお粗末かという印象を受けました。色々修正案の中にもくみ取ることが多かろうと思いますけれども一応原案についての反対の立場というのはその2点であります。そういったことで、私はこの原案について反対の立場を取らせていただきます。

以上であります。

○議長（倉兼政彦君） 次に、委員会の修正案に対する反対者の討論を行いますか。

なお、今の中野君は修正案に対しても反対という意思が表明されておりますので討論を

させます。

5 番 中野君。

○5 番（中野勇治君） くしくも両方の案件に対して反対であります。

原稿を用意して淡々と述べればよかったですけれどもその時間もなくなり行き当たりばったりの討論になろうかと思いたしますがお許しいただきたいと思いたします。

一部改正修正案についての反対であります、まず1点に反対しなければならないというは第2条の設備の文言であります。先ほどから質疑にも規則の部分で言ったわけですが、この文言が規則の中で定めるということす。しかし、規則を制定するのは町長の権限であります。必ずしも議会が望むような規則にはならないかもしれません。そして今現在、規則をこのように改正するという確約も何もありません。そして、第2条の中で第9号の部分なのですがここに規則で定めるという表現をしてしまえば第2条の1号から10号まで全部規則で定めてもよいことになるわけす。何も条文で定めなくてもよいことになってしまうのです。そういうことをしたら意味がなくなるわけす。ですから、何の確約もない現時点での規則に定めるということは私は間違いではないかと思いたします。このまま可決すると後で恥をかくのではないかと思いたしたわけす。ただ1点、私が反対しているのはこの点す。

あと、総務住民常任委員会が修正案としている雇用奨励補助金20万円、それから調査及び報告第14条を追加とした部分については非常に評価いたします。この辺については通常考えに及ばないところまでよく目を通してよくここまで仕上げたものだと感心をいたしますが、残念なことに私の印象では第2条第9号の文言の書き方、これをもし設備をするなら規則に定めるのではなくて本条文の中で定めていただきたかったという思いたあります。

以上のことから修正案についても反対を申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 次に、原案に賛成の方の討論を行います、諸岡君は先ほどやっておりますので以外の方お願いをいたします。

ありませんか。

ないようすから、次に、委員会修正案に賛成の方の討論をおこないますがございますか。

1 番 小口君。

○1 番（小口英治君） 議案第6号 美深町企業立地促進条例の一部を改正する条例について、総務住民常任委員会の修正案に賛成する立場から討論するものであります。現行条例の修正案は企業の設備投資意欲を高め、新規企業の立地など工業振興、雇用の創出を図っ

て町内産業を活性化に資する内容であります。委員会報告の修正案は新たな用語の位置づけに加えて雇用の創出に要する雇用奨励補助金の額を増額し、立地企業に対する一層の支援を明らかにしたものであります。また、工場等設置補助金が従来の5千万円から3段階に区分し、最高で1億円とすることに対して規則に定めた調査及び報告を条例に追加して修正をしたものであります。審査の中で雇用奨励補助金についてこれを補完する行政の支援策についても前向きな姿勢が示されたことも評価できるものと判断いたしております。よって、私は委員会修正案に賛成するものであり議員各位のご理解を賜り多数の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で討論を終了いたします。

これから議案第6号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は一部修正可決です。

それでははじめに修正案から採決をいたします。委員会の修正案に賛成の方は起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（倉兼政彦君） 起立多数です。よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、只今修正議決をした部分を除く原案について採決をいたします。修正部分を除く部分を原案の通り決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（倉兼政彦君） 起立多数です。従って、修正部分を除く原案は可決されました。

◎ 日程第5 議案第19号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第5号 議案第19号 平成24年度美深町一般会計予算乃至 議案第25号 平成24年度美深町水道事業会計予算までの一括議題といたします。平成24年度各会計予算案7件は議長を除く全議員で構成する予算特別委員会に付託をしておりましたが審査が終了した旨委員長から報告がありました。本件についての委員会の審査の結果について委員長から一括報告をいただきます。

2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 予算特別委員会委員長報告を申し上げます。

平成24年度予算案にかかる審査の経過と結果についてご報告申し上げます。本特別委員会は3月5日に付託されました議案第19号乃至議案第25号 平成24年度美深町一般会計予算ほか5特別会計予算ならびに水道事業会計予算について13日から15日までの3日間にわたり審査を行ってまいりました。審査の結果につきましては議長を除く全議

員で構成している委員会ですので省略いたします。

審査の結果につきまして一括してご報告を申し上げます。

議案第19号 平成24年度美深町一般会計予算については全員賛成により原案可決すべきものと決しました。

次、議案第20号 平成24年度美深町国民健康保険特別会計予算につきましても全員賛成により原案可決すべきものと決しました。

次、議案第21号 平成24年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算につきましても全員賛成により原案可決すべきものと決しました。

次、議案第22号 平成24年度美深町介護保険特別会計予算につきましては賛成多数により原案可決すべきものと決しました。

次、議案第23号 平成24年度美深町簡易水道事業特別会計予算につきましては全員賛成により原案可決すべきものと決しました。

次、議案第24号 平成24年度美深町下水道事業特別会計予算につきましても全員賛成により原案可決すべきものと決しました。

次、議案第25号 平成24年度美深町水道事業会計予算につきましても全員賛成により原案可決すべきものと決しました。

よって、平成24年度各会計予算の委員会審査に当たり各委員から指摘のあった事項ならびに意見等につきましては今後の予算執行に当たり十分留意していただくことを理事者側にお願ひ申し上げまして報告にかえさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 只今、委員長報告がありましたが予算委員会において町側の説明に訂正ある旨発言の申し出がありますのでこれを許します。

住民生活課長。

○住民生活課長（瓜田 晃君） 昨日、予算特別委員会の介護保険特別会計の質疑の中で岩崎議員からご質問のありました件につきまして答弁の誤りがありましたので訂正をさせていただきます。

介護保険300円を引き下げるために必要な基金の取り崩し額についてのご質問に対しまして、400万円から500万円を取り崩す必要があるとお答えを申し上げたところでございますが、これは保険料を100円引き下げるために必要な基金の取り崩し額であり、300円引き下げるためには計画期間中で1,500万円ほど取り崩しが必要と答弁すべきものでございました。この結果、基金で保険料300円を補てんするとすれば現在取り崩しを計画している基金と併せて3,300万円ほどを基金から取り崩す必要があるものでございます。

答弁誤りにつきましてお詫びを申し上げ訂正とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 予算特別委員会の委員長報告は議案第19号 平成24年度美深町一般会計予算から議案第25号 平成24年度美深町水道事業会計予算は原案可決すべきものという報告です。予算特別委員会は議長を除く全議員で構成する委員会でありますので質疑討論を省略し採決を行います。

まず、議案第19号 平成24年度美深町一般会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（全員起立）

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って、議案第19号 平成24年度美深町一般会計予算については原案の通り可決されました。

次、議案第20号 平成24年度美深町国民健康保険特別会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って、議案第20号 平成24年度美深町国民健康保険特別会計予算については原案の通り可決されました。

次、議案第21号 平成24年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って、議案第21号 平成24年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算については原案の通り可決されました。

次、議案第22号 平成24年度美深町介護保険特別会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って、議案第22号 平成24年度美深町介護保険特別会計予算については原案の通り可決されました。

次、議案第23号 平成24年度美深町簡易水道事業特別会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って、議案第23号 平成24年度美深町簡易水道事業特別会計予算については原案の通り可決されました。

次、議案第24号 平成24年度美深町下水道事業特別会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って、議案第24号 平成24年度美深町下水道事業特別会計予算については原案の通り可決されました。

次、議案第25号 平成24年度美深町水道事業会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って、議案第25号 平成24年度美深町水道事業会計予算については原案の通り可決されました。

只今から暫時休憩をいたします。再開は11時30分といたします。

議長から議会運営委員会を招集いたしますので委員会室にお集まりをいただきたいと思っております。

午前 11時09分 休憩

午前 11時28分 再開

○議長（倉兼政彦君） 会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に議会運営委員会が開かれ長側から追加議案が提出されております。追加議案は議案第26号 平成24年度美深町一般会計補正予算第1号、それから議案第27号 平成23年度美深町一般会計補正予算第10号、次に、議案第28号 財産の取得についての3件であります。

お諮りをいたします。追加議案を日程に追加し、議案第26号 平成24年度美深町一般会計補正予算第1号から議案第28号 財産の取得までを日程第30乃至32として議題としたいと思っておりますがご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、議案第26号 平成24年度美深町一般会計補正予算第1号を日程第30、議案第27号 平成23年度美深町一般会計補正予算第10号を日程第31、議案第28号 財産の取得についてを日程第32として議題とすることに決定をいたしました。

◎ 日程第12 議案第2号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第12 議案第2号 平成23年度美深町国民健康保険

特別会計補正予算第3号を議題といたします。これから議案第2号に関し質疑を行います。
質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉兼政彦君) 質疑なしと認めます。これから議案第2号 平成23年度美深町国民健康保険特別会計補正予算第3号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉兼政彦君) 討論なしと認めます。これから議案第2号 平成23年度美深町国民健康保険特別会計補正予算第3号について採決をいたします。

議案第2号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長(倉兼政彦君) 全員賛成です。従って、議案第2号 平成23年度美深町国民健康保険特別会計補正予算第3号は原案の通り可決されました。

◎ 日程第13 議案第3号

○議長(倉兼政彦君) 次、日程第13 議案第3号 平成23年度美深町介護保険特別会計補正予算第4号を議題といたします。

これから議案第4号に関し質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉兼政彦君) 質疑なしと認めます。これから議案第3号について討論を行います。討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉兼政彦君) 討論なしと認めます。これから議案第3号 平成23年度美深町介護保険特別会計補正予算第4号について採決をいたします。

議案第3号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長(倉兼政彦君) 全員賛成です。従って、議案第3号 平成23年度美深町介護保険特別会計補正予算第4号は原案の通り可決されました。

◎ 日程第14 議案第4号

○議長(倉兼政彦君) 次、日程第14 議案第4号 平成23年度美深町水道事業会計

補正予算第4号を議題といたします。

これから第4号に関し質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉兼政彦君) 質疑なしと認めます。これから議案第4号に対して討論を行います。討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉兼政彦君) 討論なしと認めます。

これから議案第4号 平成23年度美深町水道事業会計補正予算第4号について採決をいたします。

議案第4号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長(倉兼政彦君) 全員賛成です。従って、議案第4号 平成23年度美深町水道事業会計補正予算第4号は原案の通り可決されました。

◎ 日程第15 議案第7号

○議長(倉兼政彦君) 次、日程第15 議案第7号 美深町体育施設条例の一部改正についてを議題といたします。

これから議案第7号に関し質疑を行います。

9番 岩崎君。

○9番(岩崎泰好君) 改正の主なものとは料金の値上げということですが、1日の利用が100円から200円で200%、シーズンに至っては2,500円から4,000円という160%という計算になりますがこれらの数字の根拠としたものは何かお聞きしたいと思います。

○議長(倉兼政彦君) 教育グループ主幹。

○教育グループ主幹(政岡英司君) 料金の改定に伴っての根拠のご質問でございますが、ひとつには近隣の市町村の36ホールの料金の状況を加味して試算しているものでございます。さらには町民の利用の促進を促していくということもあります。そういった部分で多くの人に利用していただくという形で料金を設定してきたところでございます。

○議長(倉兼政彦君) 9番 岩崎君。

○9番(岩崎泰好君) ここは指定管理をされているところだと解釈しておりますが、指定管理が目的とするところと今回の料金との値上げによる問題点について、先ほどの答弁の中では利用促進をされるのだという話をされましたが単純に料金が倍になって利用者増

が図られるのか。見積もりといいますかその辺がどのようになって見積もりを出しているのか、目的とするところは利用の向上ということがあると思います。その辺の考え方、具体的な数字はどのように積算しておられるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（政岡英司君） 今の指定管理との絡みで料金の考え方、具体的な数字ということでご質問をいただいたところなのですけれども、使用料の算定にあたっては平成17年度にそれぞれ料金を設定し今に至っているという状況にあります。それで、料金の設定については応分の負担を利用者からいただきながらパークゴルフ場の運営に努めていくという形を考えているところでございます。そういった中で、料金を応分の負担ということでおおむね15%程度ということで試算という形も考慮しながらこれについては17年度の時も行革の一環という形で負担をいただいて試算をした経過もありましてそれらも参考にして算定をしてきたところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 説明が理解できないのですが、算定の15%ですか。単純に料金を値上げすることで利用者が増えるのか減ってしまうのか、その辺の視点でどのようにそれを考えたのか。先ほどの答弁ではよりたくさんの人に利用をしてもらうような方向性でという話だったのですが、しかし料金を上げるというのは普通の民間の企業からすると利用者は減るとというのが通例です。それらの考え方がどうだったのかということをお聞きしているわけです。そしてどのような見積りをしたのかということをお聞きしているわけです。

○議長（倉兼政彦君） 教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（政岡英司君） 使用料の算定につきましてはそれぞれ必要な経費というものがパークゴルフ場においてございます。そういった部分の維持管理に掛かる部分を考慮しましておおむね15%程度を算定をしている状況でございます。ただ、利用者が値上げによって少なくなるのではないかとご質問もありますけれども、近隣の市町村の状況も加味して36ホールという形で料金の状況も確認をしておりますけれども、美深町においては料金を最低限度に抑えながら設定してきたという考えをもっております。こういった形で利用者の促進を促していきたいと考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 私も町民の何人かに質問とか議会に期待するということでお話しを聞いております。特に今回はパークゴルフ場が増設になったということで増設に至るまでには町民の色々な応援があったり造成等も町民の手で作りに上げていると言われていて実

際そのとおりであります。また、せっかく完成したと思ったらシーズン券が2,500円から4,000円に上って、今同僚議員が言われたようにこのことによって理事者側の説明では、利用しやすい施設として生まれ変わるということですが私もこのことについてはどうも解せないわけです。高齢化の比率の高い美深町におきましてはかなり高年齢層の利用も多いわけでありまして、日常そして全町的にそういうメンバーの方が楽しんでおられる大切な体育施設だと私は考えております。その中で美深町長2期目の姿勢の中にこれがこういう形で反映されていくとするならばせっかく増設をしても利用度がマイナスの要素になっていく可能性があるわけですが、そういった増設をしながらもなぜこのように応分の負担を求める手直しをするのか。よその町の方も言うておられましたが、美深町は確かに利用料金というのは抑えられていて、だから美深へ行くのだという方もおりました。特に名寄のラーメン店のご主人などは美深というのはエライねという話が昨年までは聞かれたのですが。再答弁を求めます。

○議長（倉兼政彦君） 教育次長。

○教育次長（沢田石幸雄君） 今回の料金改定につきましては先程近隣の状況また利用者が多くなるようにということで色々考えております。今回27ホールから36ホールに増えましてこれは施設の充実もございます。それと、先程料金の安さということで近隣町村よりもかなり安い料金で設定しております。ただ、料金の安さもございますけれどもやはり施設の充実したコース整備含めてかなり近隣町村にも人気があると、また町内においては市街地ということでそれぞれかなり利便性もあるということでございます。今後、サービスも充実していくということでございますけれども、今回の施設利用に関わりましてはやはり施設利用の対価サービスの見返りといいますかそういう部分も含めまして今回どうにか料金の改定をしたいという考えでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 料金の上げ幅の関係について再度質問をするのですが、これはやはりパーセント的には高く設定していると、11年から我慢をしてくれてももう少し我慢をしてみてもどうかと思うのですが、それらの応分の負担と言われる部分、公共的な部分は特に段階を踏まえていかないと町民は納得しないと思います。一日券については倍額だと、シーズン券についても年金生活者にしては負担だと言われている方もおりまして、この点について経過の中ではどのような経過があってこのような金額に至ったのか、その検討具合等についてお聞きをしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 教育次長。

○教育次長（沢田石幸雄君） 今回の改正でありますけれども、開設当時18ホールで進

めてきております。それと平成21年に9ホールの施設含めて寄贈を受けまして平成21年から平成23年それぞれ協会関係者含めて増設をお手伝い願ったということでございます。18ホールの料金の設定から27ホールあって今回全体的に町内で今まで18ホール27ホールで利用していただいたのですけれどもやはり全体的に36ホールという部分で経過的には一定程度この間をどのような状況で利用していただくかということで検討をしながら今回の改定の応分で提案をしているという状況でございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 私もパークゴルフについては大変不勉強なところですが、36ホールになると例えば大きな大会が出来るとかそういった基準等についてはどうなっているのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（政岡英司君） 大会の基準というのは特段ございませんけれども、協会とも話をしながらそういった形で町内外含めてやられております大会を美深町にも誘致をしながら今後進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 18ホールから今36ホールなったわけです。あとの18ホールは民間の手で増設されているわけです。そのような形で私は近隣と同じような料金で値上げをしていくことにはちょっと解せないわけです。ということは、町費をどのくらいそこにつき込んだかということ、民間の手でやって来ているわけなのです。ですから、増設にあたっては町費というより民間の手で行われたということを考えた時にこれから維持管理にどれくらいかかる考えでこの計算をされたのが1点です。もう1点は、どこでこの料金の値上げの協議をされたのかというのが1点。もう1点は、今までどういう年代層の方がパークゴルフ場を利用しているのか年代層と入り込み数を教えてください。

○議長（倉兼政彦君） 教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（政岡英司君） 維持管理の部分でございますが、今後24年度の見込みでいきますとおおむね100万円を超えるのではないかと考えております。それから協議の関係でございますが、これについては2月にそれぞれ関係者に集まっていたいてパークゴルフ協会と協議をさせていただきながら意見もいただいてそれぞれ協会さんの考え方もいただきながらそれらも踏まえて今回の使用料の改定という形でご提案を申し上げているところでございます。それと、入り込み数といいますかどれくらいの利用なのかということでございますが、23年度でいきますと利用人数につきましては約9,600人ということで利用の階層については具体的な部分は押さえていないのですが若い人よりも

高齢者の方が利用状況的には多いのかと考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） この料金の改定にあたっては当初建設した当時は体育協会等が参加しながらこれを設置してきたわけなのです。パークゴルフ協会だけで協議をされるということは腑に落ちないところがあります。これは協会だけが使うわけではなくて一般町民あるいは体育関係者等スポーツ振興に寄与するためにこの施設があるわけですから、やはりこういう料金改定をするときには町民に理解を得られなければならないことではないかと思えます。協会だけがここを利用しているわけではありませのでその点の配慮が足りなかったのではないかと思えますけれどもその点をお聞きいたします。それから、今ご存じのように介護保険等も要支援とか要介護とかそういうものにお金がかかる時代ですけれども、このパークゴルフ場の利用に関しては後期高齢者あるいは65歳以上の方々の利用が多いのではないかと思うわけです。一気に上げると利用度は大幅に落ちるのではないかと思うのですけれども、その辺は上げたから利用度が落ちるかどうかというのは私どもが考えることではないのかもしれませんがそういうことを考えながら健康増進という意味からも一気に上げるという考え方は納得できないわけです。どうしてこの4,000円という金額になったのか、その根拠をもう一度お聞かせください。

○議長（倉兼政彦君） 教育次長。

○教育次長（沢田石幸雄君） パークゴルフ場の当初の計画の段階では体育協会含めて運動広場それからグラウンド、パークゴルフ場ということで計画性について相談をしてきております。今回も今主幹の方から答弁をしました関係者の中で料金の改定を考えているというご説明をしました。その関係者の中にはもともと当初からありました体育協会も含めて説明をしてきているところでございます。それと、特に健康増進の中で施設を利用していただくということでございますけれども今回まだ使われておりませんが36ホールになると時間的にも長く使えるということ、それから全体的にパークゴルフ場ばかりではなくて周辺についても一定程度利用ができるということでございます。今回倍になって利用者が減るのではないかという懸念も確かにありますけれども、施設の充実ということでさらに利用していただく形で考えているものですからかなり良い美深のパークゴルフ場になるのではないかとということでその分減る部分もまた戻ってくることも考えられるかと思えます。

○議長（倉兼政彦君） 10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） 何点かお聞きいたします。このパークゴルフ場の体育施設の条例改正の趣旨の中に36ホールに伴ったということでパークゴルフ場の料金を1日券が1

00円から200円に、シーズン券は2,500円から4,000円となった中で体育施設全体の料金の見直しということはどうに考えておられるのかその点についてお聞きしたいと思います。それと、一日券が倍に、シーズン券が80%増といった中で関係者の皆様方と話し合いをして料金設定がされたのかと思いますが、その点の根拠を再度お聞かせください。それと、美深温泉のパークゴルフ場との絡みの関係はどうに考えておられるのか。教育委員会の持ち物ではないといわれればそれまでなのですがその辺はどうに考えておられるのか、その3点についてお聞きいたします。

○議長（倉兼政彦君） 教育次長。

○教育次長（沢田石幸雄君） はじめに体育施設の全体的なことでありますけれども、状況的に充実している部分で今回パークゴルフ場の料金の改定を考えております。あの部分については今後行革等がございまして使用料も検討されるかと思っておりますけれども他の部分は今は考えておりません。それと、関係者の中でどういう見込みでおられたのかということとございましてけれども、近隣の上川北部でございましてけれどもこれらの料金設定からすれば美深の部分はかなり低く抑えられているということでそういう部分については理解ができるということでございます。ただ、シーズン券は特に町内の関係者が多く利用されるという部分がありますので、そういう部分ではやはり懸念されるけれども他の市町村の料金まで上げるものではないものですからこの辺でご理解を願ったのかと思っております。それと、他の施設の関係で美深温泉のパークゴルフ場でございましてけれども、これらについては一定程度向こうも指定管理の中で進められているわけですがけれども状況的には施設利用の中で考えられているということで拡張になっていない部分で通年的に利用されているということで、以降改修等はわかりませんが現況が変わらない状況だと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） シーズン券は町内の方々が多めに買っているから8割程度でないかという答弁に取れたのですけれども、それであれば一日券も倍であればシーズン券も倍にした中で町内高齢者に対しては特例措置的なものを設けるという形を取れなかったのか、おおむねパークゴルフ同好会の方との話し合いがあったのではないかと思うのですが再度その点をお聞きいたします。

○議長（倉兼政彦君） 教育次長。

○教育次長（沢田石幸雄君） 今回、料金について2,500円が4,000円で改正したいということでございます。関係者との話し合いの中でもやはりどういう部分というものは示されませんでしたけれども、例えば一日券が倍だからシーズン券を倍という考え方はどうなのだろうというのが話の中では出てきております。今回、4,000円という形で

お願いをするわけなのですけれども、概ね全体的には他町村の料金体系それから施設の充実を含めてご理解を願っているのではないかと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 5番 中野君。

○5番（中野勇治君） 料金そのものは多々ご質問があったところですが、運動広場の使用期間についてお尋ねしたいと思いますが、町内体育設備そのものを一体化した条例の中で運動広場とか町営テニスコートだとか町営野球場とか北町のゲートボール場もそうなのですが使用期間が4月下旬から10月31日までとなっているわけです。ところが、最近11月になっても雪が降らないこともありますし、10月に初雪が降ってもすぐ溶けて11月の末ぐらいまで雪が降らないで12月近くになって降るという気候もまちまちです。一律に10月31日で使用期限を決めてしまいますとパークゴルフに限っては雪が降らなかったら出来るわけです。去年の例なのですけれども10月31日にクローズをしたと、今まで楽しんでいたたくさんのパークゴルフの仲間たちが町外でまだやっているところを見つけて多寄だとか下川だとか旭川近辺の当麻だとかみんなそれぞれ美深がやっていないので仕方なく出掛けるわけです。美深町にパークゴルフ場があってまだ使えるのにどうして私たちはよその町まで行ってやらなければいけないのか、という苦情があるわけです。私も誘われて11月に入ってからよその町と一緒に連れていってもらったこともあります。この使用期限が10月31日となっておりますが運用によっては委託管理を受けているものが雪が降るまでオープンできるものなのかどうなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 中野君に申し上げますが議案の趣旨から離れないようお願いいたします。

教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（政岡英司君） 使用期間の延長のご質問かと思いますが、これにつきましては昨年も11月になってから結構天候がよかったという状況もございます。そういった中で、これらの使用期間については今後使用できるかどうか現場の状況も確認しつつ柔軟に対応できるように考えていきたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 色々と皆さんからご意見をいただいてどうも考え方の部分がしっかりと答弁できないところもあるものですからお話しを申し上げたいと思います。

料金の改定にあたっては18ホールが36ホールになるということで基本的には倍の料金という考え方がベースにあるだろうと考えております。関係者との協議の中でも5,000円で良いといわれる方もいらっしゃいました。色々なご意見があった中で、最終的に4,000円ということでこの4,000円の考え方は先ほどから色々なご意見がありま

したけれども町民の皆さんが汗水をして作っていただいたコースでありますからそういった部分でこれまでのコースの状況からいけば5,000円というのは基本的なベースだろうと思っておりますけれども、そういった部分を何らかの形で還元できないかという考え方とそれと併せて利用していただくという意味で先ほどから近隣市町村のお話しも申し上げておりますけれども近隣市町村の状況から行けば単純に36ホールのコースと見た時に5,000円なり6,000円なりというのが近隣の相場でございます。そういったことについて加味して料金の決定をさせていただいたということでございますのでご理解をいただきたいと思っております。

それから、コースの利用期間の問題も今いただきました。条例では31日という謳い方をして、その中で町が管理する場合については町が状況等を判断してそれを柔軟に扱える条項が付いております。基本的には、指定管理ですから指定管理者の権限ということでその部分については指定管理の範囲での運用という形になります。ただ、去年はたまたまそういった状況がありましたけれども、例えばコースは大事なものですからその維持管理で例えば雪の中で後始末をさせるということにもなりません。そういった部分で色々状況等を見ながらやっていかなければならないだろうと思っております。ただ、一定程度状況を見ながら柔軟に取扱える部分もありますので、第一はコースをしっかりと管理をすることを前提にしながらその中で許される範囲については一定程度の運用はしていただくことは必要だと思っております。そのようなことで、限度は当然出てきますけれども許される範囲の中で運用は管理される方も十分協議をしなければならないと思います。最終的には指定管理ですから委員会の権限というよりは指定管理者の権限ということになりますのでその中で判断をいただく形で考えていきたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） ほかに質疑はございませんか。

3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 先程利用数は9,600人ほどという答弁があったのですが、その中で高齢者の利用が多い実態というものがあつたわけですが当日券とシーズン券の料金設定なのですがその割合というのは分かりますでしょうか。どのくらいの方が利用しているのか。

○議長（倉兼政彦君） 教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（政岡英司君） シーズン券と1日券の利用割合なのですが、シーズン券については概ね10%ということで考えておりまして残りは1日券を利用しているという状況でございます。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

- 1番（小口英治君） その前に、今答弁漏れがあるように思っておりますけれども。
- 議長（倉兼政彦君） 教育グループ主幹。
- 教育グループ主幹（政岡英司君） 今答弁いたしました件につきましては、シーズン券、1日券の売り上げの枚数に対しての割合ということで答弁をさせていただきまして、利用人数に対しては具体的な内訳については押さえていない状況でございます。
- 議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。
- 3番（藤原芳幸君） よくわからないのですけれども、利用者数というのは延べ人数になるので枚数でいくとそういうことかと思うのですが、逆に言いますとシーズン券が10%ということは単純に960×2,500が金額としてあがっているということで理解してよろしいのでしょうか。
- 議長（倉兼政彦君） 教育次長。
- 教育次長（沢田石幸雄君） 使用料収入の部分でシーズン券、1日券の結果が出ております。今それを利用人数で全体的に割り返した部分で10%のシーズン券の利用ということでございますけれども、シーズン券、1日券の全体的な利用料収入の割合といたしましてはシーズン券が約6割、それから1日券が3割強となっております、シーズン券が159件・・・
- 議長（倉兼政彦君） 教育長。
- 教育長（石田政充君） 昨年の実績では1日券が1,763枚です。ですから去年9,600人ほどですから1,700人ほどが1日券の利用ということで、それ以外の部分についてはシーズン券で利用していると考えていただいて結構だと思います。
- 議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。
- 3番（藤原芳幸君） 1日券が1,763枚、シーズン券として159枚ですね。分かりました。
- 議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。
- 1番（小口英治君） 今の件に関して21年度と22年度も今と同じように教えていただきたいと思います。それと、金額が倍ということでシーズン券は倍ではありませんけれども、例えば民間が倍に上げるといったら大変なクレームがつくと思いますし、同僚議員もそのようことを言っていると思いますけれども、何段階かに分けるような考えはされなかったのか。それと健康増進のためのスポーツ施設の利用という観点から高齢者等の配慮に対しての使用料の減免等の考えはなかったのか、その点についてお聞きいたします。
- 議長（倉兼政彦君） 教育グループ主幹。
- 教育グループ主幹（政岡英司君） 21年、22年の1日券とシーズン券の利用状況で

ございますが、21年度におきましては1日券が1,782枚、シーズン券が159枚となっております。22年がシーズン券149枚、1日券が1,481枚となっております。今、何段階かに分けてということでご質問をいただいたわけでありますけれども、これにつきましては近隣の状況も見て検討をしてみたのですけれども36ホールの町村においては1日券、シーズン券ということでそれぞれの料金を設定しているということを加味して美深町の方も何段階という方法論もありますけれどもご提案させていただいたのは1日券200円、シーズン券4,000円ということで提案をさせていただいているところでございます。それと、高齢者の減免という形でございますけれども、これらもそういった健康増進という形であれば減免措置ということも考慮していかなければならない部分もあろうかと思っておりますけれども現状では減免という形はとっていません。一律という形でご提案をさせていただいているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 高齢者に対する配慮があるならなぜ提案に出てこないのですか。それともうひとつ、今答弁の中で言うておりましたけれども、近隣がこうだからこうだと、美深町は高齢者の福祉のために減免措置をするということで良いのではありませんか。近隣がこうだからというそのような理由づけはないと思います。もう一度お願いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 説明の部分で十分でないのかと思っておりますけれども、先ほども申し上げた通り健康づくりとかそういった部分で大きな増進になるというのは言われる通りでございます。体育施設総体がそういう位置づけを持っているだろうと思っております。その中で、この部分についてその分だけするという考えは現段階では持っておりません。それと合わせて先ほども申し上げた通り近隣の話をしてしまうと施設としての一定の料金ということがあるでしょうけれども、先ほどお話しを申し上げた通り町民が汗して協力をいただいたと、そして利用促進をしていただくということで4,000円に抑えているということも含めてトータルの今議員さんがお話しあった部分を加味しているということをご理解いただければと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 今議論をしている中で、どうも職員間でも議論がかみ合わない部分があったりしますので暫時休憩をしてもう少し私どももこの件について議論をしたいと思うのですがお諮りください。

○議長（倉兼政彦君） 今確かにそういう状況でありますけれども、休憩をとりながら今議論が進んでいる最中ですからこのまま続行したいと思います。

失礼しました。今、藤守君から動議が出ましたけれども、それについて賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（倉兼政彦君） 動議は支持されておりますので休憩をとります。

暫時休憩をしまして再開を13時30分といたします。

午後 0時18分 休憩

午後 1時29分 再開

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き会議を再開いたします。

休憩中に協議が行われ長側から発言が求められておりますのでこれを許します。

教育長。

○教育長（石田政充君） 先程、小口議員の方から質問をいただきました事項について私どもの方の答弁の部分で大変要領を得ない答弁等を申し上げたことに対しましてお詫びを申し上げたいと思います。

先ほども申し上げました通り、体育施設等の利用についてはこれまでも町民に広く使っていただくということで特に高齢者等の問題も含めて現料金といったことも意識をしながら一定程度定めてきている料金であるということをご理解をいただきたいと思っております。今回の料金改定にあたってそういったことを基本にしながら施設が大きくなった分も含めてトータル的に料金改定を考えさせていただきました。その中でもご答弁を申し上げている通り、町民の皆さんにいかに使っていただくかということ意識しながら4,000円という設定をさせていただいたということをご理解をいただきたいと思っております。今回の造成を受けたことにあたって新年度の予算の方でもご決定いただいた通りトイレ等の整備もして全体的な環境整備をして使っていただくための利便性を向上していきたいと思っております。そういったことを含めて、委員会として管理に努力をしていきたいと思っておりますのでご理解をいただきましてご決定をいただけるようお願いを申し上げたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 今の説明で利用の促進を図るための方向性として値上げの提案があったわけですが、聞くとところによりますと36ホールで公認になるのかと私も認識不足だったのですが、なればよいと思っていたのですが36ホールでもなかなか公認コースにならないと聞きましたので、公認コースになるためには使用料と連動して他町村からの入り込み客が来るような方策等は考えられないかと思うのですがその点をお聞きしたい

と思います。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 公認コースにするという色々な形の要望を含めてあったというのはその通りでございます。現状の施設からいきますと旧来からある18ホールですけれどもこの形態を整備をしていかないと公認コースが取れないという現状がございます。長さの問題、それから幅等の問題がありまして、前回21年に寄付をいただいた部分そして今回造成をしていただいた部分については公認に耐え得る状況になっておりますけれどもそういった課題があります。これは今後の将来に向けた1つの課題になるだろうと思っておりますけれども現状はそういった状況でございます。そういった部分では今おっしゃられた通り公認の大会を持ってくるということにはなりません。ただ、幸いにも18ホールの部分というのは非常に起伏に富んで町外の方からも良いコースだという評価はいただいておりますので、色々な機会に大会等をやっていただけるように関係者とも協議をしていきたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 他に質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑がなければこれで終了いたします。

これから議案第7号について討論を行います。討論はございますか。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 只今、審議されました美深町体育施設条例の一部改正につきまして私は反対する立場から討論をさせていただきます。

示されました料金の改定につきまして、ひとつの算定基準として近隣市町村の例を挙げられて近隣市町村と同等の金額、利用料をいただくということでございました。これについては考え方でございましょうが、ひとつは安いままで差別化することが多くの方々の利用が図れるという観点がございます。それから、この料金の改定によりまして考えられます利用者減の数というのは相当増えるのではないかと懸念がございます。それからさらには、健康づくりあるいは外出の機会を多くして元気な高齢者のいるまちづくりの観点からしましてもやはり表へ出る機会をこの料金の改定によりましてハードルを上げてしまうのではないかと懸念もございます。そして、この1つの考え方が住民のサービス、あるいは住民のニーズにこたえた形ではなくて行政コストの縮減の観点が主体になっているような考えもこの改定案から見受けられます。元来、指定管理制度の目的とするところ、ねらいとするところはどうもこの行政コストの縮減の観点が先に立って住民サービス・住民生活の向上の観点が後からついてくるようなそのような状況にこの改正案の中では感じ

られて仕方がございません。さらには、このパークゴルフ場の造成にあたっては町民の方々がその造成に労力を使われているということも聞いております。それらの造成に至ったいきさつ等も考えますと、ここ1年あるいは2年、大きくなりました36ホールの利用状況をしっかりと把握しながら利用者増をどうつくっていくのかというところに腐心をして進めていき、その後これらのコースについて料金改定が妥当かという発想があってもしかるべきだと考えるひとりでございます。

以上の観点から、私は今回の美深町体育施設条例の改正につきまして反対を表明するものでございます。議員各位のご賛同をいただきますようお願い申し上げまして反対討論を終了させていただきます。

○議長（倉兼政彦君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第7号 美深町体育施設条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決については起立で起こいます。

議案第7号について原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（倉兼政彦君） 起立多数です。従って、議案第7号 美深町体育施設条例の一部改正については原案の通り可決されました。

◎ 日程第16 議案第8号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第16 議案第8号 美深町税条例の一部改正についてを議題といたします。

これから議案第8号に関し質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号 美深町税条例の一部改正について採決をします。

議案第8号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第 8 号 美深町税条例の一部改正については原案の通り可決されました。

◎ 日程第 17 議案第 9 号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第 17 議案第 9 号 美深町情報通信基盤施設の設置および管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これから議案第 9 号に関し質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑がないなければ質疑を終了いたします。

これから討論を行いますか討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第 9 号 美深町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について採決をします。

議案第 9 号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第 9 号 美深町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については原案の通り可決されました。

◎ 日程第 18 議案第 10 号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第 18 議案第 10 号 財政事情説明書の作成及び公表に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これから議案第 10 号に関し質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行いますか討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第 10 号 財政事情説明書の作成及び公表に関する条例の一部改正についてを採決します。

議案第10号について原案の通り決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長(倉兼政彦君) 全員賛成です。従って、議案第10号 財政事情説明書の作成及び公表に関する条例の一部改正については原案の通り可決されました。

◎ 日程第19 議案第11号

○議長(倉兼政彦君) 日程第19 議案第11号 美深町社会教育委員の設置条例及び美深町公民館条例の一部改正についてを議題といたします。

これから議案第11号に関し質疑を行います。

○議長(倉兼政彦君) 2番 藤守君。

○2番(藤守千代子君) 改正条例の中の2条の関係でお尋ねをいたします。美深町公民館条例の一部改正の中で家庭教育の向上に資する活動を行うものとありますけれども、どういう活動をされるのか質問をいたします。

○議長(倉兼政彦君) 教育グループ主幹。

○教育グループ主幹(荒木久恵君) 第2条中の家庭教育の向上に資する活動を行うものはどういうものかという質問だと思うのですが、こちらの方ではPTAに関する方という押さえでお願いしております。

○議長(倉兼政彦君) 2番 藤守君。

○2番(藤守千代子君) 家庭教育の向上に資する行動を行うものということは、PTA活動とどのようなつながりがあるのか、私が理解しているものとはちょっと違う気がするものですからそのことについてどう議論をしながらこの文言を入れられたのかお尋ねいたします。

○議長(倉兼政彦君) 教育グループ主幹。

○教育グループ主幹(荒木久恵君) 家庭教育の向上に資する活動を行うものということで、こちらの方としましては家庭教育イコールPTAではないのですが、主に家庭教育の中で、こちらの押さえとしましてはPTA連合会の方から推薦をしてもらっているという形になっていたものですからそのほかのことは考えていなかったわけですが、団体の推薦ということでしていただいているものですから。

○議長(倉兼政彦君) 教育次長。

○教育次長(沢田石幸雄君) 今回の条例の改正なのですが、家庭教育に資する役にあるものということで、今回考えておりますのはPTA連合会もそうなのですが、住民の声を広く聞くという意味の中から家庭部分にかかる部分ということでそれぞれPT

A 連合会だとか青少年教育といいますか家庭にかかる部分で考えております。このほか美深町にはあまりないのですけれどもそういう家庭教育団体みたいなものがありますけれどもこういうものが一応入ってくるのかと思っております。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございますか。

質疑が他にいないようでございますのでこれで終了いたします。

討論を行いますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第 11 号 美深町社会教育委員の設置条例及び美深町公民館条例の一部改正について採決いたします。

議案第 11 号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第 11 号 美深町社会教育委員の設置条例及び美深町公民館条例の一部改正については原案の通り可決されました。

◎ 日程第 20 議案第 12 号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第 20 議案第 12 号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び美深町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これから議案第 12 号について質疑を行います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行いますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第 12 号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び美深町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について採決をいたします。

議案第 12 号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第 12 号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び美深町乳幼児等医療費の助成に関する条例の

一部改正については原案の通り可決されました。

◎ 日程第 2 1 議案第 1 3 号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第 2 1 議案第 1 3 号 美深町介護予防・生活支援事業の実施に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これから議案第 1 3 号に関し質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第 1 3 号 美深町介護予防・生活支援事業の実施に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第 1 3 号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第 1 3 号 美深町介護予防・生活支援事業の実施に関する条例の一部改正については原案の通り可決されました。

◎ 日程第 2 2 議案第 1 4 号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第 2 2 議案第 1 4 号 美深町公営住宅管理条例の一部改正についてを議題といたします。

これから議案第 1 4 号に関し質疑を行います。

9 番 岩崎君。

○9 番（岩崎泰好君） 公営住宅の管理条例の改正につきましては説明でも受けましたが国が一括法の改正に伴った改正であると思っておりますが、お聞きしたいのは第 6 条の入居者資格の問題であります。国の方では入居者資格が独身者も良いということでハードルを下げた部分について今回改正の中身にはなっていないのですがこの辺の考え方はどのような考え方でこの入居要件が同居をそのまま引き継いでいくという条例だと解釈するのですが、単独者の入居も可能とした国のハードルを下げた部分についてどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 管理グループ主幹。

○管理グループ主幹（南坂陽子君） 今の関係なのですが、公営住宅についての基本的な政策について変更しておりません。住宅の困窮者とか低所得者については今までどおり入っております。あと、美深町におきましては住宅の困窮度の高い世帯から入居を進めていく必要があるということで現状のままを進めていくものです。単身世帯につきましては60歳以上の老人、障害者等をそのまま継続するものです。道の道営住宅関係の方も調べまして道の方でも道営住宅についても現在そのまま継続するという、あと近隣町村の動向も調査しました結果、管内2町村のみは廃止にするということでした。美深町としましては今のままの同居の要件を入れていくことが1番良いと考えています。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 方針はわかりましたが、それがなぜそのようにしたのかということです。国はハードルを下げて公営住宅の入居を今までは同居要件というのがあって同居要件のないものについては入れないということで、それでわざわざ町にあっても単身者住宅というものを作ってきた過程があると思います。低所得者対応の部分もあると思いますが、当然要望の中では単身の入居も多分たくさん申し込みに来られた方が今までおられたと思うのです。その辺をある意味その条例があることで足切りをしていた部分を国はハードルを下げたわけです。それについて美深町も右へ倣えをして本来は下げるべきだと私は思うのですけれども、そこを下げなかった特に要因は何かということを知りたかったわけです。他の町村がどうのということではなくて、要因がどうなのかということ、どうしてそこに下げない理由があるのか、同居要件を緩和すべきところを緩和しない主たる考え方は何なのかそこを知りたかったわけです。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 今回の一括法に伴う国の法律、さらに政令の改正で入居要件、同居要件といったものが国の法律、政令から削除されたということなのですが、ある意味議員さんがおっしゃるとおりハードルを下げたのではないかということですが、そうではなくてこれは義務付け枠付けの廃止の中で国が地方公共団体が管理運営する公営住宅に対して国がすべて規定をするのではなくてそれぞれの地方公共団体の中で管理運営方法については定めなさいという規制緩和です。ですから、国がハードルを下げたのではなくてそれぞれの地方公共団体が管理する公営住宅を地方公共団体の状況に応じて管理をなささいという法令の改正の趣旨でございます。そこで美深町がなぜこれまでの入居要件を踏襲しているのかということなのですが確かに議員さんがおっしゃるとおり単身者でも入居させることは可能でございます。ただ、本町の場合、独身寮ですとかあるいは特賃貸ですけれども単身者用の住宅というものを整備しましてこれまで提供してきておりますし、ただや

はり時期によってなかなか入れないということもあるのですが、いま現状では単身の方が入れないという状況にはなっていないと、ただ満杯の状況ですから、ただこれは民間住宅ですとかこういった部分の支援によって一定程度解決できるのではないかと考えております。ただ一方で、所得の低い方ですとかあるいは高齢の方、特に老人のご夫婦の方ですとか、高齢の方は65歳以上になれば単身でも住めるのですけれどもそれに至らない部分でも公営住宅に入居したいという方は非常に多く今でも2戸程度しか空いていない状況がありますのでまだまだそういった入居要件をつけないと本来入るべき方が入れなくなってしまうという懸念があるものですから、現状では現在の規定を踏襲したような形で規制させていただいております。ただこれが民間住宅ですとか色々な住宅が整備されることによって公営住宅の入居要件も改正しなければならないという時期がくるかもしれません。その時はまた議会にご相談をしてもう少しハードルを下げるなり入居要件を緩和するなりそういった検討もできるかと思っておりますので、現状では今の制度をそのまま適用させたいという改正でございますのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） その辺は理解しました。もう一点、入居要件の変更がないということについては良いのですけれども、法案が通って各市町村とも地方自治体にとってはもう少し早い時期に審議をされるべき中身ではなかったかと思うのですが、というのは、もうすでに新年度の来月の入居については募集をしている段階です。それらについてもう少し早い時期の12月の定例会等にこれらをかけるべきではなかったかと私は思っているのですが、色々法案上のものもあるのでしょうかけれども、今この時期に切羽詰った時期に出さざるを得なかったというその辺の見解だけお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 一括法に絡むご質問ですので私の方から答弁をさせていただきますけれども、今地域主権改革法につきましては1次と2次とそして最近3次が閣議決定されたようですけれども、この1次については比較的早い段階で法律は交付されているのですけれども、ただこれにかかる政令ですがこれの整備が非常に遅れていたということがございます。それに追い打ちをかけるように2次一括法が制定をされましてまたそれにかかる政令という形で、国の一定の基準で特に一括法で義務付け枠付けはなくされたのですけれども国の基準に従いなさいとか参酌しなさいとか色々そういった政令で足かせではないのですけれどもそういったことも若干残っているものですから、全体的な法令の制定改正を待って今回の改正に至ったと。今回につきましては先ほどの社会教育法に関わる公営住宅法にかかる改正でございますので今後道路法ですとかまだまだたくさんの一括法にか

かわる改正が出てまいります。従いまして、今回については特に新年度4月1日から施行しなければならないものについては何としてもやらなければならないわけですから、そういう意味では早く私どもの方では提案させていただいたということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号 美深町公営住宅管理条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第14号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第14号 美深町公営住宅管理条例の一部改正については原案の通り可決されました。

◎ 日程第23 議案第15号

○議長（倉兼政彦君） 日程第23 議案第15号 美深町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

これから議案第15号に関し質疑を行います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） ないようですので質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号 美深町介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第15号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（倉兼政彦君） 賛成多数です。従って、議案第15号 美深町介護保険条例の一部改正については原案の通り可決されました。

◎ 日程第 2 4 議案第 1 6 号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第 2 4 議案第 1 6 号 美深町公共下水道設置条例の一部改正についてを議題とします。

これから議案第 1 6 号に関し質疑を行います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第 1 6 号 美深町公共下水道設置条例の一部改正について採決を行います。

議案第 1 6 号について原案の通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第 1 6 号 美深町公共下水道設置条例の一部改正については原案の通り可決されました。

◎ 日程第 2 5 議案第 1 7 号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第 2 5 議案第 1 7 号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額についてを議題といたします。

これから議案第 1 7 号に関し質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） ないようですので討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第 1 7 号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額についてを採決いたします。

議案第 1 7 号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第 1 7 号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額については原案の通り可決されました。

◎ 日程第 2 6 議案第 1 8 号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第26 議案第18号 北海道市町村総合事務組合格約の変更についてを議題といたします。

これから議案第18号について質疑を行います。質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号 北海道市町村総合事務組合格約の変更についてを採決いたします。

議案第18号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第18号 北海道市町村総合事務組合格約の変更については原案の通り可決されました。

◎ 日程第27 発議第1号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第27 発議第1号 特別委員会の設置についてを議題といたします。

本件の提出者は齊藤議員、賛成者は小口議員、藤原議員です。この際、提出者の齊藤議員から本件についての提案説明をいただきます。

10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） 発議第1号 特別委員会の設置について提案説明をいたします。

特別委員会設置について提出者は私齊藤、賛成者は小口、藤原議員の2名です。第5次総合計画において導入が検討されております学校給食について美深中学校改修検討委員会の答申が今月中に提出される中、当事件は産業教育常任委員会に属しておりますが住民の関心も高く、特に重要な事件であるため、議会として実施の可否及び導入の場合における学校給食の体制などを調査研究するために地方自治法第110条ならびに委員会条例第5条の規定により特別委員会の設置をしようとするものであります。特別委員会の名称は学校給食調査特別委員会、委員の構成は議長を除く10名の議員であります。調査期間については調査終了するまでであります。

議員各位のご賛同を賜りたく以上申し上げて提案説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 只今、提出者の齊藤君から説明をいただきました学校給食調査特別委員会の設置であります。議長を除く議員全員で委員会構成をすることによるものであり調査終了するまでの活動ができる特別委員会の設置をしようとするものであります。

本件について質疑を行います。質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

討論を省略しお諮りいたします。本議会に提出者の説明の通り特別委員会を設置することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、発議第1号 特別委員会の設置については原案の通り可決されました。

本特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により議長から指名をいたします。

小口議員、藤守議員、藤原議員、南議員、中野議員、山本議員、諸岡議員、林議員、岩崎議員、齊藤議員を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、本特別委員会の委員は只今申し上げました10名の方に決定をいたしました。

◎ 日程第28 発議第2号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第28 発議第2号 特別委員会の設置についてを議題といたします。本件の提出者は岩崎議員、賛成者は南、藤原、中野、小口、山本の各議員です。この際、提出者の岩崎君から本件の提案説明をいただきます。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 発議第2号 広報特別委員会の設置についての提案説明でございます。

発議第2号 平成24年度議会広報特別委員会の設置について提案説明をいたします。提出者は岩崎、賛成者は南、藤原、中野、小口、山本の各議員です。本件は地方自治法第115条第1項、議事の公開の原則により美深町議会広報の編集発行及び議会の公開、広報誌の果たす役割等の調査並びに町民との懇談会による公聴活動を行うことを目的として地方自治法第110条及び委員会条例第5条に基づき設置をするものでございます。設置

期間は調査終了までであります。特別委員会の名称は平成24年度議会広報特別委員会、委員の構成は6名でございます。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 只今、提出者の岩崎君から説明のありました平成24年度議会広報特別委員会の設置に関する件であります。6人の委員の構成により調査終了まで活動できる特別委員会の設置をしようとするものであります。

本件について質疑を行います。質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑がなければ討論を省略してお諮りいたします。

本議会に提出者の説明の通り特別委員会の設置をすることにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、発議第2号 特別委員会の設置については原案の通り可決されました。

本特別委員会の委員の選任につきましては委員会条例第6条第1項の規定により議長から指名をいたします。

岩崎議員、南議員、藤原議員、中野議員、小口議員、山本議員を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、本特別委員会の委員は只今申し上げた6人の方に決定をいたしました。

只今から暫時休憩をいたします。

再開は14時30分といたします。

特別委員会を招集いたします。只今、設置をされました両特別委員会を開いていただいて正副委員長の互選をお願いいたします。

午後 2時12分 休憩

午後 2時28分 再開

○議長（倉兼政彦君） 休憩をとき会議を開きます。

議長から諸般の報告を申し上げます。

休憩中に学校給食調査特別委員会ならびに議会広報特別委員会が開かれ、それぞれの正副委員長の互選が行われております。学校給食調査特別委員会の委員長には齊藤君、副委

員長には諸岡君、次、議会広報特別委員会の委員長には岩崎君、副委員長には小口君が就任をしておりますので報告を申し上げます。

◎ 日程第 29 承認第 1 号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第 29 承認第 1 号 閉会中の所管事務調査の申し出があります。総務住民及び産業教育常任委員会ならびに議会運営委員会からお手元に配布の調査事項につきまして閉会中の所管事務調査の申し出です。本件申し出の通り承認したいと思いますがそのように決定してご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、総務住民及び産業教育常任委員会ならびに議会運営委員会からの閉会中の所管事務調査の申し出は承認と決定をいたしました。

◎ 追加日程第 30 議案第 26 号 ・ 追加日程第 31 議案第 27 号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第 30 議案第 26 号 平成 24 年度一般会計補正予算第 1 号ならびに追加日程第 31 議案第 27 号 平成 23 年度一般会計補正予算第 10 号を一括して議題とします。

説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第 26 号 平成 24 年度一般会計補正予算第 1 号及び議案第 27 号 平成 23 年度一般会計補正予算第 10 号について一括して提案説明を申し上げます。

この補正予算につきましては平成 24 年度一般会計に計上していた農業研修生など寄宿舍整備工事にかかるもので、この事業を平成 23 年度予算に組み換えて措置しようとするものであります。この事業につきましては事業費の全額を一般財源としていたところですが、このたび北海道の平成 23 年度林業・木材産業構造改革事業として補助金 1,862 万円の内示をいただくことができました。従いまして、この補助金を財源といたしまして平成 23 年度予算に組み換えて繰越事業とするものであります。これらの財源調整によりまして、平成 24 年度歳入で予定していた公共施設整備基金からの 5,000 万円の繰り入れにつきましては取りやめることといたします。以上によりまして、平成 24 年度一般会計の補正額は歳入歳出それぞれ 5,500 万円を減額して補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 43 億 5,600 万円とするものであります。また、平成 23 年度一般会

計の補正額につきましては、補助要件を満たす施設にするために工事内容を一部見直しまして歳入歳出それぞれ5,650万円を追加して補正後の予算額を歳入歳出それぞれ44億8,694万7千円とするものであります。

以上、よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 総務課長。

○総務課長（長谷川浩君） 議案の説明を行います。

議案第26号 平成24年度美深町一般会計補正予算第1号。

平成24年度美深町一般会計補正予算第1号は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○総務課長（長谷川浩君） 議案第27号 平成23年度美深町一般会計補正予算第10号。

平成23年度美深町一般会計補正予算第10号は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので議案第26号並びに議案第27号について質疑を行います。

10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） 林業・木材産業構造改革事業補助金ということではいただいで繰り返して平成24年度、23年度に繰越明許ということは説明の中で理解できているのですけれども、この補助を受けるために工事的に150万円ほど上乗せがあったのですけれどもその内容はどれだけ木材を多く使えばよかったのかなど、そういう規定的なものほどようになっているのかその点をお聞かせください。

○議長（倉兼政彦君） 農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（草野孝治君） 木材利用の要件でございますけれども、この施設は道産材、この木の良さと木造建物のPRを図るということで使う方だけではなくて視察者にも目で見て木材の利用がわかる道産材がどこに使われているのか分かるという施設にしたいという指摘を受けました。そこで、一般的に床、フロア、壁材等々の部分について一部クロス仕様になっていた部分ですとか一部クッションフロアですとかカーペット仕様になっていた部分の見える部分についてはすべて道産材等の利用によってPR効果を増すような形で見直しなさいという指示が出まして、フロアと壁について道産材を使うということで150万円ほどの本体工事の増となっているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） 外観の規制というのはなかったのでしょうか。外から見てログハウスのものとか。外観的なものではなくて床と腰壁の程度でクリアできるということなのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（草野孝治君） その辺も相談しておりますけれども、基本的にそこまで全部ログハウスのものまでは求められていないという状況でその辺についても玄関入り口等使える可能なものであればということで最低限要件をクリアしながらコストも何とか150万円で最低抑えたいということで調整をして進めているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 農業研修生用の宿舎の件で利用についてお伺いしたいのですが、あとで条例とか規則はできると思うのですがけれどもここに研修生は何年住めるとかそういう規則を設けるのか。それから現実に農家の地元にいる後継者がここへ研修生として入れるのかどうか。先進地を視察した経緯があるのですけれどもそういう事例もあったものですから美深町の場合はそのような対応をするのか。それからもしもの話ですが、空き家になった場合は一般にも開放する考えがあるのかどうかその点を伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（草野孝治君） 入居期間でございますけれども、現在のある既設の宿舎は恩根内1戸と町内1戸でございますけれどもこれをベースに検討しております。最長2年間農業後継者育成協議会の実習期間を設けております。25年度から正式開設となるわけでございますけれども畑作は6カ月が標準パターン、酪農・畜産は1年間標準パターンとなっております。現在もこのパターンとあと、最長延長して2年間でこれらに準じて対応していきたいと思っております。あと、地元の方が入居できるかという部分ですが、5室のほかに多目的ルームといいますか談話室的なものを整備しておりますのでこの辺の利用は想定しておりますけれども地元においてこの宿舎から実習の農家以外でここに住まれて実習に通うということについては想定されるかどうかについても今のところそういった希望なり要望等については聞かれていないのでその辺も念頭において今後条例規則策定にあたって検討してまいりたいと思っております。あと、空き室が出た場合ということですが、当初は農業分野で補助金を模索していたわけですが、それが今回林業の建物のPRの補助を受けるということになりまして農業以外の部分でも補助金的にはPR効果を高めるということで活用については認められております。それで、まだ

他の部局とも相談はしていないわけですがけれども、場合によっては冬期間の短期移住対策で使うとか、また冬季スポーツといった部分で使うことも可能かということで事務レベルで今検討しております、これらにつきましては農業関係団体と検討しながら条例規則を25年度の募集前までに固めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行いますか討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから採決を行いますか採決は議案それぞれをもって行います。

まず議案第26号 平成24年度一般会計補正予算第1号について採決いたします。

議案第26号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第26号 平成24年度一般会計補正予算第1号は原案の通り可決されました。

次議案第27号 平成23年度一般会計補正予算第10号について採決をいたします。

議案第27号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第27号 平成23年度一般会計補正予算第10号は原案の通り可決されました。

◎ 追加日程第32 議案第28号

○議長（倉兼政彦君） 次、追加日程第32 議案第28号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第28号 財産の取得について説明を申し上げます。本提案の財産の取得につきましては、平成16年度から冬期間の雪捨て場として旧天木跡地を利用してまいりましたが住宅地の環境などに配慮する必要からこのたび敷島地区のオキキ川沿いに移転するため新たに用地を取得するものであります。この土地は農用地等区域に

指定されておりましたので農地転用及び農業振興地域変更の手続きを昨年11月に終了し、その後、無償による土地使用契約を結びまして今季から堆積場として使用してまいっております。また、道営パンケ地区かんがい排水事業の受益地でもありましたので北海道による除外手続きを行いまして2月中旬に手続きが完了した旨の連絡を受けたところであります。さらに、これらの手続きと並行して北海道建設部用地化、北海道土地収用委員会でございますけれども土地収用法に基づく事業認定の協議を行ってまいりましたが施設の建設が伴わない土地購入事業については事業の適格性を認定すべき判断ができないという見解を受けましたので3月13日にこの土地については地権者と仮契約を締結いたしまして本契約締結に向けて議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明を申し上げますので別紙の議案をご覧くださいと思います。

議案第28号 財産の取得について。

次の財産を取得することについて議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

- 1、取得する財産、これは土地でございます。美深町字敷島158番2ほか11筆。
- 2、地積 49,925.31平方メートル。
- 3、取得金額 16,088,077円。
- 4、取得目的 公共雪堆積場用地。
- 5、所有者 美深町字北町7番地2 中村功氏でございます。

裏に資料をお付けしております。取得する財産土地の場所でございますけれども、若干見にくくなっておりますけれども国道40号線とオキキン川さらにはJR宗谷本線と現在建設が進められております美深道路のこの4路線に囲まれた土地で斜線を振っておりますけれども字敷島の158番2から190番1までの12筆でございます。この面積が49,925.31平方メートルとなるものでございます。

以上、議案第28号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので議案第28号について質疑を行います。
4番 南君。

○4番（南 和博君） 今回のこの件について取得金額の算定基礎と、一般会計の時も若干質問しましたがこの土地を取得した後の跡地利用、それからこれを取得する際の財源の

バックボーンといえますかこういうものが交付税措置等の対象になるのか、その3点についてお聞きいたします。

○議長（倉兼政彦君） 施設グループ主幹。

○施設グループ主幹（杉本 力君） 土地の算定基礎なのですけれども、売買事例から持ってきておりますけれどもその分を年次の経年変化だとか土地の状況だとかを売買事例から比較しまして算定をしている状況でございます。価格については、地目として田、畑と農家宅地とあるのですけれども、だいたい150円から800円くらいの間で弾いているということでご理解いただきたいと思います。詳細の単価については元地番の方の情報だとか今後仮契約をしている方の情報等がありますので詳細については申し訳ありませんけれども単価についてはこの程度ということで算定基礎とさせていただきたいと思います。それと、契約後の用地の移動については予算委員会の方でも答弁させていただいたのですけれども今のところ考えておりません。

○議長（倉兼政彦君） 総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（川端秀司君） 財源の関係でございますが、交付税の関係につきましては特別にこれがために交付税が増額されるということではありませんが実際には一般財源を使うという意味では交付税として交付された金額をそのうちからこの財源に充てるという結果的にはそのようになると思います。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 売買単価の部分についてはプライベートなところになるのかしれませんけれども、今回もともと農地だったところが転用して一般の土地の解釈で算定したと思うのですが農地もそうですけれども美深にも標準的な単価割りがあると思うのですが、やはり良い土地と悪い土地という比較を一定程度しなければならないのですがそういうものを誰が判定をして今回こういう結論に至ったのか、その辺が不透明に感じますのでその辺の経過等を含めて説明を願います。それから、跡地利用のことは取得してその後考えるということですが、予算の時も申し上げましたけれども美深道路の玄関口ということを見るとスキー場を整備するという考え方に整合性をもてばしっかりそこを検討していくべきだと思うのですが、これから考えるということであればしっかりその辺を捉えてやるべきだと思っておりますがその辺の考え方をもう一度伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 施設グループ主幹。

○施設グループ主幹（杉本 力君） 土地の算定の考えなのですけれども、元となる売買事例の価格から交通要件、自然要件、区画の大きさとか行政的な条件というのは役場から遠いとか近いとか、駅から遠いとか近いとかそういうもろもろのかなりのケースの条件を

鑑みて評定表を作るわけですからけれども評定を部内でしまして最終的な価格についてはすべて決裁を仰ぎながら価格の決定をしたという経過でございます。土地の利用については美深道路等々話しがあったのですけれども今のところ草刈り程度の利用しか考えておりません。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 予算等にも色々質疑が出ていたのですが、私が今回お聞きしたいのは、ようやく売買契約という形になっているのですが全体では11筆、そういう中身の中で150円から800円という価格が出たのですが、田、畑という感じで宅地も含めたその3種類程度のそのような価格の内容でどのように算定基礎というものがされたのかお聞きをしたいと思います。それから、今住宅であったところが現在まだ建っておりますがそれらについてはどのような契約内容等になっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 施設グループ主幹。

○施設グループ主幹（杉本 力君） 算定の基礎の部分ですけれども、先ほど言ったように田と畑と農家宅地と3段階の区分で各条件を加味しながら売買実例地から持ってきた単価として弾いております。今いる方で、あそこに住宅があるのですけれどもいずれにしても売買契約後には一定程度の土地の賃貸契約を結ぶなか住んでおられるようなことになると思います。

今ある住居等は将来的に壊す予定になっております。

○議長（倉兼政彦君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） ないようですのでこれから討論を行いますか討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号 財産の取得についてを採決いたします。

議案第28号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第28号 財産の取得については原案の通り可決されました。

これで本定例会に付議されました案件の一切が終了いたしましたので会議を閉じます。

これで平成24年第1回美深町議会定例会を閉会といたします。

どうもご苦労さまでした。

閉会 午後 3時01分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 倉 兼 政 彦

署名議員 岩 崎 泰 好

署名議員 齊 藤 和 信